

ゆるすゆゑかや	甚二郎	袖ひぢて	五郎兵衛
吞は甘露	宮門	夜聲もいとゞ	陸之丞
幾久し神松	甚二郎	難波の梅	五郎兵衛
君かしこしや	宮門	光ぞ増る	陸之丞
君八千代まで	甚二郎	此外御流相濟候小謠諷之。	

猩々 世も盡じより 宮門 佐六 金三郎 亥子之助 昌次郎

一、御銚子御表小將井上初負、御流御銚子、御大小將飯田半二郎・山口左次馬・大河原彌太郎・寺西庄兵衛、役者指引御大小將平岡右近・加藤直次郎勤之。但御銚子御表小將神田忠太郎相勤候筈之處、依風邪御番引に付、扣より初負勤之。

正月廿八日。徳川家齊の前田齊廣に贈れる鶴金澤に着す。

〔政隣記〕

正月廿八日餘寒御尋之宿次御奉書、且御拜領之鶴、今月廿二日江戸發、今朝六時頃金城に到來。鶴は五時頃到來。加州御郡奉行宮崎久兵衛・小幡左門罷出、御用番山城殿登城、御作法等都而前々之通。右に付御禮江戸表に被差出候御使、御馬廻頭中村九兵衛に被仰渡、明後晦

日發足。

但、晦日相延、二月朔日發足。

〔政隣記〕

二月廿八日今度御拜領之鶴、就御省略中表立御披不被仰付、年寄中・御家老中・若年寄中并御近習向頭分迄、今日右御吸物等頂戴被仰付、給仕都而席懸り坊主。

但、頂戴人熨斗目着用。且年寄中常之席、御家老中者年寄中席に而頂戴、若年寄中者自分席に而頂戴之事。

正月。前田齊廣、諸士の風俗を正しくし文武を勵むべきことを諭す。

〔異本三守御譜〕

文化四丁卯年正月、諸士風俗等之儀に付、御入國以來段々被仰聞置候處、近頃は何となく等閑に相心得、中には文武之心懸もうすく、無用之參會、子弟之成立等不宜人々も在之躰被聞召、以來先達て被仰渡候御趣意、急度相守可申旨、御親翰を以て被仰出。御親翰は御馬廻迄被成下、夫々申談候様就被

諸士風俗之儀に付、御入國以來段々被仰聞置候處、何となく近頃は等閑に相心得候哉、中には文武之心懸も薄く、或は無用之參會もいたし、子弟之成立等心懸も不宜人々も有之躰に被聞



召候。依之今般改めて被仰聞候條、以來彌以無油斷、先達て被仰渡候御趣意急度相守り可申旨、夫々尙又可申聞段、諸頭等へ可申談候。其上にも相改不申族も有之候者、其段可奉達御聽旨、御親翰を以私共へ被仰出候事。

正月。幕府前田治脩の今二十ヶ月在國すべき請を許す。

〔御年譜〕

一、正月相公様從是二十ヶ月御在國被成度旨、御願之通被爲蒙命候事。

二月十日。前田治脩二十ヶ月在國を許されたる報金澤に至る。

〔金龍公記史料〕

二月十日。太公在國更延二十月之請見許之報至。

二月十八日。前田治脩の病を診する爲京都の醫畑柳啓金澤に着す。

〔政隣記〕

二月十八日京都禁裏御番醫師畑柳啓、今般就被爲召候に付罷下り、今日夕方旅宿菅波屋に參着。行粧五十人、最初劔梅鉢金紋附候藥箱爲持之、薙刀等、駕籠脇侍分六人、供乗物三挺弟子並重立候家來之中。等、右旅宿に始終相詰有之。從此方様御賄被下候者は三十九人、其餘は宿次人足

之由。且禁裏御番并御ヒ相見も仕候得共、京都町醫与云云。

右柳啓被爲召候御入用金二千兩計与云々。是相公様舊冬以來御風疝之御氣味に而、御勝れ不被遊に付而也。

二月廿五日。畑柳啓、前田治脩の病を診す。

〔政隣記〕

明二月廿五日、畑柳啓法眼就登城、今日御横目所御作法書向々に披見申談有之。則左之通。

畑柳啓法眼登城之事

一、途中町下代誘引に而、表御式臺迄罷出候はゞ、御小將出向誘引、虎之御間上之間に相通し、町奉行罷出致挨拶可申候。給事御歩、御茶・たばこ盆出し可申候。追付組頭之内罷出及挨拶可申候。其後御小將誘引、柳之御間二之間に相通、組頭及挨拶可申候。其次年寄中之内罷出及挨拶可申候事。

一、於柳之御間御料理等被下候間、其節給事御歩、指引小頭。其節組頭罷出及挨拶可申候。但、相伴御醫師之内。

一、御横目指引之事。

以上



右揃刻限九時常服之事。

右柳啓法眼參着後は、廿日金谷御殿に被爲召、相公様御診被仰付候上、御療治被仰付、御藥上之。同日二汁五菜之御料理等、御濃茶等、後御菓子迄被下之、給事坊主。廿二日御診に罷出、其節は御餅菓子・御吸物・御肴、後御菓子。廿四日罷出候節は、糸温飩・御酒等被下之候事。

〔政隣記〕

二月廿五日、昨日記之通今日八時前畑柳啓法眼登城。御作法書之通御大小將吉田直九郎誘引、町奉行岩田傳左衛門、當番組頭堀平馬御小將頭、御年寄御用番左京殿挨拶。從柳之御間筋違御廊下迄、當番御横目飯田半六郎誘引。夫より御表小將横目誘引、御居間に者御近習頭誘引、御診被仰付。柳之御間二之間へ復座之上、御醫師横井元秀相伴に而、左之通御料理等被下之。  
(献立略)

〔續漸得雜記〕

恭奉加州前太守宰相金澤侯嚴命。伏診尊體不豫之狀。謹按疝癖之證。貴脉。左弦數。右緊數而濇。右肋拘急。心下悸動。少腹稍軟。帶脉不固。大便滑。小水自若。奉饌如常。法曰。弦數爲減。緊濇爲毒。肝木乘脾土。中州之氣。不得轉輸。弗養元陽。恐發風狀矣。此積累之

久。非一日所能致。唐書載王太后之疾。欲急効而不獲。一醫進藥數年。得全癒。詩云。池之竭矣。不云自頻。泉之竭矣。不云自中。冀棄枝而固其本矣。治方。百一選方。回陽保攝。宜聊奏微績。此方也當否未可知焉。吐露管見。以埃醫之高案爾。

回陽湯方

益智 木香 半夏 附子 吳茱萸 陳皮 青皮 乾姜 甘草

右九味。水二合。煎取一合。

文化丁卯二月

畑醫學院法眼柳啓拜

二月廿八日。河北郡南森下の百姓傳兵衛ぼんどりを製して藩侯に上る。

〔政隣記〕

加州南森下村傳兵衛と申百姓、今年五十歳也。此者御上之御恩を奉思付、多年ぬるご之内宜分二三筋宛撰出、去年迄に大体ぼんどり一つ分程溜り候に付、舊冬寒中三十日清水に曝し、能々相和らげ、尤糸苧も自分手に懸水に晒し、青く染め、今年元日よりぼんどり仕立に取懸り、納戸之内に新菰を舗置、其所に而仕立之、外に立出候砌者度々手洗ひ口そぎ、清淨に仕出來。依之献上仕度旨夫々相達候處、志之程難打捨に付、御郡奉行へ相達候に付、平生之様子右奉行より尋有之候處、人品格別之心得之者に付、御用番御年寄衆に御達申候處、奇特

ぼんどりは  
養の箱小な  
るもの



二十八日は

六〇〇

之至に付右ばんどり指上候様に仰渡有之、則一昨廿八日右奉行御席に持參上之候事。

但、右ばんどり仕立方、見事至極成事に而、絶言語候事云々。

〔耳底雜記〕

付札、御郡奉行へ

河北郡南中條村頭振

一、三 俵

傳 兵 衛

右傳兵衛儀常々御上之御恩澤奉存候に付、爲冥加ばんどり献上仕度旨、多年心懸致出來候に付、恐ながら今般指上度旨相願候趣、委曲各紙面之趣相達御聽、ばんどり指上候處、御差留被成候。多年心掛右拵候節之致方等、奇特成儀、其上母へ致孝心、彼是稀成志の者に付、爲御褒美如此被下候條、此段可被申渡候事。

卯 三 月

但、右傳兵衛父常々幼年之頃より申聞候者、稻のしとの穂を取てばんどりに仕置着候へば長命する事、古來のためし有と云共、誠に多年心懸なくては出來不申与物語する故、十八歳の頃より存立、毎年諸方尋候へ共、しとの長きは殊之外稀成者にて、年に五筋七筋より多く無之に付、數十年心懸、文化四年卯三月出來仕候。織申度々に水をかけ候而出來

是月は大盡  
なり

候。古今稀成者に付此所に委曲を記す。

二月晦日。前田齊廣經武館に臨みて武技を閲す。

〔政隣記〕

二月晦日武學校へ八時頃御出。武藝師範人門弟之内、中段以上等に而當時入情之者書出候様先達而被仰出、則夫々より書出置候内、左之通御覽。畢而今日御覽被遊候處、達者に思召候旨御意之趣、學校御用井上井之助等演述。

二月晦日。畑柳啓に物を與へ、明日を以て歸京の途に就かしむ。

〔政隣記〕

二月晦日、畑柳啓法眼元來三十日之御暇に而罷下候由云々御用相濟御暇被下之、明朝日御當地發足罷歸候に付、今晦日旅宿へ御使者御使番久世平太郎を以御意有之、白銀百枚・生絹十疋極上之由・申海鼠一籠被下之。從相公様茂白銀五十枚・緞筋一籠、右同人を以被下之、御内々を以紋絹三端於金谷御殿被下之。

但、今般柳啓罷下り候節、同人弟畑柳泰兄柳啓より者却而醫術上手之由云々も同道罷越候に付、柳泰儀者御指留に而相公様御療治被仰付。

右柳啓儀、京都發足前爲旅用金百五十兩被下之、御當地旅宿へ參着之日者二汁五菜之御料理

加賀藩史料 第十一編 文化四年

六〇一



等被下之、翌日より旅宿に而取計、御賄代柳啓者七匁五分、柳泰者五匁、若黨并弟子三匁、小者二匁宛之圖りを以相賄、發足當日者二汁五菜之御料理等被下之。本文之通に候得共、内々御賄代銀を以受取之、自分家來に申付、食品蔬菜を以爲相計、朝者粥を給候由等云々。勿論柳泰並若黨以下も同斷。將又歸旅用金重而百五十兩被下之。

三月十三日。前田齊廣金澤を發して參觀の途に上る。

〔政隣記〕

當春御參勤御道中十二御泊附等

金澤森下御小休、津幡御中休、俱利迦羅御小休、今石動御泊。六里三十五町

福岡御小休、高岡御泊。四里

小杉下村御小休、東岩瀬御中休、西水橋御小休、魚津御泊。三十一里三十町

三日市御小休、浦山御中休、船見御小休、泊御泊。八里四町

境・雅樂御小休、青海御中休、糸魚川御泊。六里廿四町

鬼伏・能生・遠崎御小休、名立御中休、有間川・五智御小休、高田御泊。十二里十八町

荒井・關山・二俣御小休、關川御中休、柏原御小休、牟禮御泊。十二里十六町

新町御小休、丹波嶋御中休、南糸村・矢代・下戸倉御小休、榑御泊。十里十八町

鼠宿・上田御小休、海野御中休、小諸・馬瀬口御小休、追分御泊。十一里十八町

輕井澤・はね石御小休、坂本御中休、松井田・八本木御小休、板鼻御泊。七里十町

高崎御小休、落合新町御中休、本庄・深谷御小休、熊谷御泊。十二里七町

吹上御小休、鴻巣御中休、上尾・大宮御小休、浦和御泊。十里十二町

蕨御中休、江戸。五里廿八町

〔政隣記〕

三月十三日爲御見立六半時過より登城之處、五時御供揃に而金谷御殿に被爲入、四時過御歸殿、同半時頃御供廻被仰出、九時前晝御機嫌克御發駕。其節御式臺鏡板に御城代前田伊勢守殿・村井又兵衛殿、年寄中・御家老中等左右に被罷出、御意有之。御白洲に定番頭・同御番頭、菱御櫓續御長屋下之方に相公様・貞琳院様御附使者罷出、御意有之。橋爪御門外橋爪に奥村助右衛門殿被罷出、三之御丸に前々罷出候役儀之人持・頭分罷出、夫々御意有之。其外前々之通に付畧す。御供人長甲斐守殿・本多勘解由殿、御道中奉行并兼御行列奉行村奎右衛門・安達彌兵衛、御筒支配牧昌左衛門、御弓支配津田權五郎、御長柄支配水野庄五郎、御大小將御番頭岸忠兵衛、同横目寺西平左衛門・飯田外記、御近習關屋中務・水越八郎左衛門等、夫々御供或御先拔に而發足。



〔政隣記〕

三月十五日東岩瀬不時御泊より之御用狀、翌十六日夜到來、左之通申來。  
中將様益御機嫌克被爲遊御旅行、十四日夜高岡御泊、于時小杉御郡奉行中等より、十三日晝頃より之烈風に而大門川出水、假船橋切れ、十四日より往來支候旨等追々注進。依之段々僉議之上、假船橋十五日朝迄に出來。右に付御通行御手間取有之、及晝頃候故、魚津御泊者相止、同夜東岩瀬に御泊、翌十六日夜泊驛御泊之旨申來。

三月十七日。道中繼人馬の數は、今回江戸より歸國するものに限り増加するを許されたりとの報金澤に達す。

〔政隣記〕

三月四日出江戸發之御用狀、同十七日到來、左之趣申來。

付札

道中繼人馬之儀、一日十三人十三疋より多繼立不相成段、公邊より被仰渡、先達而一統相觸候通之處、今般御着府之上御留守詰之人々罷歸候節、右人馬高に而は甚指支候に付、公邊に及御達之趣有之候處、御着翌日より日數五日之間、一日に二十三人二十三疋宛繼立不指支趣、此度一作於公邊御聞濟有之候條、被得其意、尤右日限中發足之人々、人馬割合方會

文化三年二月十四日の條参照

一作は一回限の意

卯 三 月

所へ相達、受指圖候儀者、平常之通可相心得候事。

右之趣被得其意、組等之人々に可被申渡候。且又諸頭中の演述、組等之人々にも申聞候様、早速可被申談候事。

三月十八日。公事場奉行、羽咋郡一宮の社地に關する處置を年寄等に報ず。

〔職事日記〕

能州羽咋郡一宮社地と御林山境筋、先年より論事有之に付、公事場において相糺候様被仰渡置候所、段々相糺候へば、元來社地は瑞籬二町四方迄に候處、其儀社僧・神主共心得違之旨、今般致會得候。併右二町四方迄に相成候而は難澁之至候に付、瑞籬之外に往古より墓所と申傳候場所千五百五十歩計、并みそし山五千六百歩計、立石山六千歩計附添相渡可然旨、私共僉議之趣委曲被達御聽候所、格別之趣を以右歩數相増被下、猶更後年紛數儀等無之様、嚴重可申渡旨被仰出候趣、先達而各御書立之趣奉得其意、仍而私共より寺社奉行に委曲書立に認、右奉行添書を以社僧・神主一統に相渡候様申達候所、則其通申渡、一統難有奉得其意旨御受指出候故、公事場の取置、御郡奉行・山奉行・改作奉行にも申渡候様、委曲御算用場奉行に申

文化三年七月廿二日の條参照



達、今般被下候場所之儀、御郡奉行初夫々役人罷出打渡候上、分間繪圖相認、公事場印を加相渡、後來紛敷儀無之様仕置可申趣、御算用場奉行にも申達候間、追而繪圖出來之上場印を加相渡可申奉存候、以上。

文化四年三月十八日

四 人判

御年寄衆等十三人殿

三月十八日。船舶を賣却し又は破損したる際に於ける極印の部分の處置を定む。

〔筒井舊記〕

今般御領國船に燒御極印打渡方之儀、先達而申談候通に候。然處右極印有之船、他國・他領に賣渡度旨相願候はゞ、各於手前極印削取可被申候。若海上乘廻り候内、不時賣拂候様之儀有之節者、極印削取、買手形・削屑共各手前取立、退轉可被承届候事。

一、御國・他國浦々に而難船之砌、其浦に手形有之候間、他國に而痛船に相成賣拂度候はゞ、船頭より極印削取、右浦手形并に極印削屑共取立、退轉可被承届候。海中に而解船に相成候分、若極印之處拾揚候はゞ、切抜浦手形に添爲持出、海中に而流失之分は、浦手形迄爲持出可被申候。

一、船朽損造作難仕分、極印削取退轉可被承届候事。

右之趣被得其意、此段船持共申渡置、右退轉之儀當場に可被相達候、以上。

三月十八日

御算用場

高田彌左衛門殿

中村逸角殿

浦々等船燒御極印打渡之儀に付、先達而申渡置候處、重而別紙之通御算用場より申來候條、得其意、本文之通削取方等之儀、出來・退轉共夫々不相洩様、其時々致譯書可及斷候、以上。

三月二十二日

中村逸角

高田彌左衛門

能州四郡十村中

三月。學校に於ける醫學稽古の日割を定む。

〔學校方覺書〕

學校頭

於學校醫學稽古三日之内、一日本艸之會讀被仰付、十一日は書生致輪講、無泥詰問有之可然旨、各覺書之趣相達御聽候處、右之通可被仰付旨被仰出候條、可被申談候事。



四月朔日。前田齊廣登營して參觀の禮を行ふ。

〔政隣記〕

四月九日、去四日江戸發之御用狀來着、左之趣共申來。

三月二十九日就今度御着府、上使御老中青山下野守殿を以、御懇之被爲蒙上意、同晦日御老中方御連名之依御奉書、今月朔日御登城、御參勤之御禮被仰上、御例之通長甲斐守・本多勘解由御目見被仰付。

四月朔日。畑柳泰、前田治脩に投藥奏功したるを以て三十人扶持を給し、次いで歸京せしむ。

〔政隣記〕

四月朔日、月次登城、年寄衆等被謁、四時前一統退出。且左之通御覺書を以、御用番安房守殿町奉行に被仰渡、則岩田傳左衛門於宅申渡。

畑 柳 泰

相公様御氣滯に付、御服藥被遊候處、段々御快に付、爲御合力三十人扶持被下之。

右柳泰儀、横井元秀御參勤御道中切御供に而出府之事罷歸次第御暇被下歸京之筈之處、今月七日元秀罷歸候に付

御暇被下、九日拜領物被仰付、十一日發歸。

〔政隣記〕

四月十一日、今月朔日粗記候通、畑柳泰に昨九日御使御使番松平康十郎を以御意有之、白銀百枚・生絹極上之由十疋・串海鼠一籠被下之。從相公様も白銀五十枚・緞筋一籠同人を以被下之、於金谷御殿御内々を以紋絹三端被下之、且旅用金百五十兩被下之。今十一日朝發出歸京。

四月二日。大聖寺侯前田利之、本郷邸に前田齊廣を訪ふ。

〔政隣記〕

四月二日、主水様御入部後初而御參府御着。御老中御廻勤より直に御出、於御居書院御對顔、二汁五菜御料理等被進、諸事御作法前々之通に候事。

四月十五日。金澤に於いて前田齊廣が出府以後の狀況を告ぐ。

〔政隣記〕

四月十五日月次登城、年寄衆等被謁。其節御用番安房守殿左之通御演述、當座之恐悅に而相濟、四時前各退出。

前月廿五日御機嫌能御着府、同廿九日上使青山下野守殿を以被爲蒙上意。當朔日御登城於御黑書院御禮被仰上、殊に御懇之上意、長甲斐守・本多勘解由御目見、重疊難有御仕合被思召



候段、以御書被仰下候事。

四月廿六日。火の元の警戒を嚴にし、殊に山火事を生ぜざらしむべきことを諭す。

〔筒井舊記〕

火之元之儀嚴重相心得候様、毎度申渡置候所、近年別而數度之出火、いつ辻も取灰より火移り候旨、畢竟灰之仕抹方愈相故与相聞え候。向後念を入、聊茂油斷無之様可申渡候。且又近年山火事度々有之、別而春來斷等有之候所、多分山稼之者たば粉火に而も落し置、夫より燃出候坏与之斷、尤共通に而可有之哉に候得共、偏に火しめし方惡敷故に候。右に付何与歟様子茂無之哉、裁許手前に而篤与相考、出火之様子嚴敷其時に相糺、若心得違之者も無之哉、猶更無油斷山番等心を付候様急度可申渡候、以上。

卯四月二十六日

中村逸角

能州四郡御扶持人・十村中

高田彌左衛門

但、宇出津御奉行山田三郎左衛門殿・堀與八郎殿より茂、春以來毎度之山火事斷に付、火しめし方無沙汰之趣御紙面御觸有之候得共畧す。

四月。京都の陶器師青木木米を招き窯を金澤春日山に興さしむ。

〔政隣記〕

前々金澤於大樋等に、樂燒類者致し來候得共、唐津・今里等之如き堅燒は不致に付、常用之雜器之品一切他國より入來、剩遠路之運送に付駄賃等加り、此代料他國に洩れ候銀高、年々積り候得者過分之事也。于時近年尾州等にも燒物竈企候處、最初は彼是不十分候得共、追月段々手に入候上は、追々宜き器物出來、當時に而者永久之國産に相成、隨而國中職人・工商・賃持之輕き者に至候迄、右燒物而已にて致渡世候者多旨に付、去々年於町會所僉議者、何卒金府にも右之品御國産爲致出來候者、年々無際限他國に洩金銀も當府に留り、就中貧賤之者共土穿り賃仕事に爲働候者、下々之潤色にも可成事に付、京都粟田に陶器師青木佐兵衛与申者、陶器一件に委く候由に付、内分様子爲承合候處、土之舂相試、用立可申土に候得者可致出來旨申に付、去々年<sup>寅年</sup>九月右佐兵衛儀當府に呼下し、先年陶器致出來候大聖寺九谷之土取寄、當府茶臼山之土を主与して、先試に卯辰山瓦師平兵衛所持之瓦竈に而少々爲燒候處、無異儀出來、則其節入御覽にも。依之佐兵衛一先歸京、重而去年四月呼下し、近山より追々宜き土出候に付、山之上村領に致中絶有之瓦竈之ケ所有之を、地面引受候て陶器竈に爲造直候處、新竈に而土氣濕り等全抜け不申ながら、南京燒に似寄候品も出來、則相公様にも入

本文は政隣記文化五年四月十八日の條に記さる

去年は文化四年



御覽候處、御好を以品々被仰付、并年寄中等之内よりも誂物有之候處、夫々相應に出來。右様子に付而は、竈も全乾き職人も追々手馴候者、畢竟御國産にも可相成、然上者上品は兎も角も、先以當用之皿鉢類雜器等は他國より不及取寄に、當府にて可相辨也。就夫前條之九谷之土取寄候而は、遠方に付費懸り候間、右に代り候土無之哉与穿鑿之處、能美・石川兩郡之山にて土見付。依之九谷より不及取寄に、御領内に而澤山に有之、其藥土等出候ヶ所左之通。

一、能美郡 瀬木野村 勘定村 一、石川郡 別曾村 三子牛村

一、河北郡 山之上村二俣村、卯辰村。此分色白き石に而、南京燒類製し候土に加へ候。

藥土石之分

一、瀬木野村土中より出候白石藥に用。

一、三子牛村・別曾村土中より出候塊石藥に用。

一、卯辰村土中より出候塊石藥に用。

一、竈場所之内より出候赤土藥に用。

藥解候灰之分

一、椿之灰 此分落葉松之灰を 竹之灰 此分桶職之者細工に用立候層を 堅木之灰 此分紺屋共用立候灰之重槽を 堅炭灰 此分湯風呂屋共用立候

炭之灰  
を用。

右之外粉具之分者、紅柄・綠青・唐之土・硝子之粉。

一、吳州藍繪に用。

右之通當時用立候土藥共、都而御國産に而相濟、猶又追々宜き土等出候得者用之筈に候事。

五月朔日。前田治脩の病稍癒えたるを以て老臣以下之を祝す。

〔金龍公記史料〕

五月朔。太公去秋以來在病牀。頃以稍癒撤病牀。年寄以下賀之。

五月七日。前田治脩の表小將等、能役者のツレたるべき命を拒みしを以て指扣を命ぜらる。

〔政隣記〕

五月七日左之通被仰付。是者前月二十四日於金谷御殿御慰御能有之候節、橋辨慶シテ波吉宮門相勤候に付、左之人々々ツレ被仰付候處、宮門等之ツレ難仕由に而、何れも御斷申上候處、左候ば何も歸宅可致旨被仰出。依而同日より先自分に指扣相窺相愼罷在候處、今七日左之通被仰出。



但、津田和三郎ツレ方覺不申候得共、古く相勤候處、申談方等不行届、却而同意故云々。

相公様御表小將配膳役

相公様不應思召儀有之候に付、急度指扣被仰付。

但、六月二十七日此節之儀に付六人共御咎御免許被仰出。

- 津田和三郎
- 矢野判六
- 奥田金太夫
- 九里覺左衛門
- 森權太夫
- 堀田良之助

五月廿一日。昨今兩日前田利命の三回忌法會を修す。

〔金龍公記史料〕

五月二十日・二十一日修香隆世子三回忌法會。奉行本多安房守。行赦。

五月廿八日。大小將組三輪采男・齋藤金十郎自分指扣を命ぜらる。

文化三年八月十一日の條参照

〔政隣記〕

去年八月十一日、江戸表御上邸之内、大がね奉行預り之御土藏鎖前封印怪敷有之旨。則番人足輕當番黒川伊太夫・竹田左平次より、大がね奉行三輪采男・齋藤金十郎に相届候に付、采男等罷越、御土藏之内改之候處、銀二貫目紛失に付、右番人足輕伊太夫・左平次・海野半右衛門・田中一平、并留書足輕川崎喜太夫御吟味之上、伊太夫・左平次は牢揚屋に被入置、半右衛門・一平・喜太夫は不縮無之様割場奉行に被仰渡置候處、同年右之者共御國に御返、半右衛門・一平・喜太夫割場附也。三十二月中旬金澤に到着、從公事場割場奉行へ被預、伊太夫割場左平次横山圖は今年十四日到着之處、同日より牢揚屋へ被入置、同十八日於公事場御吟味之上、伊太夫・左平次・半右衛門・一平四人共禁牢被仰付、喜太夫は同廿七日御吟味之上、是迄之通割場奉行に指預に而、其後五人共度々之御吟味・拷問等も有之候得共相知れ不申。于時今月五廿八日、右紛失之節大がね奉行相勤候御大小將三輪采男・齋藤金十郎に、御用番山城殿御覺書を以可相尋旨、頭河内山久太夫に被仰渡、則久太夫より相尋候處、申分難立趣有之に付、自分指扣候處、其通与山城殿御指圖有之。

六月八日。前田齊廣使者を以て鷹司政瀨の女と婚せんことを求む。

〔御留守中諸事覺書〕

加賀藩史料 第十一編 文化四年

今年十四日は正月なるべし



一、大地縫殿左衛門儀、於江戸表御内用有之、當五月廿三日同所發足、六月七日京都到着。翌八日鷹司様諸大夫小林太宰少貳方内狀を以申通候處、同九日御殿に罷出候様申來。依之御玄關より罷通、太宰少貳に逢、段々及挨拶候上、今般外用向も相兼上京仕、得御内意度儀は、則先達而利倉善佐より粗御承知之通、當春御手前様關東に御越被成候節、善佐迄被仰聞候姫君様御縁談之儀、其砌は未再縁之存寄無之に付、右之御答におよび不申候。然處今度彌再縁組致し度存念に付、先達而被仰入候通、姫君様之内と御縁組被申合度奉存候。右に付猶更委細及御相談候趣共、御許容被成候は、彌御熟談相極、追々御談合致し度段等、有増申述候處、段々承知之旨挨拶有之。猶此儀は、同列之内高橋兵庫頭罷出逢可申候間、此者に被仰述候様致度旨申聞、退候上無程兵庫頭罷出候而、前段之趣始終得与申述、先年以來被仰込候儀御座候間、尤其通あなた様より被仰込候御仕向に致し度段等申述候處、委細承知、追付關白殿に可申上旨に而相退候上、御料理・御茶等被下之。畢而重而兵庫頭罷出、被仰聞候趣共具に申上候處、先以姫君様之内と御縁組被仰合度候趣、甚以御大慶思召候。尤先年以來此方より被仰込置候儀候得ば、別而御満足不薄、彌被仰越候通御内約被成度候。乍早速此段御許容之趣被及御即答候。猶入組之儀は、追々御手前様迄拙者共より以來御懸合に可及旨申聞候。

一、同廿日關白様御目見被仰付候間參殿仕候様、御用人鈴木宮内より前々日申來、長袴着用

罷出候處、長橋殿に關白様御出座、御目見被仰付、蒙御意、御手自御熨斗拜戴之、退候上御料理等被下之。

一、廿六日御用相濟、御暇乞旁罷出候處、兵庫頭を以晒布壹疋・白銀三枚被下之。右等之御禮等、立戻り御玄關迄罷出候。

一、右相濟、同廿八日京都出立、七月七日江戸表に到着之旨申來。

右は大地縫殿左衛門御使書之趣有増留候。

一、右御再縁被仰合度趣、先達而表方に被仰出候段、江戸表より申來事。

六月九日。前田齊廣、海防の爲船舶その他の準備をなすべきことを命ず。

〔町家老方御留守中諸事覺書抄〕

此度蝦夷地をろしや船渡來、及不法之儀有之躰に而、彼筋に從公邊追々御役人被指向候御様子、并南部様にも乍御病中御暇被仰出御歸邑被成、其外津輕殿にも御暇被仰出、御歸邑之由に候。右者能登國の船路も程近く、何時寄り申間敷者に而も無之候。依之御手當之儀、夫々行届不申而は不輕儀、殊に公邊よりも御手當之儀被仰渡御座候御沙汰も御座候。尤寛政六年異國船漂着之儀に付其砌被仰渡、御手當夫々御指支は無之節に候得共、船の儀は大要之御しらべに而、未耽与は相極候儀も無之哉に候。右之次第に而何時異國船寄申間敷に而も無之



由に候間、先内分船數別紙之通心當被致置、たとへ異國船漂流之舛無之とも、御手當之儀公邊より被仰渡候上、彼是遅々相成候而は御外聞も如何に候。乍併惣様船數只今夫々しらべ申候而は、公邊之響も有之儀不可然候間、別紙之通極内々心當有之様に与被思召候。此段拙者共より御直にも可被仰聞与思召候得共、いまだ公邊より表向何之御様子も無之處、ケ様之儀被仰出も却而被對公邊御扣被遊候。併過急に相成候而は御不都合も可致出來哉、先此段各々申遣候様無急度御尊之旨、人見吉左衛門を以被仰出候間、左様御心得、宮腰町奉行手前極内々船引寄方等之儀、御内々御僉議可被成候。尤此度之儀於公邊も秘し有之舛に候間、少しに而も相洩候而は、甚被對公邊不御爲儀も有之事候間、此處深く相心得候様被仰出候間、少其御心得に而格別被爲入御念候。

一、右に付能登浦之儀、相圖など致しにくき所、其上御郡奉行とても常々在合不申事候間、右相圖之心得方之儀も内密に而僉議致可然旨、密に心付之趣牧昌左衛門申聞候故、則相達御内聽候處、各迄可申遣旨御意御座候間、左様御心得御僉議可被成候。吳々未相顯れ不申事、殊に公邊に而も甚御秘被遊候御儀に相聞候間、萬一事々數相成候而は甚不御爲御儀候間、目立申儀無之様專一に御心得可被成候。此處得与申遣候様被仰出候。依之今九日此表發足、町飛脚牧昌左衛門より、相公様へ差急言上候品も有之旨申聞候付、旁拔書道中早飛脚步に申渡

申進候、以上。

六月九日

長 甲斐守

土佐守等六人様

追而船數之儀御極被遊候而被仰出候に付而者、事々數様に可被存哉候へ共、數等も無之御領國中之船を相改候様に有之候而は、却而響之處も如何与思召候間、先達而御手當之儀被仰出置候人數高に應じ、御圖りにて別紙之通被仰出候儀候間、其趣譯而可申遣旨以吉左衛門被仰出候間、左様御心得可被成候。則右別紙差進之候、以上。

船數之覺

一、二百石積 十艘

帆其外諸道具付くべし。水手百五十人計。但、船毎に轉馬船付くべし。

一、百石積 七十艘

帆其外諸道具付くべし。水手六百人計。但、船毎に轉馬船付くべし。

覺

一、御馬廻頭二組之事。

但、飛州騒動出雲守様之御加勢之節、野村源兵衛組用意迄に而押出し不申儀候間、此度も



源兵衛組筋當時宮井典膳跡組より、一二御用意迄可有之哉。是等之儀は豫而御馬廻頭へ被仰出も可有之候間、内用意無油斷様心得可申聞置候事。

一、御先手物頭弓筒三組、御使番二人、御横目一人之事。

但、右同斷順先之者承糺、内用意之儀可申聞置候事。

一、筆談役二人之事。

但、御儒者之内相應之者相撰、内用意可申聞置候事。

一、鐵炮役二人、大筒等之事。

但、御異風之内相撰、右同斷。

一、御醫師二人、御馬醫一人之事。

但、本道・外科・御馬醫本文之通内用意可申聞置候事。

一、右之外與力・御歩横目等、且火矢方小川兩家之内一人、或は火矢方御細工人之内一兩人指加、是又火器等内用意之儀可申聞置事。

以上

右早飛脚步、道中川支に而十六日到来、御紙面之趣委曲致承知、相公様へも入御覽置申候。

右御手當之儀、寛政六年公儀へ御届は御座候得共、用意方之儀被仰渡無之故、荒増先達而申

進候通に御座候間、御伺之上被仰越旨可有之与存候。船之儀被仰出之趣を以脇田善左衛門へ申渡、遂詮議申聞候様申渡置候。二百石積・百石積与八十艘計、何時にても急切之御用に相立候様心當いたし置候時者、御雇上に不申付而は御用に立兼可申候。先達而善左衛門より伺書出候船高、百四十石以上別紙之通に御座候。此内八十艘も雇上候而は、第一諸方之運送も指支、且船主ども甚迷惑可仕儀。いつ迄と申限りも無之、彼是指支に可相成哉に存候。就夫渡海獵師船は他所へ出候儀も無之、其浦々に有之事に候間、是を御手當に致し置候は、百石積などよりは小船に候へ共、結句懸引も自由に而も可有之哉と、此分も浦々相しらべ書出候様申渡置候間、遂兪議可及言上候。

一、能州浦相圖之儀、是又御郡奉行被致詮議置候ても、狼煙に而無之而は行届申間敷哉与存候。

一、北國之儀は異國船渡來不自由之様にも相聞候へ共、能州より松前等へは程不遠、商船毎年致往來候事に候へば、一向に御手當無御座事は相成間敷候間、先寛政六年御届御座候御人数高、内密心得候儀可申聞置与存候。此等之趣以御序可被達御聽候。尤御算用場奉行初、夫々随分内密心得に罷在候様申渡候。猶追々遂詮議相伺可申候。依之昨日出町飛脚指留、今日發足、早飛脚步に申渡申進候、以上。



六月廿日

甲斐守様

左京等六人

六二二

追而宮井典膳跡組當時一番に付、早速代被仰付可然と、以別紙相伺候通に御座候。將又今度蝦夷地争亂之主意は何故と申儀相知不申哉、聞番内々承合候様御申渡、相知候は、可有御申越候、以上。

一、今般宮腰町奉行より書出候船數帳は留略す。

六月十四日。能登奥郡海岸の形勢を調査すべきことを告ぐ。

〔筒井舊記〕

狼煙より劍地迄浦々海岸等之様子相調理書出候様、足輕飛脚を以申來候條、明後十六日稻舟組手始罷出候條、浦方村々役人共罷出候様可被申渡候。泊所之儀者及暮候ヶ所に而可致止宿候、以上。

卯六月十四日

高桑定五郎

齋藤清太夫

山瀬圓右衛門

稻舟村 藤太殿

鈴屋村 九郎右衛門殿

折戸村 源助殿

大澤村 直作殿

鶺川村 喜三兵衛殿

馬場村 喜右衛門殿

六月十六日。前田齊廣、金相場騰貴するを以て江戸詰人の増扶持に就いて議せしむ。

〔於江府御親翰帳之内書抜〕

六月十六日

一、左之御親翰以猪太郎被渡下。

近年金相場高直に付、詰人共一統及難澁之躰に而、追々頭・支配人より願出候様子に粗承及候。依之其節之取扱方心得之儀承置度存候。いかゞ躰に相願候共一圓不被承届、たとへば承届無之時は、一統難相勤杯と申處に至り、致役引等候時宜におよび申様なる儀有之候共、其儀も不被願と申程之決心に候へ者宜候得共、一通り難承届と被及差圖、其上又々強而彼是右様之趣を以申遣候節、無是非被承届候様なる事に而者、甚以不可然事に候間、只今之内少分たり共増扶持方遣候儀、遮而申渡置可然存候。此兩端決斷之處承度候條、存寄可被申越候、以上。

六月十六日



長 甲斐守殿

被成下御親翰奉拜戴候。近年——存寄可申上旨奉畏候。御發駕前より、金相場等之儀に付前田甚八郎等申聞候趣有之、御勝手方左京等にも申談、僉議之趣紙面先頃奉入御覽置候通に御座候。金相場等高直、難澁之儀は相違も無御座候。金澤表僉議之趣も有之候間、宜時分御貸渡等之儀相伺可申与奉存候段、其節奉申上置候通に御座候。御親翰——奉返上之候、以上。

六月十六日

長 甲斐守

六月廿一日。淺野川に洪水あり。

〔金龍公記史料〕

六月廿一日淺野川水溢。

六月廿一日。武具奉行に命じ藩有の侍具足及び足輕具足の數を調査せしむ。

〔諸事覺書〕

六月廿二日 折々雨

一、昨二十一日御武具奉行手先之侍具足并足輕具足、當時御用立候分御在高如何程有之候

哉、内々承度旨脇田又八郎に織江相尋候處、今日覺書指出左之通に候。此外御次より御預之分侍具足六十領計、足輕具足も五百領計も御座候。其内損候物も御座候。猶更被仰渡次第、打込惣員數しらべ相調可申旨申聞候事。

侍具足しらべ

一、七十九領 御預高

内二十九領 損物

残り四十領 御用立候分

此内にも念に入取しらべ仕候はゞ、損候分可有之与奉存候。

足輕革具足しらべ

一、五百九十六領 御預高

内百七十八領 御道中物

内百計 損物

残三百十八領 御用立候分

此分右同斷

一、五十枚 金之熨斗

加賀藩史料 第十一編 文化四年



六月廿一日。馬廻頭青木與右衛門等に非常の際出陣すべき準備を命ず。

〔穩樂齋隨意集〕

福富公御日記文化四年六月廿一日

一、去五月以來蝦夷地とろふ御陣屋へをろしや般攻寄、勤番人鐵炮せり合在之。右狼藉儀に付、今日御馬廻頭一番組頭青木與右衛門、御先手弓一組・鐵炮二組茨木源五左衛門・青木多門・山路忠左衛門、御使番大橋作左衛門・三浦助右衛門、御横目佐藤八郎左衛門用意可仕旨被仰渡候由。

六月廿一日。領内三州の海岸に各船舶を準備し置くべきことを命ず。

〔筒井舊記〕

御付札に、脇田善左衛門

一、五百石積 船五・六艘宛

但、五百石より大船に候歟、又者三百石以上に候はゞ、其圖りを以船數増減之儀も可有之候。尤船毎にてんま船相添る。

右之通三州に而、一ヶ國切右員數程、何れ之浦方に而も手當いたし置可申候。船持共申談、

線々圍置可申候。右之通異國船漂着之砌爲御手當圍置候之様、三州御郡奉行等被申談致、手當出來候はゞ其段早速可被申聞候事。

丁卯六月二十一日

右之通御用番被仰渡候旨、宮腰町奉行脇田善左衛門より申越候條、可得其意候。夫々不相洩様船持共申渡、差支不申様相心得、其趣委曲急速可申越候、以上。

六月二十五日

中村逸角

能州四郡十村中

〔政隣記〕

六月廿三日、魚津在住・今石動等支配御領地方等海手支配之人々、夫々内心得之儀、一昨日・今日夫々被仰渡有之。

六月廿二日。火矢方小川丈作をして豫め防備に關する調査を行はしむ。

〔諸事覺書〕

一、昨日左之通可申談旨月番演述に付、今二十二日小川丈作呼出内意之趣織江申談、順先之儀并場所等之儀、得与遂詮議可申聞候。用意方に付而は受取物等も可有之候間、夫々書出候様申渡事。

今は六月



異國船漂着之節爲御手當、火矢方小川兵左衛門・小川丈作兩人之内一人、内用意被仰付候儀も可有之候。順番等之儀被遂御僉議可有御申聞候。右兩家火矢之儀は、豫而打場拵置不申而は難成候哉。左候は、海邊場所遂見分候様成儀に候哉。或は臺仕掛車等に而、何方へも運送成易儀も候哉。船に而は何百石積位に而宜候哉等之儀、被遂御僉議可有御申聞候事。

六月廿三日。能登奥郡の奉行、海岸巡視の爲に出發す。

〔政隣記〕

六月廿三日、能州御郡奉行高田彌左衛門、能州爲巡見發出。

六月廿四日。馬廻頭青木與右衛門・中川平膳に海岸防備の内調理を命ぜらる。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

六月二十四日をろしや一卷御取調理、御内意被仰渡、御馬廻一番組・二番組、其頭青木與右衛門・中川平膳に左之通り被仰渡候覺書。

異國船松前邊に渡來、能州浦海上程近き体に付自然渡來之体に候は、御固めに可被指出候條、内調理致候様被仰聞候。御用番左京殿なり。

六月

付札、青木與右衛門・中川平膳に

今般御手當之儀御定も可有之候得共、先は在人高を以可成丈相辨、餘は其節に臨み割場雇等之心得に而相調理可被申候事。

丁卯六月

御用番 奥村左京

右一件に付、世上人氣以之外氣立、或は人之強弱相顯はれ、御手當組之家來共尻込む有、又進むあり。小者杯は俄に病身を申立暇を乞退く者多く有之由。又在家より相進み奉公に出るも有、分而田井村より多出候由、古老衆之物語色々承るなり。

六月廿四日。前田重靖の生母善良院の五十回忌法會を經王寺に行ふ。

〔政隣記〕

六月廿四日善良院様五十回御忌に付、於經王寺一朝御茶湯御執行就被仰付候、御家中諸殺生御當日一日相扣可申候。且又普請・鳴物不及遠慮候。乍然御寺近邊に罷在候者は、御茶湯御執行之内自分に指扣可申事。右之趣一統可被申談候、以上。

六月

奥村左京



六月廿六日。非常の事變に處する爲本道・外科の町醫師各一人を選定せしむ。

〔政隣記〕

六月廿六日。魯西亞國船一件に付、町醫師本道・外科一人宛名書指出候様、今二十六日御用番左京殿被仰聞候事。

〔政隣記〕

七月朔日、異國船一件に付町醫師本道・外科名書指出候様、前月廿六日記に有之通に付、翌廿七日書出置候處、今日村井又兵衛殿於御別席左之通被仰渡、則岩田氏に申送候處、同氏より申渡有之。

本道 千秋宗瓊

外科 高澤仙立

異國船漂着御手當しらべ方之儀、御馬廻頭等内密就被仰渡候、右手に被指添遣候御用に候條、密々可被申渡候事。

六月廿七日。非常事變に處する爲御歩横目及び火矢方等に準備を命ず。

〔政隣記〕

六月廿九日、今般異國船一件に付、御歩横目十人内用意之儀、一昨二十七日御用番被仰渡、御横目より夫々申渡有之候事。

同斷に付火矢方内用意之儀、一昨廿七日御家老衆御申渡、小川兵左衛門組外順先に付、其段御達申、并火矢方御細工人も五人内用意之儀申談置候様、御家老衆より右兵左衛門等に御申談有之候事。

但、今一人火矢方組外小川丈作也。

〔政隣記〕

前記廿九日に有之通、異國船御手當爲心得、内密被仰渡有之に付、御歩横目左之人々に御横目中より申渡有之。

塚本和左衛門 原 與三兵衛 山邊森右衛門 森 惣兵衛 中村勘左衛門

松原儀助 中嶋嘉平太 井關右平太 中西覺兵衛 大橋六郎

右爲用意、料一人銀百五十目宛御渡有之。

〔政隣記〕

六月廿九日、異國船御手當内密用意之儀、左之人々に茂被仰渡有之。



御儒者 石黒源五郎  
新井升平

六月廿七日。金澤にて馬匹を有する者に當分賣却し得ざること命令す。

〔政隣記〕

六月廿七日、當町馬持候者他國に賣出候儀も有之候者様子有之候條、當分可指留旨、若年寄中御申渡に付、傳馬肝煎并博勞棟取坂井英助、且在馬博勞にも、同役岩田氏より夫々申渡有之候事。

六月廿八日。非常の際出陣を命ぜられたる一番組馬廻金森量之助自刃して死す。

〔政隣記〕

六月廿八日、青木與右衛門組御馬廻領千七百石内二百石與力知、居宅安江町權町、實は人持組與村源左衛門弟也。金森量之助、今朝六時過於奥居間致内縮自殺、咽喉を脇指に而貫之。一番組に付、表居間暨書院等に、今般内用意就被仰渡之趣に武器類飾立置之。昨日頭與右衛門宅に罷越對談。同夜者同組之人々量之助宅に罷越、出立方等之内談に而夜半迄各罷在候處、何之相替躰も無之候處、不斗逆上にも

二番組は一  
番組なるべし

當月は六月

候哉右之族与云々。享年三十二歳。娘一人有之、四歳。妻は御馬廻組新川御郡奉行千秋次郎吉妹、歳廿一歳。當時懷孕、來月臨月之由也。右に付頭與右衛門・相頭中川平膳罷越、爲檢使御大小將横目山本又九郎・笠間源太左衛門罷越、七時過退出。與右衛門等者暮前退出。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

六月二十八日金森量之助御馬廻二番組筆頭千七百石なり。右被仰渡に付何歎心痛、於居宅自害致し家斷絶。居屋敷は石屋小路、今之關屋中務拜領屋敷なり。

六月廿九日。昨今兩日前田齊敬の十三回忌法會を天徳院に執行す。

〔政隣記〕

觀樹院様御十三回忌御法事、當月廿八日・廿九日於天徳院御執行に付、御射手・御異風稽古并諸組弓・鐵炮稽古之儀、御法事前日より御法事中相止可申事。

一、鷹野其外諸殺生、且又鳴物之儀、二十七日より二十九日迄三日可有遠慮候事。  
一、普請作事之儀、二十七日より二十九日迄指止可申事。

但、指急候普請等之儀者不及遠慮候事。

右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配にも相達



候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

六月十八日

村井又兵衛

〔金龍公記史料〕

六月廿八日・廿九日於天徳院。修觀樹世子十三回忌法會。奉行村井又兵衛。八月廿八日行赦。

六月廿九日。犀川及び淺野川の水暴漲す。

〔歳々略曆〕

六月廿九日兩川洪水。才川橋西之方三之一流失、法嶋村流失。天明三年之洪水にひとしと云。

七月二十日。海岸防備の爲大筒方の準備を命ず。

〔政隣記〕

一、七月二十日、異國船一件に付大筒内密心得之儀、御異風裁許了簡之趣を可申渡置旨、昨十九日御家老衆御申渡に付、則廣瀬武太夫・堀萬兵衛より、御異風武藤固忠太・今村源助の申渡之。

七月廿二日。前田齊廣、鷹司政瀨の女と縁組を内約す。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

七月廿二日、鷹司關白政瀨公御息女夙君様と御再縁之儀御内約、同年九月十三日御願之通り台命あり。同年十一月二十三日京師に於て御結納被進なり。同十二月東武の御下向なり。

七月。能登諸村民に命じ、異國船着岸するときは一定の所に參集せしむ。

〔文化年間書物留〕

文化四年卯七月異國船漂着之体見付候は、海邊筋へ御郡中村々より人歩馳集所等書上申帳。

羽咋郡外浦筋

二ッ屋村砂山の走集村々左之通。但此所海際三町程去松山。金澤の道程七里程。

二ッ屋村	二十六人	中沼村	四十二人
夏栗村	二十三人	元女村	三十九人
黒川村	三十二人 村持鐵炮一挺	箕打村	十九人
大田村	六十七人	上河合村	二十八人 村持鐵炮一挺
下河合村	三十四人	瓜生村	二十六人

加賀藩史料 第十一編 文化四年



牛谷村 五十二人  
 野寺村 二十人 村持鐵炮一挺  
 森下村 三十一人  
 坪山村 二十八人  
 正友村 十六人  
 東野村 十三人  
 合二十二ヶ村 人數凡六百三十四人。村持人持鐵炮七挺。外先年御貸置鐵炮三挺。

八野村 二十七人 源助持鐵炮一挺  
 瀬戸町村 二十七人  
 冬野村 二十四人  
 紺屋町村 二十九人 村持鐵炮一挺  
 東間村 二十七人 村持鐵炮一挺  
 澤川村 四人 村持鐵炮一挺

北川尻村砂山へ可走集村々左之通。但此所海際五町程去松山。

北川尻村 七十一人  
 免田村 三十三人

大海川尻村 五人

合三ヶ村 人數凡百九人。先年御貸置鐵炮三挺。

米出村 二十三人  
 門前村 八人

米出村砂山へ可走集村々左之通。但此所海際二町程去松山。金澤へ道程七里二十一町程。

河原村 六十七人。村持鐵炮一挺。長兵衛持鐵炮一挺  
 寶達村 七十八人。村持鐵炮一挺。五郎右衛門持鐵炮一挺  
 平床村 十四人  
 竹生野村 十二人 村持鐵炮一挺  
 子浦村 百六人。村持鐵炮一挺。加十郎持鐵炮一挺  
 散田村 四十四人 村持鐵炮一挺  
 下り石村 八人  
 吉野屋村 二十八人 五兵衛持鐵炮一挺  
 御館村 二十八人  
 上田村 九十人 村持鐵炮一挺  
 合二十二ヶ村 人數凡八百六十一人 村持人持共鐵炮十五挺

山崎村 十五人 卯兵衛持鐵炮一挺  
 吉田村 五十人 村持鐵炮一挺  
 萩谷村 四十五人  
 萩市村 四十八人  
 聖川村 二十七人 村持鐵炮一挺  
 新宮村 二十一人 村持鐵炮一挺  
 菅原村 九十五人 村持鐵炮一挺  
 中野村 五人  
 三日町村 五人  
 上田出村 四十四人

今濱村砂山へ可走集村々左之通。但此所海際二町程去松山。  
 今濱村 百三十人  
 小川村 六十人  
 麥生村 三十六人



合三ヶ村 人数凡二百一拾六人。三挺三階村  
源五・吉田村良左衛門所持鐵炮。

宿村砂山に可走集村々左之通。但此所海際二町程去松山。金澤へ道程八里十一町程。

宿村	六十人 村持鐵炮一挺	栗原村	十六人
兵庫村	三十四人	立開村	九人
石野町村	十八人	三ツ屋村	十五人
太田村	十二人	中川村	三十八人
深江村	五十八人	石坂村	二十四人
向瀬村	二十八人 村持鐵炮一挺	所司原村	五十六人
杉野屋村	九十五人 村持鐵炮一挺	土橋村	三十二人
二口村	三十四人		
合十五ヶ村	人数凡五百三十人。 村持鐵炮三挺		

(下略)

七月。能登の海岸に於ける防備の方法に就いて議す。

〔文化年間書物留〕

本文の決定  
は文化五年  
三月に在り

一、外浦筋之内羽咋郡笹波村領字げんとくヶ端遠見番所に相成可申哉与奉存候。内浦筋之儀者奥郡之内に被仰付候はゞ、口郡遠見番所におよぶ間敷奉存候。

此所に雨除小屋相建、番人可被指置哉。遠目鏡御渡可有御座儀。晝夜相詰申に付、大抵七人程も常詰に、時替に不仕而者難成哉に奉存候。尤村方之者へ被仰付候共辨間敷、足輕中三人御下し置、舟路存候浦方之者四人御雇、相交詰居可然奉存候。

自然異國船見付候はゞ、笹波村之寺庵に有之鐘・太鼓を交打に仕、且右場所に而諸方へ爲知之火を揚げ可申事。

但、爲知之火右山に而揚候共、在方は常に芥等焚灰を取申事有之故、合圖難分御座候間、兼而臺を拵置、其上に而火を焚候様可被仰付哉。鳴物之儀鐘迄に而者火災等に紛、太鼓迄に而は神祭等に紛候得ば、鐘・太鼓を交打に仕可然奉存候。勿論裁許十村へ急々及注進、十村より御役所へ急飛脚御注進可申上事。

附り、飛脚之者金澤迄走續候儀難成候間、通筋能州・加州之驛々を兼而被仰渡置、飛脚・轉馬不指支様可被仰付哉之事。

一、外浦筋合圖之火、げんとくヶ端より千浦村領延せ崎、瀧村領上野崎、珠洲郡三崎に遠見場所被仰付、合圖之火新保村・小木村・鹿嶋郡日出ヶ嶋村・江曾村・羽咋郡一宮村林山・河北郡



木津村に繼候者可然奉存候。尤其所々に而鐘・太鼓交打、近村へ爲知可申事。

但、此所々よりも十村へ注進、十村より御役所へ御注進可仕事。

一、右所々之鐘・太鼓聞付次第、村々鐘・太鼓交打にいたし、山方村々へも爲知可申事。

一、何れ之村々に而も、鐘・太鼓聞付次第、村方に持合候鐵炮、或は猪・鹿狩之鑼、或は斧・長鎌・棒・齋口等之物を持、兼而極置候場所々々へ注進可申事。

一、別冊に調上候村々走集所松蔭に、村々神事之旗、或は寺庵に有之幕に而も打、御勢出張之形を似可申哉。夜中は火を焚可申哉之事。

一、走集所へ參候道筋之内、紛敷所在之候は、晝は可行道筋に竹を建藁を結び置、夜は火を焚置可申事。

灯燈は提燈

但、山路難所道筋は、向寄村々より松明持出居、爲燈候様可仕、尤村方より火事之節之灯燈、或は寺庵に有之灯燈を持出候様可仕哉之事。

一、右灯燈に入用之蠟燭、在々小賣人方に有之分不殘持出候様申渡、爲燈可申哉之事。

一、村々に持傳候鐵炮、多分は用立不申候得共、先相用可申儀に奉存候。玉薬は一向無御座候間、組々裁許へ迄なり共、凡御圖り御渡置可被下哉之事。

一、村々より走集人數之儀、大抵村切に相極置、十人に一人充裁許之者、組合頭・長百姓之

内人柄相撰爲主付可申、肝煎は村切之惣裁許爲仕候者可然、五ヶ村に一人充十村手代等、又は村役人等之内才覺有之者に可爲致裁許哉と奉存候。

一、十村・新田裁許・山廻り之儀走集所へ罷出、諸事辨方指圖可仕事。

此勤口ヶ所極

二ツ屋村へ 酒井村一樂

北川尻村・米出村・今濱村へ 本江村六郎右衛門・土橋村次右衛門

宿村へ 菅原村行長

柳瀬出村・新保村へ 萩谷村圓次郎

塵濱村へ 本江村惣助・武部村彌兵衛・中川村太郎右衛門

瀧村へ 能登部下村與三右衛門・吉田村良左衛門

狹谷村へ 田鶴濱村丈助

大島村へ 三階村源吾・大嶋村堺兵衛

安部屋村へ 高田村由五郎

小浦村・赤住村へ 堀松村平藏

福浦村・生神村へ 三階村覺右衛門



給分村へ

笠師村喜八郎

風戸村へ

一青村孫右衛門

千浦村へ

笠師保村九郎次

鹿頭村へ

相神村彌六

笹波村へ

中島村與一

外浦之分

鰻目村へ

鰻目村五兵衛・野崎村清兵衛

鵜浦村へ

武部村四郎太夫

内浦之分

一、食事之儀村々より持運候は、甚混雜仕、逆も縮方も相成申間敷候間、其場所に而飯を炊相渡不申而は難成奉存候。ござ飯苞は人歩毎持出候様可仕事。

但、此飯米走集所向寄に而、身元相應之者へ申渡置、米貯置候様可仕奉存候。大抵一晝一夜一人に一升程充之圖に而、二日分程心得置可申哉之事。

一、飯米拂口之儀、身上宜百姓之内人柄相撰爲主附可申、飯炊候儀は向寄之村々に而可仕事。

但、一人前入程之器物拵置、村役人之内配分方爲主附、人々所持之ござ苞へ入渡可申、且向寄御盥問屋より盥爲出、飯に振渡可申事。

一、向寄之村々より大成桶を爲出、水汲溜置、人夫之渴を爲凌可申事。

一、走集候人夫之儀、金澤表より御出張御座候とも、其所へ御越之御方より御指圖無御座内は、村々へ爲引取申間敷事。

一、所々御藏番人・御給人米藏宿、右舂之節勤番方、猶更大切に心得候様可申渡置事。

一、浦筋船々縮方之儀、舟肝煎へ嚴敷可申渡事。

丁卯七月

八月廿八日。是夜以降彗星西天に現る。

〔留書〕

文化丁卯八月廿八日の夜より、彗星昏時に西方に現る。長一尺五寸計、氏宿の北天市垣の西にあり。九月二日三日の夜窺ふに、一度半程づゝ東行す。漸々に天市垣に移り入るべき勢にみゆ。文獻通考の象緯考に、彗孛を記して、前史に載する所數多あり。皆現るゝ處より東行して消する文あり。能符合す。八月廿八日より以前は連夜曇天にてしれず。八月廿日の夜見たりと云人もありとぞ。いづれ以前より現るゝことしらる。



九月二日。老臣長甲斐守邸等に落雷あり。

〔政隣記〕

如疇昔本の  
ま、

九月二日雨天如疇昔。未中刻頃大雷一聲大に響。此雷長甲斐守殿玄關高箱棟之上に落、餘程破損。又學校御圍之内に落、椎之木破裂。又堀川町御大小將伴造酒門前にも落、門柱并圍之内松大木下より梢迄裂跡有之。都合三ヶ所へ雷落。

九月十三日。前田齊廣鷹司政親の女との縁組を許さる。

〔諸事留書〕

一、中將様御儀夙姫様与御縁組、御願之通被仰出候旨被成下御書、各服上下に改、於表方拜戴。織江・修理儀は不罷出候付、御書寫を以月番より直に演達之事。

御書

手前縁組之儀、鷹司關白殿息女申合度旨、七月廿二日相願候處、今日可致登城旨、昨日御老中方連名之奉書到來、則名代織田出雲守殿被致登城候處、願之通被仰出難有仕合候。此儀爲可申聞如斯候。頭分以上に茂可被申聞候、謹言。

九月十三日

中將 齊 廣 判

前田土佐守殿

前田伊勢守殿

本多安房守殿	村井又兵衛殿
奥村左京殿	横山山城殿
奥村助右衛門殿	津田玄蕃殿
前田圖書殿	前田織江殿
前田修理殿	前田兵部殿

九月十五日。石動山論所の裁判方法に關して稟議す。

〔職事日記〕

能州石動山論所糾方之儀、先達而被仰渡、衆徒手前段々公事場理解之趣を以申渡候處、彼方へは明和年中繪旨も有之、其砌御當家様御室御所より御芳札有之、御返翰も被爲在、其外右之節御年寄衆・寺社奉行にも、右御所より奉書之趣も有之旨等色々申立候趣者御座候得共、敢て右等之趣論所を拘る筋に而も無御座故、段々理解之趣を以相達候所會得仕、此上如何様共裁判次第可相心得、若御僉議を以論所之内石動山に付添被下候儀に候はゞ忝可存、彼等より問敷を除相願候儀は恐入候旨衆徒共より書物指出し、此上は論所之場所不殘御郡地と裁判落着申渡候而も、其通に可相成儀に御座候へ共、論所之内末社舊跡有之儀申立、此地面御郡方に相成候儀を迷惑仕候旨申候儀有之。暨御室御所より今般申來候儀に付、寺社奉行より之



不肖は不承

返書に申遣候趣も、各御承知之通に御座候故、衆徒方にも慈愛御含之形有之様に与奉存候故、百姓方にも不肖仕、論所之内石動山の方付添遣候而も、彼是不申様に与御算用場奉行にも公事場糺方之様子委曲申遣候所、則御郡方之者共の申示候得ば、論所理合御糺分被申上、境之儀は幾重共公事場裁判之通可畏旨、村々役人共書物指出申候。元來寛文中繪圖出來、右繪圖に論所之印しは墨引朱引仕置、繪圖に而は相分候へ共、場所に望候而者、いづれの山よりいづれの山迄墨引朱引と申事難分躰に付、右境筋御扶持人・十村等内見申付候様、御算用場奉行へ申談、則衆徒共立會内しらべ仕候所、場所に望候而繪圖之墨引朱引、御郡方に申所衆徒申所与違居申、繪圖にも双方に違御座候儀も有之、難分事共御座候故、私共僉議は論所大抵三の一通り石動山へ附、三の二通りは御郡方之地と相分候様に仕遣候はゞ、双方共公事場裁判次第与有之上は、彼是申儀は無御座候故、右内しらべ罷出候御扶持人・十村にも、山見分之節右含を以極内々見しらべ候様に改作奉行の爲申談、則内分見圖之儀改作奉行迄指出申候。此儀は衆徒にも百姓にも存不申儀故、いづれを境に分候哉相知不申に付、追而右見圖之通分候而、双方に信服仕候哉、其様子難知事に御座候間、只今之所に而衆徒并村方役人右場所の爲立合、公事場并御算用場之僉議を以、是より是迄は石動山に被附、是より是迄は御郡方に被附与申儀爲申聞、其所々に印を附置、彌双方可畏と申儀承候上に

而、各へ御達申落着申渡候者可然与奉存候。尤境付等申付候儀は、落着申渡候上に而改作奉行等罷出見届、夫々可申付候。右只今境分之印を仕候節、十村共迄に而は、分方に十村共依怙員負も有之様に双方可存儀も可有御座候、公事場付與力兩人指遣、十村共分方之様子爲見届候者、双方存入も可宜哉与奉存候に付、右與力遣候儀一往御達申候。尤落着申渡方御達申候節、右一件糺方前未之書物御達可申候間、先與力遣方之儀迄御聞届之否、早速被仰渡候様に奉存候、以上。

九月十五日

四

人原頌

横山山城様

九月十七日。犀川及び淺野川出水す。

〔政隣記〕

九月十七日犀川出水、當時大橋御普請中に付船橋往來之處、右船橋切れ流、往來絶、淺野川も出水、小橋二間計流落。犀川十九日晝より渡船建往來通す。

〔續漸得雜記〕

一、文化四卯年は氣候春來不正にして、唯雨降風吹て、穀を初其外畑物不熟にして、菓物類に至るまで都而拂底なり。今年御當地に限ず、降り勝に而水難多く、上下共道中水ありて旅



人を煩はしむ。御當地犀川橋年月満て懸直る事に成り、七月初より取拂御普請初りぬ。舟橋より下に舟渡し、衆人往來す。然處に九月十七日殊に大雨頻りにして、河水漲り出、ゆり込置し橋杭等流失、舟橋茂切れ流て、舟も漸二三艘を残し、川除茂少々損じ、忽ち往來人越事不叶、甚混雜也。依之綱渡し舟一艘漸出來、越ゆる事を得るといへども、大城下之人民、殊に此程滯留人共群集して止まず。是に付て此舟者、川向の御家人等御番往來其外御用向迄通行之事に相成、舟揚り場双方へ割場より警固足輕兩人宛出で、私用人を制して不通。去に依て又候川師藤兵衛等頭取、其下に舟渡しを拵私用人を渡す。無程其舟御雇舟に相成、町會所より御役人出で、川除町家に番所構、足輕・肝煎等番所二ヶ所に出來して、夜中町會所灯燈立置往來を警固す。其外假橋も出來に而、兩三ヶ所に而往來漸要用をなす事になりぬ。去ども追付舟粧ひして舟橋出來に付、兩所渡し舟・假橋相止み、其月廿六・七日頃より往來自由を得る。いまだ橋普請は半に不過、此節舟橋兩度流るといへども、二度め追付舟集りて出來す。十月中旬いまだ船橋往來也。

十月二日。脇坂義堂金澤に來り心學を講ず。

〔政隣記〕

脇坂義堂

右之者儀、先年松平越中守殿御上京之節、於京都心學教導申儀愚民を導くに甚宜き由及御聞、手嶋派之門弟御召寄教説之様子御聞被成候處、脇坂義堂甚妙辨に而面白御感心。其後江戸に御召有之。于時深川之末に八右衛門嶋と申所者、前々より惡き者共流罪に被仰付置、其内御大赦等之節御免有之候得者、即日にも又惡事を致し候族に付、右嶋に義堂を被遣候て教説被仰付候處、義堂之教説を四・五度も承り候得者、右惡心之者共大に感服致し、皆々善心に往々歸し候もの出來。依之愚民を教へ導くには甚手近き宜き教と御感心に而、夫より以來今以毎歲春末より秋末迄に江戸に御召寄、夫々愚民等教導被仰付候事に相成候由之事。

一、毎歲江戸に東海道往來者傳馬先觸被仰付、尤帶刀御免之由。拜領方者大抵白銀百枚計宛之由。併去年などは教導方彌増に行届候旨等、御懇之被仰渡之上、別段に金百兩拜領被仰付候由。

一、於江戸御大名方・御旗本方にも段々御召有之候而、於御廣式等にも女中江戸越しに教説を御聞せ之方も有之。追々所々より御呼に付、在江戸中一向隙無之、大に行はれ候由之事。

一、近年段々心學行はれ、日本にて當時心學教導之寄舍四十六・七ヶ所も有之、何れ茂男席・女席と分之、望次第聽聞、兒童・盲人之類迄も甚作法正敷致出入候由。尤右義堂一人に而も無之、手嶋派之門人多有之候。義堂者於江戸御用等多、一圓隙無之に付、相門生之内道二翁



といふ老人、江戸町方等教導致し、寄所を參善舎と名付有之。細川越中守殿先年御入來有之節、御普請有之候處、去々年之火災に致類焼候得共、松平播磨守殿水等よりも御寄進有之候而、最前之學舎よりも結構に早速成就、右之通餘程衆人之感服多く相成候事。

一、義堂往來之節、望候者有之候者暫宛逗留、假令少々廻り道等仕候ても、所望之方々者罷越、隨分教説可致旨從關東御内意も有之候由。夫に付東海道筋に而者、是迄數年毎歲教説を聞馴候事故、信仰之者多、道中驛次人足等之輕き者之中にも、義堂先生之事に候者駕籠昇賃は取請申問敷と申立も多く有之候由。

一、義堂者元來脇坂某と申書林之隱居にて、左而已博識之學者と申にては無之候得共、手嶋派之學風を傳へ、忠孝之道を第一に教導致し候。是迄之儒者は多分佛法を毀り候故、愚民之氣に逆ひ候て教説も不聞入候。依て義堂者一向に佛法を少も不毀して、只々平生之心得を教へ候て、尤佛法をも可信と面白き譬へ様を引候て、女兒之類迄も聞に不倦、能々合點の行候様に説候故、何も甚感服仕候由。惣而善を揚げて、人之勞をいたはるを第一と致し候教方にて、近年之孝子・貞女等を段々書物に作り出し候者、多分は右之門人より出之申候。

一、京都より大津迄之道路は、諸方より之入込候處にて、晝夜往來繁く、山坂之道大に損じ候處、去々年義堂儀江戸に相願、諸人を助け之爲に道作り之儀申上候處、速に御聞届有之、

今月は九月

道作り被仰付候。其後右往來者晝夜不絶往來有之所に候間、一町毎に常夜燈御免有之候者、施主人も可有之旨相願候處、是又御聞届に而、當時は大津より京都迄之往來甚結構成事に相成候旨。如斯兎角諸人を勞はり助け候儀を第一と致し候由。尤義堂之人柄等篤實に而、著述は安樂傳授・孝行に成傳授等之書類夥く、近年段々板行に相成候て流行致し候。都而文を面白く説き和らげ候教導之書類に候。

〔政隣記〕

十月二日前月記に有之脇坂義堂儀、同月十四日江戸發之處、道中於所々講釋所望、并川支等逗留有之、今夜旅宿袋町金屋専次郎宅に參着。召連候下人定八・善藏、都合上下三人。翌三日より朝四時・夕八時と兩度論語等之内を本文に講ず。聽聞人夥敷、何も令感服と云々。

但、聽聞人次第に人多に相成、旅宿専次郎宅に而者間狭に而指支候に付、五日より朝は十間町中買米集所、夕者本庵座敷借用。

右義堂年齢四十九歳、剃髮入道、裝束偏綴短刀、前條記之通道  
中は兩刀。容貌溫柔、氣力壯健と云々。食品魚鳥等膏濃不得手、淡薄第一、小豆を好み、酒は大に嫌ひ、茶者薄茶而已少々用。



〔政隣記〕  
十月十二日、前記二日に有之脇坂義堂發足歸。  
十月十日。德川綱吉の百回忌法會を神護寺に行ふ。

〔金龍公記史料〕

十月十日修常憲公百回忌法會于神護寺。奉行本多安房守。行赦。

十月十二日。昨今兩日前田利常の百五十回忌法會を寶圓寺に行ふ。

〔政隣記〕

十月十二日、昨日・今日於寶圓寺微妙院様百五十回御忌御法會御執行。兩日共二百僧。

昨日者自分相詰、尤詰中拜禮仕、階上横疊四七時過歸。今日者同役岩田詰。

但御寺詰有之者は、兩日之内詰中に前々之通拜禮仕候段、一昨日惣見分之節、御法事御奉行山城殿に御届申置候に付、岩田今日拜禮之事。

〔金龍公記史料〕

十月十一日十二日。修微妙公百五十回忌法會于寶圓寺。奉行横山山城。行赦。

十月廿八日。金澤町奉行孝女知氣地屋てつに米三俵を賞賜す。

明年正月相  
當を引上げ  
たるなり

〔政隣記〕

十月廿八日於町會所左之通。

米 三俵

石引町後町知氣地屋  
清右衛門後家つき孫

て つ

右之者祖母極老、其上當夏以來別而老耄之躰に而、食餌も乍相應、彌増相滯打臥在之、好食  
杯有之候處、てつ儀不致一飯共、貧敷中より小魚様之品相調爲給、芋つむぎ・かな引等相働候  
得共、不自由至極之爲躰。弟丈藏儀實躰者に而、輕き乍奉公給銀之内より少々宛小遣錢等見  
繼、致下宿候節者兄弟相互に睦敷遂看病、悉くてつ之働を以取續來候段、祖母病中取扱方等、  
いまだ乍若年附廿一也。孝心之趣共奇特之至に候。依而爲褒美右之通與之候。猶無怠可相心得候  
事。

丁卯十月二十八日

岩田傳右衛門

津田左近右衛門

右前例之通町會所に呼出、於目通横目・肝煎てつを爲讀聞、書物渡遣候事。

〔政隣記〕

前記知氣地屋清右衛門儀、娘一人有之處、最前中組足輕渡邊太郎左衛門に嫁附置候處、太郎  
左衛門儀定番御歩に被仰付、右清右衛門宅に同居之内、清右衛門儀寛政八年病死。同人妻つ







從役本の儘

御廣式附より御手廻裁許	御供乗物御迎之若年寄	足輕	御供乗物御迎之御中臈
手明小者二人			
足輕	御供乗物被召連候御小將	足輕	御供乗物御迎之表使
足輕		足輕	足輕
手替	手替共	押足輕	御長持
手替	兩具三荷	押足輕	御貸馬一疋
御廣式頭	足輕從役一人	惣若黨	惣鎗
騎馬		惣鎗	惣挾箱
		惣鎗	惣雨具
御横目		押足輕	押足輕
騎馬御迎之御横目	御醫師	被召連候御醫師	御歩横目

十月。鷹司政親その女の前田齊廣に嫁するに先だらて教訓を與ふ。

〔眞龍院様御入輿之節鷹司様より御心入に而被進候御教訓〕

一、此度加州御縁組あらせられ、關東御下向遊ばされ候。京都御發輿よりは、まつたく加州夙君御方と御心得遊され、鷹司殿姫君と申御儀はかならず思召されず、御入輿の日よりは萬端彼御方御家風に御したがひ遊され、急度御守り可被遊候。是迄は何事も父御所様御さし圖あらせられ、御方住居に入せられ候へども、御入輿の後は御はからひ事もかすくあるべ

儘御よく本の

き御事に候へば、何事も御ゆだんなく御心を付らるべく候。彼御家の御事御大切に思食、龜略の思召あらせられまじく候。京都にて遊され付ぬ御事、御覽遊されぬ御事、又は御心よからぬ御事も數々あるべく候へども、御氣色にも出されず、御家風に御したがひ可被遊候。宰相様をはじめ御方々様御あひだから御むつまじく、就中中將様御間柄殊更に御むつまじく遊され、何事も御したがひ可被遊候。夫女の嫁し候ては、其家の風儀を守り夫につかへ申事、高きも賤しきも定りたるならひに候へば、中將様を御大切に思召、朝夕の御つかへ御おこたりなく御給仕遊さるべく候。いにしへより唐倭の賢女貞節のつかへよく御わきまへあらせられ、いさゝかも龜略の思召あらせられまじく候事。

一、御入輿の上は御隱居御夫婦を御大切に、父御所様御同様の思召にて御孝心をつくさせられ、萬端御さし圖を御うけ遊され、是迄御内にて父御所様へ御つかへ遊し候同じ御事に御つかへ可被遊候。是又貴きもいやしきも、女の嫁し候而夫の親を我親とたのみ參らせられ候事は定り候事にて候間、ゆめ／＼龜略の思召あらせられまじく候。

一、父御所様を御大切に思召され候御事は申までもなき御事、たとへ萬里をへだて入らせられ候とも、御心は朝夕御そばに入らせられ候御心にて、父御所様の御事片時も御わすれあるまじく候。しかしながら御大切に思召候餘り、御言葉にも御よくがましき御事あられまじく



候事。

一、彼御家の風儀よしあしは勿論、彼方家中男女の沙汰、何事によらずかりそめにも御取沙汰遊されまじく候。召連られ候女房など打よりぜんあくの沙汰いたす者候は、かたくせいせらるべく候事。

一、御面には御にう和の御氣色を専らに遊され、御心の中は金石よりもかたく御守り可被遊事。

一、御言葉はかすくなく可被爲在候。口は是禍の門、舌は是禍の根と申事の候へば、言葉よりこそ数々のわざはひも出でくるものに候へば、御慎みあるべく候。又女のするどきもあしきものに候へば、其ほどくを能く御勘へあり、するどき御言葉づかひあらせられまじく候事。

一、御入輿の上は、老女をはじめ、それく召つかはれ候女房あまた附らるべく候。今度召連られ御下向の女房は、京都より深き御なじみの者どもにて候。彼方にて附られ候者はみなあらたなるものどもにて、御なじみうすく候へども、かならず御わけへだてなく、いづれも同じことに思召、平等に召つかはれ、御えこひいきなく、慈みんの御心深く、何ごとも御言葉やわらかに遊され、思召にかなはせられぬ御事も、御心ながく御つかひ遊し、多人數の内

にはよき者もあり、あしきものもあるならひに候へば、かれはよきもの、これはあしきものと申事、御心のうちに御見きわめ遊し置れ、御氣色にも出されず、あしきものには一入御れんみんふかく召され候へば、いつとなくあしき志ざしの者もはぢ奉り、つひにはよき人となり、御大切に存上、幾久しくつかへ奉るものにて候。君臣をつかふにふくしんのごとくあれば、臣君につかへ奉ること手足のごとくす候へば、上より御じひふかく、御親昵に召つかはれ候へば、下よりは辱存上、一入實心御大切につかへ奉るものにて候。たとへ上より御しんじつに召遣れ候ても、下より實儀なくつかへのあしき者、かすくあるものに候。左様のものは人間にはあらず、鳥けものにもおとり候者に候へども、其人の事は思召れず、たゞ上の御つかひ方のあしきと思召、いよく御慈れんふかく召遣れ候へば、みなふくしんの御家頼となり、長久に中將様思召にかなひ、幾久しく召遣れ候様御世話遊し可被遣候。少しも御嫉妬の御心ざしゆめゆめあらせられまじく、ふかく御つゝしみあるべく候。又かやうの事もあれば、ほうばいねたましき心より、其人をあしきまにとりなし申事、人間の情とて輕き者のならひ、人のよき事を見聞ては心よからず、人のあしきことを見聞ては、何となくよろこぶ氣色のあるものにて候。ましてこの道は、女の一しほに思ひのふかきゆるゑ、ある事なき事までも御聞に入候事もあるものに候間、御まよひあるまじく候。申なしにては、よきこと



もあしくきこえ申ものにて候。かれこれと御氣に立候やうに申なし、君様へ御いかりをそへ  
 參らせ、御にくしみをかけ、其人を遠ざけ、又は御いとまを被下候やうにはからひ候者もあ  
 るものにて候。たま／＼心得よろしき者も、かたはらのねたみふかきときは、おのづからそ  
 れにそみ、あしき心になりやすく、あけくれ御側にもあしざまに申なし候へば、よく仕へ奉  
 るべく候。たび／＼御家頼のかはり候は、みな主人のあしきと思召、御心ながく幾久しく召  
 つかはれ候こそ、辱御事におはしまし候事。

一、召つかはれ候女房の中、中將様御目にとまり候者も有之、御聲もかゝり候はゞ、さつそ  
 くに進ぜられ候御事は勿論、ことさら御よろこばしく思召、いさゝかも御心よからぬ御氣色  
 あらせられまじく候。其人には一入御あはれみふかく、御物やわらかに御世話遊し遣され、  
 何か心得ども仰ふくめられ、よく御心得遊し入らせられ候而も、つひにそれに御そみ遊さ  
 れ、いつとなく御にくしみも出き、又はねたましき御心も出るものに候へば、ゆめ／＼御ま  
 よひなく、何事を申上候とも御とりあひあるまじく候。しひてかれこれさわがしく申上候女  
 これあり候はゞ、其女ははやく御暇を出され、たとへいかやうに申立候とも、御一心をさへ  
 御すわりあらせられ候而、何の御とんじやくなく、只ひたすらに中將様思召にかなひ候やう、  
 御はからひ遊さるべく候。其當人長久に召つかはれ、御れんみんふかく遊し下され候へば、

たとへあしき心得のある女も、つひにはありがたく存上、御大切に存上候様になりゆき候。  
 中將様の思召もよろしく、いよいよ御夫婦の御中も一入むつまじく成事にて候。これらは御  
 みさほの第一にあらせられ候へば、吳々も御わすれなく御守りあるべく候事。

一、貴きもいやしきも、女は男に近よらざる事は申までもなき御事、をつとある女は一入慎  
 むべき事にて候。老若によらず、男にはゆめ／＼近より給ふまじく候。たとへ御つゝしみ深  
 く候ても、人のからかひやすきものに候へば、かたく御慎あるべき事に候。兩夫にまみえず  
 のおしへ、片時も御わすれあるまじく候事。

一、酒の事よく／＼御つゝしみあるべく候。酒よりこそさま／＼の悪事も出来るものに候。  
 中將様御酒御好み遊し、御好み遊されぬに付ても、ひとしほ御慎あるべく候。女の酒をこの  
 み候は見るしきものにて、日頃慎み深き女も、酒よりはみさほもみだれ、氣も丈夫になり、  
 あしき心も出来、行儀もくづれ、申まじき言葉も出、つひには御夫婦の御中もあしく成もの  
 に候へば、吳々御慎みあるべく候事。

## 御供女中被仰渡

一、夙君御方此度加州御縁組被爲有、關東御下向被遊候儀、京都御發興よりは、必鷹司殿姫  
 君と相心得まじく候。全加州夙君御方と相心得可申候。御道中之儀は、御定目之趣堅相守可



申候。御入輿の日よりは、萬端かの御方御家風に相隨ひ候様急度相守可申候。此方御風儀堅く申出すまじく候。京都にては是迄かやうの事は有つけ不申、かやうの品は御座無など、申事、ゆめ／＼これあるまじく候。何事によらず善惡ともに、彼御家の風儀堅く相守り可申事。

一、老女彼御方より附被爲進候筈に候間、萬端彼方老女の差圖を受、相隨ひ相勤可申候。何事によらず老女の相尋可申候。さし知れ候事も自分の心得にて致申間敷候事。

一、御入輿の後は、御方々様御間柄、就中中將様夙君様御間柄の事第一に候得ば、とかく心得違なきやう專要に候。御縁組被爲在候へば、夙君様御身につかせられ、加州へ對しいさゝもさかひ候儀有まじく候。御附の者存たがひより事おこり、上御夫婦の御中に相障り候事共、さきのたとへまのあたり毎々これ有事にて、人々聞およびも是ある事に候。夙君様には御裏方の御事に候得ば、御表より仰出され候事、兎角彼御方御機嫌にしたがはれ候事、上下ともに夫婦の間定り候事にて候。御附之者は猶さら主君の事いさゝかも背くまじき事に候得ば、御家風をはじめ何事も御表にしたがひ可申候。君様思召たがひの御事も被爲有候はゞ、御附の者ども御いさめ可申上候。君様思召に入らざる事も、思召たがひの御事は幾度も御いさめ申上ぐべく候。御附の者心得たがひより事おこり、上の御間柄にも相かゝはり候間、吳

々相愼可申候事。

一、加州御入輿のうへは、御隱居宰相様御夫婦を御大切に思召、父御所様御同様之思召にて、御孝心を盡させられて萬端御従ひ可被遊候。各々において心得たがひ無之様可致候事。

一、御家風の儀は勿論、承り及候事是あり候とも、必噂致すまじく候。喻彼方にてよしあし沙汰有之候とも、堅く物語いたすまじく候事。

一、御里を御大切に存候のあまり、かへつて君様御苦勞に成候様なる言葉出ざる様、相愼可申事。

一、御宛行よりはじめ、惣て拜領のしな輕重によらず、自分々々の部屋内たるとも、互に噂いたすまじく候事。

一、御前向之事は勿論、惣じて彼御家奥・表の事、傍輩中とても假初にも取沙汰口外あるまじく候事。

一、惣て何事によらず、彼家女中に過ぎる様、さし出がましき言葉堅く仕間敷、何事もさし扣へ可申候事。

一、酒の事能々相つゝしみ可申候。酒よりこそ様々の惡事も出來候。また申まじき事も申ものに候。彼御方々様酒御好被遊、御好あそばさぬに附ても、ひとしほ相愼可申候事。



一、上に立候人は末のあはれみ深く、悪き事はいけんを加へ、御用にも相立候様、人の爲にもよろしき様、萬事おだやかに了簡可有候。下に附候人は頭立候人を敬ひ、下知にそむかず、相つゝしみ可申事。

一、御前向にては勿論、詰所／＼自分部屋／＼にても行儀正しく致、かりにも不行儀のふるまひこれあるまじく、言葉も賤しからぬ様に相慎可申事。

一、各身の分限を計ひ、たとひ心易き中とても、禮節亂れざる様つゝしみ可申事。

一、不案内の事は彼方女中へ幾度も相尋、相辨へ可申候。たとへさし知れ候事とても、相尋候て取はからひ可申候。たとへば自分／＼の着用物も、彼家の風儀これ可有候間、其時々相尋候て着用すべく候。私の了簡にて間を合せ候事、堅く慎み可申候事。

右之趣急度相慎可申候。是迄は御方住の御事に候處、御發興よりは表向に候間、いさゝかの事も大切に存、晝夜心をつけ油断なく可相勤候。萬一右被仰渡に相背き、加州風儀に叶はざる儀有之節は、京都の御懸合にも不及、於關東永の御暇遣され候様に、かねて加州へも被仰遣有之間、其段も心得居可申候。吳々も堅く相守り、御奉公大切に致、幾久敷目出度相勤可申候事。

文化四卯年十月

十一月朔日。前田齊廣の成婚の際諸士の献上すべき金品に就き定む。

〔御觸留〕

今枝内記

今般御婚禮御整之上、爲御祝儀、三千石以上并前田氏之人持より、御肴一種代金百疋宛、御兩殿様の献上之筈に候。江戸表の者、惣代以飛脚可被指上儀に候得共、萬端格別省略之儀に付、享和三年之振を以町飛脚に傳附可有献上候。中將様の献上御肴代金は、於此表御土藏の上納、目錄・披露狀迄江戸表長甲斐守等迄可被指遣候。右御肴代金、一組切組頭の取集、諸方御土藏の致上納候筈に候間、座封名印記、面々組頭迄可被指出候事。

一、相公様の献上之目錄、人々より以使者指出、御奏者番の相達可有献上候。堅目錄に而、御肴一種と相調可申候。御肴代金は、是又一組切組頭の取集、諸方御土藏の致上納候筈に候間、座封名印記、面々組頭迄可被差出候。

右夫々日限之儀者、追而可申談候事。

右之趣被得其意、夫々可被申談候事。

十一月朔日

十一月八日。京都の醫畑柳泰、前田治脩の病を診せんが爲金澤に来る。



〔政隣記〕

十一月八日、畑柳泰儀相公様爲御用今夕參着、旅宿金屋専次郎宅。但、上下十八人。  
十一月廿二日。諸士より徵する本年の借知を免除すべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

十一月廿二日、昨日御用番又兵衛殿依御廻狀、人持・頭分登城之處、四時過槍垣之御間二之間に御年寄衆等御列座有之候而、御横目指引を以、人持等一組切、其外一役等宛御呼立、左之通又兵衛殿御演述之上御覺書御渡。

御家中之人々勝手難澁至極之段被開召、御心痛就被思召候、去年一作御借知等被返下、當時別而御運方御逼迫至極に候得共、當年之儀者格別之思召被爲在候に付、御借知・御借米一作全被返下候之條、此段可申渡旨被仰出。

右之趣被得其意、組・支配之面々にも可被申渡候。組等之内裁許有之人々者、其支配にも相達候様可被申聞候事。

右之趣可被得其意候事。

卯十一月

〔御觸留〕

定番頭

今般御借知一作被返下候へ共、逼塞・遠慮等之人々々者不被返下候條、此段諸頭にも可被申談候事。

十一月廿三日。前田齊廣、鷹司政熙の女に結納を贈る。

〔三守御譜〕

十一月廿三日於京都、夙姫君へ御結納御祝儀被進。御使御用部屋戸田與一郎、組頭並。

十二月四日。本年の借知返還の手續を定む。

〔御觸留〕

今般御借知・御借米一作全就被返下候、夫々御米を以可相渡儀に候得共、此節之儀、少米に而者賣捌方等面倒之筋茂可有之儀に付、五百石以下代銀を以於當場相渡、五百石以上者御米を以當り之通り可相渡旨被仰渡候。依而草案帳等相達候條、帳面之分當月十日限可被指出候。右に付銀子等渡り方之儀、都而當場可被承合候事。

一、右代銀、壹組切惣銀高に而、頭々手前にも全可相渡筈に候得共、月迫しらば致混雜候に付、何百目迄相渡、端銀之分者來春可相渡候事。

一、逼塞・遠慮等之人々者、不被返下候に付、名前迄案文之通可被書出候事。



一、當七月以後病死之人々者、都而跡目被仰付候上、御藏返米を以被返下候事。  
 一、寄親附等與力之分者、當七月以後病死人半納之分者、半納に相當り候分相返、本納後病死  
 死人者、尤當り之通り可相渡候條、知行高・交名・病死月日相記可申候事。  
 但、與力之分は都而寺社奉行引受可書出事。

一、御切米・御扶持方被下候人々、當年御増米并御引足米被下候人々者、當年之所先祿に相  
 當り候御借米指上置候。且又當三月御下行等受取候以後病死之人々者、當年分全指上置候  
 間、病死月等但書にいたし可被指出候。將又當年被召出候人々者、御借米指上不申候間、名  
 前相省、草案帳之通り調可被指出候事。

一、他國居住之人々、并御儒醫・隱居之人々茂、前條之振合に而可相返候條、夫々品分り候  
 様、帳面に可被相記候事。

一、御切米・御扶持方被下候人々は、前條之趣を以、帳面別冊に可被指出候事。

右之趣被得其意、組・支配之人々は不相洩様被申聞、尤同役中傳達、落着より可被相返候、  
 以上。

十二月四日

御算用場

十二月上旬。能美郡小松附近に於いて越後の縮賣悪漢の爲に焼殺せしめ

られんとす。

〔政隣記〕

十二月上旬、小松に而越後之縮賣某駕籠に乗道を急候處、殊之外吹雪候故、寒を凌がんため  
 或酒屋に立寄、兩人之駕籠昇を相手にして酒を吞候處、三人共餘程酔ひ、寒を忘れ又駕籠に  
 乗り行候處、駕籠昇大に酔ひ、路傍に駕籠を下し休息す。乗人も酔しまゝ暫く可休と三人共  
 寢入候處、折節二人連の者通り、右三人沈酔之躰を見て、密かに彼旅人之乗りし駕籠を昇行  
 處、往還の側なる三味の焼場に、追付葬人來ると見えて釜拵へ、香花なども供へ有を見て、  
 右釜の上の件の駕籠を居置候て立歸り、其邊にをんぼうの家有所へ立寄、只今葬人を三味へ  
 送り來たり。よき様に頼むと家の外より言捨て歸りければ、をんぼうは今夜來る約束之葬人  
 早く來れるならめと心得、早速出て釜の上を見れば、四つ手の驛駕籠する有ゆゑ、是は如何  
 と乍不審、籠を引上見候處、内には旅人と覺しき人熟酔の躰也ければ、をんぼうは大に怪し  
 み、ヶ様なる事をして人を迷はず不届者哉。然れ共此方へ渡せし上は法の如く行はんとて、  
 駕籠より引出し釜の中へ打込んとする時、旅人酔醒て肝を消し飛退き、最前の始終を語り、  
 酔臥居たる間に何者か是へ連れ來りし哉、聊も此方に覺なし。外の者の惡業ならめと色々に  
 詫れ共やゝ不聞入。一旦受取たる上は、此方の法に任すとして、鍬・鎌を以て打殺さんとす。



旅人は大に怖れ入て、懐中より金子を過分に取出し、是にて了簡候へと様々頼みければ、やう／＼に承引て免し遣しけり。扱又最前醉臥居たる駕籠昇共、酔さめて邊を見るに駕籠も旅人もなし。扱は餘人を雇ひ行しやらんと、無心許半町計此方の茶屋に立寄りたばこ飲居しに、あなたの一間に咄聲あり。聞くに今の旅人は定めて今比は焼れて死せしか、又は酔さめて逃しやと、面白き事に思ひ高聲に言あひたり。駕籠昇はよく聞糺し居けるに、正敷最前昇たる旅人の事に付聞捨置難く、いかゞ計べし哉と兩人相談し居ける所へ、彼旅人三昧より逃げ來りて、不斗も此茶店へ休みに入し處、最前一集に酒吞し駕籠昇二人共居たり。それより互に最前よりの始終咄し合候上にて、あなたの一間に三人共入候て、彼二人を召捕、夫々及斷候に付、則役所を右旅人并駕籠昇をんぼう暨惡業せし者都合七人召出、罪の輕重に隨ひ夫々裁判有之候由云々。

右役所とは則小松町奉行河村茂三郎役邸也。

十二月十五日。歳末祝詞の爲登城すべき期日に就いて告ぐ。

〔富田覺書〕

十二月十五日

一、歳末御祝詞登城之儀に付、別紙之通御用番被相渡候旨、御横目より演説之事。

歳末御祝詞之儀、大之月者前々廿九日致登城候處、壽光院様御忌日に相成候に付、大之月茂廿八日登城候様に可申談旨、文化元年申渡候通に候處、右御忌日當時十七日に相成候條、以前之通當年より者、大之月は廿九日爲御祝詞登城候様、夫々可申談候事。

十二月十八日。前田齊廣、鷹司政熙の女夙姫と婚す。

〔齊廣様御傳略等之内書抜〕

十一月廿七日御出京、東海道を経て同十二月十五日御本宅に御着與なり。同十八日御婚禮御整。御年御二十一なり。

〔政隣記〕

十二月十八日御婚禮御規式御首尾能御整。

但、夙君様兼而御日圖之通、十五日本郷御邸に御着。水野八郎左衛門御歩頭兼御近習爲御迎十四日發、品川迄罷越。

〔御觸留〕

御横目

夙君様御婚禮御整之上者、御前様与相唱可申事。

右之趣夫々可申談候事。



十二月廿一日

〔政隣記〕

夙君様京都御發興前、禁裏の御參内御目見、爲御饒別軒漏月といふ名香御手自御拜領。尤御香合御服紗包。且名勅筆、此名左の定家卿詠歌を以勅名と云々。

梅が香の匂ひを移す袖のうへに軒漏る月の影ぞありける

右の上にて御盃被下、古今無例難有思召候而、江戸表御引移の上、中將様の御直々御普爲聽被遊候由の事。

但右御伽羅の外に、御香合、銀金具千羽鶴御好にて被仰付御拜領。其節梅は大事じやぞと勅諭。重て繁昌ある様にと祝てとの勅も被爲在候由云々。將又右御拜領の兩種共、御婚禮の御當日中將様の被進候様にと關白様御指圖、則御當日本文の通御普爲聽の上被進之候旨也。勅筆は一向他は出申、大切至極の御品に候得ば、關白様の御女、其上當時關白様は甚天氣に被爲叶御首尾能ゆると云々。惣而攝家の御女にても容易に御參内は相成不申候へ共、關白様の御女、其上前記の御首尾故御格別の御仕合に候由也。夙君様御參内の節、御召物惣躰不殘御召替、其外御はな紙臺等に至迄、梅一通の模様ゆゑ右之通なる勅諭も御座候由。官女達も加州は梅哉とて被笑候由、御附女中咄しの由。借又夙君様御容貌御美艶而已に非ず、御手跡

御能筆、御讀書など御達者に被爲在候御事云々。

右江戸御廣式老女中の内より、此御地に罷在候親族の方々の來狀に密々申越候を、有謂任一覽に密に記之。

密に記す、右家元は御馬廻組大屋權三郎領二百石、田町。伯母、名は清夕。御城役也。右狀は弟表御納戸頭御大小持組中村彌左衛門領百五十石、立野出羽町。小方の出候由云々。

文化五年

正月二日。金澤に於いて諸士に前田齊廣の成婚を告ぐ。

〔御留守中諸事覺書〕

正月二日折々雪降

一、舊臘十八日於江戸表御婚禮被爲濟。依而頭分以上御弘に付、年寄中等五時過登城、四時過人持・頭分柳之御間列居、年寄中等謁、御弘之趣月番演述、退去之事。

但、一統爲御祝詞廻勤有之事。

一、右爲御祝儀、年寄中等より中將様の献上之御太刀馬目錄、并甲斐守等々は披露狀、且御前様の献上之御肴一種目錄代金百疋、座封。木村茂兵衛等々の披露狀、大御前様の御祝詞狀、惣代



使者代飛脚山城より被指出候に付、今日迄に各席の指出、表方の相違事。

但、御太刀馬代銀は當月之座封に而、今月十五日過人々より以使者諸方御土藏の上納候筈に候。御前様の献上之御肴代は、舊臘之座封之儘に而、假に上包いたし指出。於江戸表認、并鬘斗包等小竹直右衛門方に而相計候筈に候事。

一、四時過年寄中等退出、金谷御殿の罷出、右爲御祝儀相公様の御肴一種代金百疋座封、目録山居鬘斗包。口清太夫を以上之。在江戸勘解由并伴隨當病に付、名代圖書上之候處、重而以同人御喜悅被思召候段御意有之候事。

但、右目錄等舊臘之通、四時頃迄に各より以使者金谷御殿の指出、執筆之内罷出有之請取置候事。

一、三千石以上并前田姓之人持より、御兩殿様の御肴一種献上有之候事。

正月四日。金澤町奉行、孝子能登屋三右衛門等を賞す。

〔政隣記〕

正月四日於町會所左之通。

米 三 俵

野 町 能登屋 三右衛門

右三右衛門儀、若年之節父に離れ、髮結を以業とし、母を育み來候處、孝養無比類趣共、并

妹の慈心、其他神妙之致方委細聞届訖。誠に輕き者に者奇特之至に候。依而書面之通與之候事。

戊辰正月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

右三右衛門今年四十一歳、家内母并妻子共四人相暮候處、甚家内和順。且姉妹有之候處、兩人共嫁附有之、其内妹甚難澁、且去々年以來眼病に而醫師に懸り、藥代百目餘も不遣候ては不叶處、一圓不調達。此儀母承り、心勞之旨三右衛門の申入候得者、三右衛門も母之心勞を察し、右銀子調達致候而妹の與之。將又母常に、以前之家は野町六丁目に而宜家に候間、何とぞ一生之内元之家を買返由申に付、母之志を遂させ度と存込、去年右元家を代銀一貫二百目内是迄之家代四百目、不足之八百目者、髮結旦那の頼候得者人々奇特之志を感じ、頼母子早速出來与云々。に買返し候得者、母大に悅安心致し候由。惣而右妹の助力等之儀、悉皆母之心を安からしめんためを第一と致し、右之外十ヶ年以前母相煩候節之孝行方等、萬端難及秃筆趣共也。附、今一人之妹有之候處、是者去々年病死、是又病中看病等絶言語候族共之事。

安江町能登屋次右衛門手代

米 三 俵

堀川川除町 新保屋 小兵衛



右小兵衛儀、幼年之頃より次右衛門方に召仕、當時三十餘歳に相成候迄全相勤、多年之内聊も主人に對し能略之儀無之。且又母及極老に、他家に預置候ては不自由等之程を察し、色々才覺を以別に小家を求入置、無殘所孝養之致方共委細聞届訖。誠に忠孝之志不啻、輕き者には奇特之至に候。依之書面之通與之候事。

戊辰正月

岩田傳左衛門

津田左近右衛門

右小兵衛十三歳より次右衛門方に致奉公、今年三十二歳に相成候處、主人に對し少も不調法之儀無之、其外家内之者は勿論、他所に而も人に對し口論ケ間敷儀聊も無之、全躰柔和至極成生質。就中次右衛門書林商賣之處、近年勝手不如意に相成候を、小兵衛大に致心勞、次右衛門召仕之男女を減じ、小兵衛儀萬端相働、下人之所業迄も無厭勤之。夜者母方年六十八歳八歳に毎夜罷越、主家にて當り候藥品等之内、品能物は自身不食之、携へ行て母に與へ、身分に遊樂榮耀ケ間敷事毛頭も無之。右母方八歳者主家之用事濟次第罷越候儀故、多分夜半前にも及び候處、翌朝はいつとも未明に主家八歳に歸。右母老年等にて何等之所作も不得致候處、悉皆小兵衛之給銀等を以安樂に育み候儀等、其外病氣之節看病之致方、平生母に代りて親子之衣類洗濯・縫立等之仕抹、不能毫末事共に候事。

藥品は食品なるべし

正月十五日。金澤城二ノ丸の殿閣悉く焼失す。

〔政隣記〕

正月十五日月次出仕、御年寄衆等謁、四時過相濟。

同夜六時比二之御丸より出火之處、段々及大火、御殿并御廣式不殘御焼失。夫より菱御櫓に燃附、同所續御多門より、橋爪御櫓御門二ヶ所、御番所共御焼失、同夜八時比鎮火。右之外者都而御別條無御座候。

貞琳院様者、宮腰口淺野屋宗平酒屋也申者宅に御立退、鎮火之上金谷御廣式に御移。

右火事に付自分儀出馬、先町會所に出夫々申渡、甚右衛門坂より土橋御門内に出候處、最早御廣式一面に燃立難防、町歩共手に合不申族。于時二之御丸御式臺之方にも火移候躰に付、同所に罷越候處、段々及大火、最早菱御櫓等にも火移、定火消・町夫共防懸候得共、中々難防留族に付、同所續御多門内に有之御鐵炮類等、御書物類等取除、鶴之丸に持運び、或は窓より御堀に投込等致候内、段々燃來御焼失。

右之通に付、御鐵炮等類・御道具過半相殘、菱御櫓之内に有之候御矢等者多分焼失と云々。

右鎮火之上、金谷御殿に罷出、御近習頭杉江助四郎を以、相公様御機嫌奉伺候處、益御機嫌克被爲在候段同人申聞。夫より重而町會所に出、町飛脚所之者之内人撰を以、江戸表に之早



飛脚申付候處、丑上刻比發出。

但、御城内御燒失、相公様・貞琳院様御機嫌克被爲在候。尤御表向等より追々言上可有之候得共、何れにも右等之趣早く奉達御聽度趣に付、以飛札如此に候段、御用部屋勤之人見吉左衛門・戸田與一郎連名、岩田傳左衛門・自分連名之書面に認指出候事。

御大小將 伴 造 酒

右火事に付、御城代伊勢守殿等御覺書御渡、江戸表之早打御使被仰渡、同夜寅上刻比發出。

金谷御近習御使番 上坂平九郎

右從相公様江戸表之早打御使被仰付、同刻比發出。右之外割場足輕早飛脚追々發、御城代御用番より之言上御用也。

〔政隣記〕

二ノ御丸御燒失之夜、同所泊番之定番御馬廻口上書之寫

私共昨十五日夜、二ノ御丸柳之御間當番に御座候間、七半時比より泊御番に罷出勤番仕罷在候處、暮六時過平作儀御番所御縁頼之出申候處、虎之御間之御席之方より火燃來候に付打驚、相番之兩人之爲申聞、三人共御廊下之立出見申候處、柳之御間之燃移り、火勢甚敷、筋違御

廊下より御番所近く燃來、中々防申手便も無之候。三人共火事裝束取出候得共、着用可仕隙も無御座、頻に燃廣り候に付、先御定書等不殘携、無是非御番所を立退候内、最早御番所之も火移申候。依而御玄關を離れ、雁木坂之上に而三人共漸火事裝束着用仕候得共、火勢烈敷其所も難居、其内左京殿御登城に付、其段御達申候處、跡御縮方相心得、何れにても引取候様被仰渡候。御定書等者、神保縫殿右衛門殿指圖に而、御本丸御番所之指預、御本丸御番所之相詰申候。右私共御番中之始終申上候、以上。

正月十六日

蓑輪平作判

神保采男判

出野新平判

右十六日曉、前田伊勢守殿於御宅相調之、江戸表之早打御使人伴造酒之相渡之候事。

〔齊廣様御傳畧等之内書拔〕

正月十五日暮六時前より金城炎燒、二之御丸御式臺・御臺所・菱御櫓・橋爪御門等不殘御燒失、夜八時頃鎮火なり。同日朝登城。松之間之火鉢之残り之火より出火と申事なり。御留守年なり。御大小將伴造酒、河北御門外寄場之罷出居候處之、村井豊後守殿被見得、江戸表之言上早打御使被仰渡、旅用金膚打入持參被相渡、同所に發足するなり。村井殿手早き事



と賞談するなり。物語り承なり。右に付當分御城中御番人等都而火事裝束着用。御番所不寝番夜中九時交代。武士屋敷町々晝夜一時廻り。金澤町中自身番。風廻り御役人晝夜相廻り、雪降り、市中迎も混雜至極之由承るなり。

## 〔寢覺の螢〕

一、文化五戊辰正月十五日暮六つ時暮六つの時鐘より直に早鐘をつく。金澤御城不殘燒亡、御本丸御殿な・金谷御殿・御蓮池外御圍・御門々々恙なし。此時殿様江戸御留守也。御城代村井又兵衛一番に馳つき、先詰所々々勤番をあげさせ、其人々を以諸書物取出されたり。前田伊勢守鶴之丸の鐘を搦させられたり。此鐘を搦ときは物門一時に可開と古來よりの法令なり。是より町夫所々の門々々入事不能、只是はくんと空しく此かこれにて門々開。不殘入て火を防。二百年の泰平に御先代の遺風くづれず、其號令正しきを感じ。

## 〔寢覺の螢〕

一、太梁院様御隱居金谷御殿此節御病氣にて、京師より畑泰隆と云醫者を被召寄置し。泰隆火事と聞より早速伺公を遂たりしに、火益熾にして火の子はら／＼と雪の降ごとく、御間あひは灯火なくともあかるく、音は雷の落かゝる如く、はやも御殿へ火の懸るべき躰にて事急なり。御前は御平生の如く色々外の御物語共あり。御近習出て、只今饅飽被仰付たり、御相伴致さる

泰隆は柳泰の誤

ゝ様にと、御側にて戴きけるにうどん喉へ下らず、漸二椀給たり。御前はいと静かに、常より多く三椀を召上られたり。扱二之丸より雛御土藏御土藏の名なり。といふに火懸り、御近習より御裝束を可被遊と申上ければ、泰隆は早や御殿に火懸りたるかと思ひ、周章驚て御いとまも不申上歸らんとす。御前大に笑はせ給ひ、京師の人は左も有べし。江戸にてはかゝる事度々なり、先々しづまれよと、御裝束を被召又御物語なり。扱々我等一生は民の迷惑致さぬ様にと朝夕祈りしに、此度は思ひ寄らざる難題をいふなるべし。隱居はいたせ共大に心を痛める事なり。加賀守方へは誰か知らせたるかと御尋に、只今奥村卯八郎表小姓・何某一人は姓名を失す。兩人早打に参りしと、御近習頭より申上ければ、夫前に先足輕飛脚にても走らせばよき物をと御尊ありけり。後泰隆此事を申出し、百二十里の道を隣あるきささせる様に思召、誠に大國の御威勢左も有べきよし感じけるよし。津田藤兵衛物語なり。

一、堀川町の者火の中へ入、御玄關の帯戸をはづし出たり。實檢の御間に、寒夜聞霜といふ銘の有大筒百挺飭りあり。木村左助百二十石町同心。差圖して取出せり。町夫は一挺に二人づゝ懸り、漸に取出す。斯ては果じと左助一挺を持出、八講屋磯ヶ崎と言し相撲。今金澤に住、歳六十餘也。眞裸にてかけ來り、二挺づゝを軽々と引かつぎ、御堀の中へ投込／＼たり。石丸太郎續て來り、三挺づゝを持出す。其時はや障子に火移り、煙に哽で名を尋るいとまなし。石丸太郎は家中にて強力の名知ら



る。是に劣らぬ二人の働、其名聞まほしく思ひしがいまだ不知と、左助の物語なり。彼磯ヶ崎歳六十に餘れ共、確歴として、此時の働初終拔群の事なりとて、後幾回の御褒美下さるなり。大筒を焼ざるは左助が働なりとぞ。

貞隆院は貞琳院の誤

一、貞隆院様當君のは御母公は宮腰口へ御立退、最初淺の屋といふ酒屋へ被爲入、夫より出雲寺といふ所へ御入、宮腰中山主計方へ御入の圖りなりしが、其内火鎮り、曉六つ時御殿へ御歸なり。一、此火大老衆の席より出たりとて、詰の坊主、其日の宿直皆めし籠られり。去れ共廣式方先きに焼たるを見ては、表より共定難し。色々争ひあれ共、主誰と知れてはと、疑はしきにして其沙汰なし。斯廣式方火の手早ければ、女中の騒ひと方ならず、國母は跳にて小猫を抱き狼狽給ふ。佐々芸庵御介抱申、御乗物やあると尋めぐれ共更に人なし。御手を取て風上の方へ廻りければ、足輕の老さらばひて案山子の様なる男在たるをかたらひ、漸駕籠を尋出し、蒲團さへあらざれば、芸庵羽織を敷て乗せまゐらせ、芸庵と彼をとこと坂の下御門迄昇出たり。かくては御供の衆・女中方も尋奉らんと、大音を上、貞隆院様は佐々芸庵御供して、そこ／＼の方へ退くなりと呼しは甲斐々々しけれ共、霜に晒たる瓢のやうなり。天窓アキマを振立てよろり／＼と昇行姿、土佐の繪を見るが如くをかしかりきとなり。御附の面々漸に尋當り、宮腰口へ引取給ひぬ。此日は注連の終日とて、上下祝ひことぶき、女中の局々は神酒と

り散し、土器を戴き過して臥たるものありけり。され共宿直の女中は騒もやらず、襦かいいめ、長刀小脇にして立出たれ共、圍ひの外は知らぬ人々、火の手煙に心うばはれ泣ぬばかり、此武家の風儀。輕き外様の婢女は、着がへの衣装に心ひかれ遁れかねたるを見て、老女名を何失す何某、いづれも調度に目をかけず御上の御守護を申せ、焼たる品は跡より下さるゝごと觸ければ、皆々心は残ながら西よ北よと逃出ぬ。曉ちかく、最早下火といふになれば、國母を金谷御殿へ入奉れとの事にて、數多の女中かち路をひろひ還る姿は目も當られず、逃るときは跡先となく夢路を走るこゝちにて、耻らう色もなかりしが、金谷へ入給ふ頃は夜も明わたり、人顔もあらはに、殊更今朝は嵐はげしく、氷そば立雪牙かへる玉ぼこの道すがら、あゆみ習はぬわらんじの紐しどけなく、雪と見違ふ脛をあらはし、夜すがら吹すさみたる白粉は鹿子まだらに、みめよきも醜も雨に逢うたる海棠のすがれる花にひとし。されば後宮三・四百計の婦人、かち跳の御供はためし少き事なりし。月見・花見の遊行にして見まほしやと、皆人さゝやきあへり。

〔續漸得雜記〕

一、文化五辰之青陽を迎て四方豊に、武門之拜賀金城之繁榮、別而今春は去卯の冬より深雪もなくて路次之煩ひなく、市中の年禮半過て、十五日月次出仕の式も目出度終りて、其日酉



の上刻計に火事ありてかまびすし。追付火事は御城中なるよし罵りけるが、二ノ御丸にて御殿向不殘、御廣式・四十間御長屋・ひし御矢倉・橋爪角御矢倉・橋爪御門等、都而二ノ御丸廊不殘御燒失におよびぬ。卯之刻より曉天に至火鎮り侍りぬ。日の内は風もなく靜なりしが、夜分に至西風強、元より火は晝より催しけるに哉、甚急火にて、宿番の人々唯狼狽周章して逃出より外なし。本より火元を見定る事もなく、唯一遍に黒煙燃上りて、金殿樓閣寶庫等忽に灰燼赤土となりぬ。去寶曆九己卯の大變に御城炎上ありてより、今年五十年の星霜年々歳々に巧積りて、漸御城御成就なりしが、唯半夜計に一廊不殘御燒失ありし事、唯奉恐怖而已。去れど法令之嚴なるに、火消人歩等馳付ながら入事不叶。唯黒烟を見揚て手を空しく守り、法の解るを待。火は次第に廣り、滿風は強吹布候。火花四方に散亂しけれど、折節少々雪ありて幸に飛火の災はなかりし也。火半過ては火消人歩防ぐ事に成りしが、此節別而風強火盛にして、人力のおよぶ事にあらず。去れど彼是する中に、此一廊にて火鎮りし。此節武家人歩等の働も聞しかど、事多端にして書洩しぬ。

筆を採て思ふに、怪しみを見て怪まざれば怪なしといへり。去れどいにしへより、いかさま神社佛閣一城の大家に災あるに至りては、必其瑞を示に至る。此近年或は旗雲西北に顯れ、去卯の秋中にも怪星出現、彗星とやら俗に箒星とも呼び侍りけれど、此客星それにも非ず、

ボウ星といへるなるよし人口に罵り、辻々に立て仰向見る事夥し。且て又火吹星とも呼し。いかなるや折々炎をふくごとし。赫々とほのめく事もありし。此節もまた旗雲も立なるよし。果して此年東嶋異賊の一變あるに出る。御城の火によりて思ふに、舌を卷の一奇事あり。此年辰の元日御城二ノ御丸表御玄關の向櫓塀の上に、怪しき鳥ありて人々見物す。此日出仕の歴々衆も各立出で見物也。鳥は敢てあやしき鳥にもあらず、火燒鳥の類にして、大き鳩計、赤く青く色々斑文あるよし。去ど常にはいかにも珍敷鳥なるよし。或云朱火燒となんいへるよし。本より爾と號するにはあらずとなん。不測にも元且殊に二之御丸御玄關先に來りて暫舍り、其鳥火燒の號も、旁此一變火の瑞を兼て示すものかと、衆人舌を震ひ侍りし。

正月十六日。老臣等の用部屋を前田伊勢守の邸に移す。

〔政隣記〕

正月十六日、昨夜二之御丸就御燒失、前田伊勢守殿御宅に而、年寄中初諸役人御用取傍候筈之旨等、御用番山城殿被仰聞候由、今曉御横目より紙面を以申談有之。

〔御觸留〕

御横目

二御丸御殿向等御燒失に付、當分於伊勢守宅御用取捌候。仍之右宅に罷出候人々、門内從者



成限減少召連可申候。

右之趣一統——

正月十七日

横山山城

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

正月十六日御用方都而伊勢守殿於宅御取捌、御用之人々火事具着用、右宅に可罷出旨、御用番山城守殿被仰渡候なり。

正月十六日。昨日火災の際諸役人の功勞ありし者を調査せしむ。

〔政隣記〕

今般御城中火事に付、御役人等働之様子相しらべ早速書出候様、御用番山城殿被仰聞候。此段御一統に私より可申談之旨被仰聞候條、御承知被成、御同役・御同席方等御傳達、御組・御支配御申談御書出可被成候。早速夫々御廻達、落着より御返可被成候、以上。

正月十六日

武田喜左衛門

正月十六日。二ノ丸御殿火災の當日宿直せる者に指扣を命ず。

〔政隣記〕

一、去十五日二御丸并同御廣式當番之士組より小遣小者に至迄、指扣可罷在旨、翌十六日御

用番山城殿夫々頭・支配人に被仰渡、則夫々申渡之。

正月十七日。越前・越後の領界に吏を派して警戒を嚴にせしむ。

〔金龍公記史料〕

正月十七日遣先手頭音地清左衛門于大聖寺越前界。割場奉行葦田左馬子越中界。守衛。

正月廿一日。金澤城の焼失を報ずる急使江戸に着す。

〔政隣記〕

前記十五日夜發出之早飛脚、町會所より指出候分、廿一日夜九時過最初に江戸御上邸に參着。其次割場より指出候分參着。其次早打上坂平九郎・伴造酒參着与云々。

右平九郎者二日江戸發、早打に而昨廿八日歸着、造酒も同日江戸發、指急旅行に而二月二日歸着。

正月廿三日。用部屋を老臣津田玄蕃の邸に移す。

〔御觸留〕

御横目

伊勢守宅、御座所に御借上に付、明廿三日より當分、於津田玄蕃宅御用取捌候。仍之右宅に

正月廿七日  
の條參照



罷出候人々、門内從者成限減少召連、且又雨天之節手傘相用可申候事。

右之通一統——

正月廿二日

横山山城

正月廿七日。德川家齊、前田齊廣に使者を遣はして居城焼失に付き慰問せしむ。

〔續徳川實紀〕

正月廿七日、松平加賀守齊廣居城焼失せしかば、奏者番堀内藏頭直皓して問はせらる。

正月廿七日。老臣本多安房守邸を以て藩侯の居館に充つべきことを告ぐ。

〔政隣記〕

正月廿七日、先達而前田伊勢守宅御座所に御借上之處、指支候趣有之候に付、本多安房守宅御座所に御借上之段、爲承知今日御用番山城殿御横目被仰聞候事。

右は相公様より被仰出之趣有之候故云々。

右に付、上邸は御作事所被引渡之、房州殿等下邸之内被退。且伊勢守殿は先達而下邸被移、上邸は御作事所被引渡有之候處、右之趣に付上邸被移徙有之候事。

正月。異國船の手當に關する幕府の令を傳達す。

〔政隣記〕

一、左之御書付等、翌年正月御用番横山山城殿御算用場奉行被引渡之旨承之。爲互見爰に集書之。

牧野備中守殿御渡候御書付寫一通相達候間、被得其意、答之儀者中川飛驒守方へ可被申聞候、以上。

十二月九日

大目付

御名殿 留守居中

大目付

おろしや舟取計方之儀に付、去寅年相達候旨も有之候處、其後蝦夷之嶋々來り狼藉に及候上者、向後何れ之浦方にても、おろしや舟と見請候者嚴重に打拂、近付候において者召捕、又者打捨、時宜に應じ可申候事勿論之事に候。萬一難船漂着にまされ無之、舟具等も損じ候程之儀に候者、其所に留め置、手當置可被相伺候。畢竟おろしや人不埒之次第に付、取計方きびしく致し候わけに候條、無油斷可被申付候。右之通萬石以上以下、海邊に領分有之面々被不洩様可被相心得候。

この日附は  
文化四年な  
り



付札、御算用場奉行の

おろしや舟手當之儀に付、御書付寫相渡候條、御郡奉行等へ夫々可申談候。右手當之儀は、先達而内意申渡置候通に候條、猶更御書付之趣相心得候様、夫々可被申談候事。

正 月

〔政隣記〕

右翌年二月三日御馬廻頭一番組中川平膳御呼出に而、寫兩通御用番奥村左京殿御渡、無油斷相心得候様被仰聞、青木與右衛門二番組御馬廻頭也。のほも可申傳旨被仰聞候。依之兩組筆頭兩人宛、中川・青木宅々の相詰、右寫を以御手當被仰渡置候面々、無油斷可相心得候様可被申談旨申渡有之候由之事。

正月。淺野屋宗平、金澤城火災の際その家に貞琳院の避難せる事情を上申す。

〔政隣記〕

前記十五日に如有粗記、淺野屋宗平より指出候紙面左之通。

私儀酒造商賣仕罷在候處、當十五日夜御城御燒失之儀承候に付、十間町に罷在申候一家共方、私并せがれ手代共等見廻、早速与罷越居申候而、宅には妻并手代等男之分五人計罷在

申候。然處夜五時前比、周章大戸をたゞき候に付、右手代加兵衛与申者くゞり戸を明け候處、御作法を御申、大戸を開候様に御申に付開き候處、内場に御與御昇入れ被成候處、御上様之御様子に付、先近所に居申候同姓淺野屋仕右衛門与申者直々呼に遣候處、座敷に御通り可被遊旨に而、是より御ひろひ可被遊旨、御附之御面々御僉議御座候處、其儀は相成申間敷旨御僉議相極り、又々外に御出被遊、私奥座敷所持不仕候に付、見世むしこを取はづし、御與御昇入れ被遊候。尤早速私方呼に參候に付、即刻罷歸右之御様子承申候。御出之時分御供女中四・五人、外御侍中様二・三人、御與昇も帶刀人之様に覺申候段、右留守に居申候手代申聞候。

一、私罷歸候處、御女中より御湯御乞被遊候に付、幸湯わき居申候に付献上仕候處、貞琳院様御召上被爲遊候御様子に御座候。尤女中方も御給被成候。

一、御膳所御役人中様、二升計御膳米上げ候様御申被成候に付、幸上白米有合候に付二升指上候處、右御役人様御焚被成、何にても新き物上候様御申に付、新しき大重御座候に付指上候處、御燒飯に被成、隣町に居申候御用聞味噲商賣人石屋藤兵衛方被仰遣、味噲上候處、燒味噲被成、私より重箱上候處、右重箱に御燒飯等御入れ御上被成候。御女中方は者再往御湯上申候。



一、私方より御居間には行燈一張上申候處、燈芯も少しに而御靜に被爲在候。御きせる并御たばこ等御用に付、せがれ七左衛門妻御居間には持參仕指上申候。尤御居間等には御火鉢上申候。

一、御見廻之御様子に而、早馬に而御出之御面々様方御座候。

一、私家來共内、爲警固前には出候様御申渡に付、則三人前には指出置、往來之者高聲等不仕候様に申渡候。

一、十五日夜五時前比御出被爲遊、四半時比迄被爲入、夫より折違町禪宗放生寺には被爲入候。

一、銅耳だらひ・蠟燭・わらじ・木綿風呂敷等品々指上候に付、此間二之御丸御廣式により小者使口達に而、先頃御出之時分費可有之候間書上候様に被仰下候得共、買調候品も無御座、宅に有合之物指上申候間、書上候におよび不申候旨申上置候。

一、御手水之儀如何御座候哉。御女中様方は御出之御様子御座候。

一、二之御丸御廣式御附之御面々様方、都而御近付等一向に無御座候。

一、一つ木綿風呂敷包、但御封付

但、二之丸御膳所と申紙札付有之。

一、一つ 長さ一尺計木具

一、一つ 赤地錦御鼻紙入胴へ之様成もの、但小巾着共

一、一つ のし紙に而箱之おひ之様成物

一、一つ 小き紙包

メ五品

右之品々御立後に御座候。尤最初に御役人中様、何を御忘れ被遊候も知れ不申候間、御跡に御座候御品御預り置候様被仰候に付、御預り置申候而、當十七日御場には指上申候。則清水郷右衛門様御添紙面に而、二之御丸御用達高橋新平様には爲持被遣候。

右御尋に付申上候。此段宜被仰上可被下候、以上。

辰 正月

六枚町 淺野屋 宗 平

肝煎 又右衛門殿

當十五日御燒失之刻、女中三人・足輕一人私方には御立寄、其内女中一人御氣滯之様子に而、湯を御乞被成候に付、素湯上候處、氣付之藥を御用ひ被成度由被仰候。折節養往散与申藥私所持仕居申候に付、可差上哉之旨御尋申候處、指上候様被仰候に付、則指上御用ひ被遊候。然處丸山了悦様方に貞琳院様御立退被爲在由に候。依而了悦様御屋敷迄負て參吳候様御



頼に付、背負御供仕、了悦様方の罷越候處、貞琳院様不被爲在に付、御座之所迄是非御供仕候様被仰候故、能々承合、折違町淺野屋宗平方迄御供仕候。宗平方に而各草鞋御入用之由被仰候に付、女草鞋七八足爲取寄、すげ候而女中七人様爲召申候。私儀者御暇可被下哉与相伺申候處、御供御人數御揃被成候迄相待候様被仰候に付、良半時餘相見合居申候。追々御人數御揃に付、私儀御暇被下罷歸申候。然處此間二之御丸御廣式より小使衆兩人被罷越、私名前等聞糺之上、御燒失之節御供仕候様子御尋之趣之由被申候。依而右之委細申上候に付御達申上候。此段宜被仰上可被下候、以上。

下堤町淺地屋長右衛門借家

辰 正月

乗物屋 小兵衛 印

肝煎 加兵衛殿

正月。火災後士庶多く金品を献納す。

〔政隣記〕

今般御燒失に付、栗ヶ崎藤右衛門より爲冥加、先左之通指上度旨願之候由、其外左之通同斷。

幅二尺餘長さ一丈計 草横 七本  
幅二尺餘長さ一丈四五尺計 楡 五本

金品献納の事は後日に互るものもあるべしに序次に是月

同一尺餘長さ不知 草横 五十本

糸大濱引二百筋計

小松邊より都而御長屋爲冥加御造營仕度旨之願、實檢之御間より御表御造營願人名前不詳。右之外に栗ヶ崎藤右衛門より銀二百貫目爲冥加指上度旨願之。且左之人々左之通指上度旨願有之。

銀 百貫目	本多安房守	金 五百兩	奥村助右衛門
同 三十貫目	前田土佐守	井下屋敷に有之大木共御用之程可指上旨。	
同 十貫目	津田玄蕃	銀 三十貫目	村井又兵衛
金 三百兩	横山圖書	同 七貫目	前田圖書
金 千兩	青山將監	同 六貫目	寺西九左衛門
同 斷	山崎庄兵衛	同 三貫目	篠原頼母
疊表千五百枚	伴 八矢	人 夫 千人	横山織部
銀 三十枚	前田主殿助	但代銀八百目。一人に付八分圖。	
同 五貫目	深美八郎兵衛		
同 三百五十目	神保又三郎	但勝手難澁町會所仕途に付、座敷毀ち賣拂右之通上之。	



右承候分迄記之、此外夥敷有之由に候得共、虚説難計分不記之。且又町方に召置候下人よりも、銀子等差上度段相願候處、志之儀に候得共、先不及指上段被仰渡有之候事。

〔政隣記〕

一、二御丸就御燒失に、前記廿日に有之通、本多安房守殿已下御歩並以上より、金銀・人夫或は庭之大木指上度旨追々願人有之。足輕杯よりも内福之者は金銀等指上度旨願人有之。三州町・在よりも、前記に有之通爲冥加、金銀・竹木等・器財・屏風類、并御廣式女中用之漬物燒失に付、三年糠漬大根千本指上度旨等之願人有之。

一、公事場等三ヶ所懸り町醫師之内白崎玄水者、御城中燒跡等<sub>レ</sub>罷出候者共、風寒に而致難儀候に付、日に兩度宛用候得者風寒に中り不申湯吞藥家法有之候間、せがれ弟子に爲持御城中爲相廻度旨願出。

一、寺社方よりも金銀等右同斷指上度旨願出有之。

一、貞琳院様御着類燒失に付、年寄中・御家老中より絹・縮緬類等夫々より献上有之。

〔郡方舊記〕

文化五戊辰年正月十五日暮六つ時二ノ御丸御殿より出火、橋爪御門限不殘御燒失、其外御園は御異變無御座。三州詰合之十村等火事羽織・のりせん・帶刀に而御算用場へ相詰る。

三ヶ所は公事場町會所及び盜賊所屬する

のりせんは袴の一種

一、火災之節燒材木灰寄等、御領國より爲冥加人足罷出、奥兩御郡之儀一組より人足十人に肝煎一人宛相添、暨番代指添、正月廿九日より二月五日迄相勤歸村いたし候。奥郡人足ども致入情候旨、御郡奉行中村逸角殿御宅において、指添之肝煎共へ御譽言葉有之候。且又御家中初、御郡方諸役人、并在・町・寺社方・御預地村々よりも冥加銀指上申候事。

奥郡左之通

- 一、二貫目 鶺川 喜三兵衛
- 一、一貫目 鹿野 恒方
- 一、一貫五百目 折戸 源助
- 一、五百目 中居 三右衛門
- 一、二百目 馬場 八左衛門
- 一、三百目 鈴屋 九郎右衛門
- 一、三貫五百目 中居 三郎兵衛
- 一、二貫五百目 宗玄 忠左衛門
- 一、五百目 鶺川 爲次郎
- 一、三百目 馬場 喜右衛門



一、三貫目

大澤直作

〆十五貫三百目

一、銀二十五匁より五百目迄

新田裁許三人  
山廻二十五人

但、此銀高二貫三百目、此内五百目は時國藤左衛門也。

一、十四貫五百目

馬場喜右衛門組

一、十六貫三百目

走出友右衛門組

一、十八貫二百目

大澤内記跡組

一、百三十貫目

稻舟藤太先組

一、十三貫五百目

鈴屋九郎右衛門組

一、二十七貫目

折戸源助組

一、六十二貫目

飯田三郎右衛門組

一、二十七貫目

宗玄忠左衛門組

一、三十八貫五百目

鹿野恒方組

一、十八貫五百目

鶺川爲次郎組

一、十六貫五百目

中居三郎兵衛組

〆三百八十二貫目

外銀百枚

稻舟村藤太

但、十村・新田裁許・山廻之分は同年七月・十一月兩度に上る。組々之分は同年七月・十一月、翌巳ノ年七月・十一月四度に上る。

五十目以上之分は人別名前を以て上る。四十目以下之分は一村合して上る。依て御郡奉行・改作奉行より、人別・村方之分共御威狀相渡候也。

一、口郡よりは銀高都合四百三十貫目計上。其外御郡身分相應に上げ、中にも栗崎藤右衛門・戸出茂兵衛・窪村九左衛門等は、銀高餘程上り申由也。

正月。鳳至郡大澤村の長太、老狸を殺したることを届出づ。

〔政隣記〕

覺

一、年二十七

大澤村 五左衛門弟 長 太

右之者常々木挽稼仕申に付、去冬大澤村領之内字はうりを与申山右稼に罷越、晝夜獨身に



而寢泊居申候處、尤右山之儀、居在所より大概十二町計も隔り候山入に御座候。然所去十二月十四日、其日之稼相濟し、食物等拵給居候處、夜五半比に而候哉、稼小屋之外より呼び候者、其許母急病指發り、最早命之程も難計候間、此方と致同道早速歸候様、人聲に不違申聞候に付、長太答候者、誰に候哉、母いか様之病に候哉と尋候處、其答は不申、頻に前之通申聞候に付、定而狐狸之所爲と存、元來長太健氣者に付、少も不怖食を給居候處、暫有て呼不申候得共、何とやらん不心易、其夜焚明し、夜明候て早速歸宅、前夜之趣相尋候處、母氣分少も相替儀無御座候に付、彌狐狸之欺と存、又候右山に登り、其日之仕事仕廻休居候處、此夜は六つ比にも候哉、前夜之通呼候得共、何共返答不致候處、其内又申聞候者、今夜は其方を捻り殺可申候間、是れ出候様申聞候に付、長太申候は随分相手に可相成候得共、今食給候間、それにて暫待くれ候様申入候處、無程小屋入口に懸置候筈を引破り、それより首を出し候を見受候處、面鉢薄黒く、眉目如人にして、凡丈六・七尺計も有之程之人形なる者に而、長太も始て見受申事にて、心中には驚候得共、其鉢を不爲見、我も食休致候間、今暫休候様申入、其間に思案を運し候へば、曾而相替者に而も有之間敷、彌狐狸之我を欺き、容鉢を變じ參候には相違も無之儀と存、斧を脇に置、たばこを吞居候處、小屋之内に飛込候に付、斧を持立むと致候得共、肩先を押付候と存候内、いつ之間となく小屋外に連れ出候に付、右斧

に而打臥可申心持にて、柄先を持打懸候へば、肩先を押付、幾度打懸候ても埒明不申に付、斧を脇挟み無二無三に組合候内、相手は大き成者に候得者、折々被組臥、最早命も終る程之儀故、存付候は、斧之柄先を持幾度打懸候ても打込不申候間、柄之元を可打込と存付、一生懸命之心持に而打付候處、速に打込候哉、夫より前とは餘程心やすく相成、其内夜も明懸り候に付、猶又心安く存候に付、前の如く斧を打込、都合二ヶ所疵付候哉と存候内、組離れ、足を遅くして立去り申に付、長太儀稼小屋を相尋候得共、近邊に見え不申、段々相考候處、隣村西二俣枝村字者せつけと申領内は罷越居候に付、方角を相考小屋は罷歸候得者、最早夜も明候に付、在所は可罷歸と存出候處、いつの間にも宅に歸候哉覺無御座、跡にて存付候事に御座候。扱家内之者共長太顔色容貌常ならず、申口之趣も不相分候に付、段々賣藥等を用候處、正氣附候に付相尋候得者、右之通申聞候。其後何となく物事に驚き、夜中杯寢入候て狂氣の如く呼び申に付、近所之醫師に見せ候上服藥爲仕候處、次第に快復仕申候。然處同月廿七日、右せつけに住居仕候百姓九郎三郎と申方之物置売小屋之内に、長け五尺計有之程之獸死し居申に付、右之者共打寄相改候處、右之方尻足に斧疵一ヶ所、咽之下に一ヶ所、都合二ヶ所斧跡御座候に付、決而先夜長太組留候狸に相違無之儀と存候間、早速長太は申聞候處、長太罷越、皮等剥取候て宅に持歸り、乾し上候得者皮之長さ五尺三寸御座候事。

決而は必ず  
の意



辰 正月

右御算用場の、皮相添及届候由承に付記之。

二月朔日。老臣長甲斐守、前田齊廣が災後に於ける下民の特志を賞するの意を傳ふ。

〔於江府御親翰帳之内書抜〕

今般御城中御住居向不殘燒失に付、御家中之面々は不及申、町・在迄も神妙に存付、志之趣申遣候人々不少由被聞召、奇特之至に候。依之思召も被爲在候御事に候。先此段夫々志申出候人々、不相洩様可申渡旨、金澤表に可申達由御親翰、昨日御前被召被渡下。右に付猶又思召之趣御別紙も被渡下、委曲御親翰之通被仰出候。誠に段々結構之思召之趣、奉忍入儀に御座候。則右兩通差進候條、御拜戴被成、被仰渡之儀は前々之振も可有之候間、宜被取計候様可申遣旨も御意候條、左様御心得可被成候、以上。

二月朔日

長 甲斐守 判

前田土佐守等六人様

今般御城中住居向不殘燒失に付、家中之面々者不及申、町・在迄も神妙存付き、志之程申出候人々不少由相聞、奇特之至に候。依之追而者存寄も有之事に候。先此段夫々不相洩様可被

申渡候旨、金澤表に可被申達候、以上。

正月廿二日

長 甲斐守 殿

別紙にも申出候通り、今般居住向不殘燒失に付而者、下々迄も神妙に存込、志之趣申出候儀は、誠に以奇特之至に候。兼而申聞候通、手前不徳不肖に而、何一つ行届申儀も無之處、今般之次第に而下々迄様存込、志之趣共申出候儀は、偏に先祖之積善に候へば、右之處を存付候而者、一入手前之身分不自由之儀者、毛頭相厭不申候間、世上一統に難澁之時節にも候間、志之程は喜悅之至に候得共、猶々下々迄難儀無之様可被取計、此儀差當り諸役人心得之肝要に候條、手前存寄之程、先各迄申聞置候事。

正月廿九日

二月三日。徳川家齊が前田治脩慰問の爲に遣はしたる奉書金澤に達す。

〔金龍公記史料〕

二月三日幕府遞傳奉書到。爲罹災間老公罹災起居也。乃發謝使。

二月五日。徳川家齊、前田齊廣に鶴を贈る。

〔續徳川實紀〕



二月五日、使番瀧川彦次郎元郷して、松平加賀守齊敬のもとに御鷹の鶴をおくらせらる。  
二月七日。金澤城災後の整理終りたるを以て、火事装束の着用を廢せしむ。

〔政隣記〕

付札、御横目

御燒失跡燒灰取片付相濟候間、火事装束におよび不申、御番人等暨御燒失跡に罷出候人々等、都而當分常羽織・細袴等可致着用候。

右之趣夫々可被申談候事。

二月七日

別紙之通夫々可申談旨、御城代又兵衛殿被仰聞候條、御承知被成、御同役御傳達、御組・御支配御申談可被成候。且又御組等之内裁許有之人々は、其支配にも不相洩相達候様御申談可被成候、以上。

二月七日

御横目

町御奉行衆中

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

正月十五日夜御城御燒失に付、御番人等最初火事装束、夫より常羽織・細袴着用候へ共、同

二月二十八日より平生之通相心得候様に被仰出候。

二月十五日。金澤城の災後日を経たるを以て市中家屋造營等凡て平常に復すべきを告ぐ。

〔政隣記〕

二月十五日、今度御城内就御燒失に、金澤中一統質素至極致し、懸置候繕り普請も相止、小兒いか・竹馬等も父兄より嚴制。右等に准じ候趣共に而、卑賤之者共日用暮方に令難澁候躰に付、御用番左京殿に御内談、左之通町中一統申渡有之候様、同役御用番岩田傳左衛門より、町同心御用先竹村三郎兵衛に紙面今日申談之。

御城内御燒失奉恐入、萬事相扣一統相愼罷在候儀、左もあるべき事に候得共、今以中に者、家職之品をも相泥指扣罷在候躰にも相聞え候。左候て者其職に怠り之所にも至り申事に候。最早日數も相立候儀に候間、家職不相泥仕、懸置候家作等之儀も可爲勝手次第候。且又能役者稽古、座頭・こせ勸進、將又無據祝等之儀不差支事に候。勿論質素之儀者常々申渡置候通、彌堅可相守候事。

二月廿三日。藩侯歸國後の住所本多安房守邸を城内格とすべきを告ぐ。



〔政隣記〕

付札、御横目

今般御歸國之上、安房守居宅御座所に相成候に付、表御門前左右柵御門被仰付、御城内格に相成候。依而右御門前通行、當廿五日より往來差留候事。

但、御座所御用に而罷通候人々者不指支候事。

一、右御座所柵御門より内、三之御丸表御門より内橋爪御門内格に被仰付候條、佳節朔望等出仕、其外爲御用罷出候人々、都而從者召連方其心得可有候事。

但、兩柵御門外に而下馬・下乗有之、從者込合不申様末々迄嚴重可申付候事。

一、表御門・裏御門共諸役人向寄次第致往來、從者出入も不指支候事。

但、表御門往來之人々者、右御門内御馬廻御番所脇小口より可致往來候。尤從者出入も同様之事。

一、御裏口通り罷越候御番人并足輕番人都而廣坂之方に有之柵御門内小口より往來可有之事。

但、右家來出入も同様之事。

一、御座所に相詰候諸役人手合々々之諸色出入者、兩柵御門に而相改候條、見合印鑑來月十

日限り拙者共席に差出可申事。

右之趣被得其意、夫々不相洩様可被申談候事。

二月廿三日

別紙之通夫々可申談旨、御城代又兵衛殿被仰聞候條、御承知被成、御同役御傳達、御組・御支配御申談可被成候。且又御組等之内裁許有之人々者、其支配にも不相洩相達候様御申談可被成候、以上。

二月廿三日

御 横 目

町御奉行衆中

二月廿五日。前田治脩の醫畑柳泰京に歸る。

〔政隣記〕

二月廿五日、畑柳泰今朝發出歸京。

但、舊冬被爲召、當時相公様御療養も被仰付置候處、京都向難去用事指添候に付、何卒御暇被下候様御次段々相願候趣、無據様子被聞召、暫京都に之御暇被下候間、用事相仕廻次第可罷越旨被仰出。

二月。前田齊廣、幕府より殿閣復興の資を借らんと老臣の請を却く。



〔金龍公記史料〕

二月。老臣等以治城罹災。請仍例借金於幕府。公曰。請之於將軍必得其請。然余有別所思。不欲請也。

三月九日。災後初めて學校を開く。

〔金龍公記史料〕

三月九日。災後兩學校授業始。

三月十三日。前田齊廣就封の暇を受く。

〔金龍公記史料〕

三月十三日。將軍遣牧野備前守忠精。來賜休暇。貽白銀卷物。世子亦使同人貽卷物。將軍夫人遣各務傳之丞。貽卷物。

三月十三日。金澤城罹災の爲金品を獻納したるものを賞す。

〔政隣記〕

三月十三日、四時過御用之儀有之候條、津田玄蕃宅へ可參出旨、役々筆頭并隱居御役御免等之人々、筆頭御用番又兵衛殿より昨日以御書面御呼出に付、各參出之處、左之通又兵衛殿御

演述。

今般御城中御屋形等御燒失に付、御家中之面々者不及申、町・在迄も神妙に存付、志之趣申出候人々不少由被聞召、奇特之至に候。依之追而者思召も被爲在候御事に候。先此段夫々志申出候人々不相洩様可申渡旨被仰出。

但、此度下々迄も神妙に存込候段、誠以奇特之至に思召候。世上一統難澁之時節にも候間、猶更下々迄難儀無之様可取計、此儀指當り諸役人心得之肝要に候旨、拙者共迄御尊に候。

右之通被得其意、組・支配之内志之趣申出候人々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配へ相達候様可被申聞候事。

右之趣可被得其意候、以上。

三 月

三月十四日。本多勘解由・前田織江二人、前田齊廣に謁しその政令の嚴肅ならんことを進言す。

〔江戸御留守詰諸事覺書〕

三月十四日



一、御取紛に可被爲在候得共、勘解由・織江御前に罷出申上度旨、以與一郎申上候處、追付罷越、八郎右衛門を以兩人共御前に被爲召、暫有之勘解由退去、織江儀は御勝手方御用に付御前に居殘、暫有之退去之事。

## 申上候趣略記

當時御家中諸士下々迄之風俗、暨當御屋敷諸人等之様子引合相考申候處、何とやら人々柔弱之風躰に而、瑣細至極之意氣方甚輕忽之族之者も有之、偏に御奉公焦心之躰不相見。身分輕き者は猶以分限をも不辨、自己之辨利のみ之様子に相聞、諸願方杯も僅之意味を彼是と申立、御當節をも不憚強願之筋も御座候。右等之躰は是迄被爲聞召、御會得被爲在候御儀に御座候得共、加様に成行候而は、後々御政事御取扱之御指障にも可相成哉共奉存候。依之尙更私共奉恐察候處、畢竟御威光之御薄き様に御座候而、甚不御爲儀奉心痛至極候。勿論御寬仁之御政務は難有儀、左も可有御座儀に御座候得共、當時之風俗人氣之様子を以相考申候處、乍恐少御嚴政を被加、今一篇御手強成被仰付方無御座而は、却而御寬仁之御恩澤も不重様に相當り可申哉。剩御家中成立之御教化に御座候得ば、時勢により是則御仁政共奉存候。兎角御威嚴盛に無御座而は不相成儀に奉存候。私共か様之趣申上候儀、誠に不願恐甚僭上之申上方、申上兼罷在候得共、兼而御意之趣も御座候儀、旁以愚意存付候通奉申上候。尤御會得被

爲在候御儀、遮而申上候にも不及儀に御座候得共、猶更御賢慮被爲在候様仕度奉存候。此間織江儀出府仕、兩人心付申合候處同存に御座候。織江儀は御留守詰被仰付、來年迄御目通茂不仕儀。旁只今兩人一集に罷出申上候處、存付之趣逐一御聞被遊候。心付之程御大慶予被思召、何分可被遂御思慮候。猶又存付之趣も有之候は、何事たり共無泥心底之通可申上旨等、段々御意有之、夫々應候而及御請。

三月十四日。前田齊廣、金澤に歸着の際の順路を定む。

## 〔政隣記〕

三月十四日、今般御歸國之節、河北御門より御入、石川御門御通拔、夫より學校前通、御座所に御着之筈に候事。

但、尾張町・中町通り、尾坂口より河北御門等本文の通。

三月十五日。前田齊廣登營して就封の辭見し、向後三ヶ年在國すること  
を許さる。

## 〔政隣記〕

今月十三日御歸國御暇以上使被仰出、同十五日御登城御暇之御禮被仰上候後、御用御座候間



御居殘被遊候様、御用番松平伊豆守殿より大目付中川飛驒守殿を以被仰渡候に付、則御居殘被成御座候處、於御黒書院溜御老中御列座、伊豆守殿左之通被仰渡。此度居城焼失可爲難儀思召候。拜借之儀者内存申聞候趣有之に付不被仰出候。依之參勤御用捨被遊、暫在國被仰付候。且又年中献上物も、五ヶ年之間御用捨被成候旨被仰出候。

御別紙

當年より三ヶ年在國之心得に而、來々午年參勤時節可被相伺候。

- 一、年中献上物之内、年頭・八朔・三節等者是迄之通。其餘之品者可及省略候。尤相減候分者一通り可被申聞候事。

〔續徳川實紀〕

三月十五日、松平加賀守齊廣同じく就封のいとまたまひ、御鷹馬を下さる。また加賀守齊廣こたび居城災にかゝり、難儀たるべくとて、參觀の事しばらくとゞめられ、年々の献物も五とせのうち御ゆるし有べしとつたへられ、その他はこれまでのごとしとなり。

三月十六日。前田齊廣江戸を發して就封の途に上る。

〔政隣記〕

三月廿六日、去十六日江戸表御發駕被遊候旨申來候飛脚今日到着。

〔金龍公記史料〕

三月十六日駕發江戸、廿八日抵金澤。入本多政禮邸。扈從老臣長甲斐守。

三月十六日。年寄中席を本多安房守の邸内に設く。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

廣坂御座所、三月十六日より年寄中席等相建、御用御取捌諸役人罷出候事。

〔三守御譜〕

前田伊勢守宅御座所に御借上、正月廿三日より當分津田玄蕃於宅御用取捌有。然所重て今般御歸國之上本多安房守居宅御座所に相成。依て三月十五日切御座所出來、諸役所十六日より相建。

湯撰。正月十六日より執政已下諸官屬前田伊勢守孝友が第に會し、公事を達す。孝友が宅御座所となるにより、津田玄蕃宅に會し、公用を達することに成たり。又再本多安房守政禮が第御座所となる。

三月二十日。異國船來着の際に於ける心得を能登四郡に通牒せしむ。

〔文化年間書物留〕

能州四郡海邊おろしや船漂着之節心得方之覺



一、何方浦々に而も異國船及漂着候はゞ、御郡海邊は勿論、山手村々等迄、自組・他組之無差別、御扶持人・十村等相廻り、少も騒立不申様懇々申諭之儀專要に候間、兼而心得尤に候事。

一、何方浦方においても、異國船字見請候はゞ、先其村方より急飛脚を以、御算用場拙者共改作奉行へ渡置候印札を爲持可及注進候。

附、注進之節兼而渡置候印札持参いたし候様可申渡置候。且驛々傳馬・人足等之儀有之候はゞ、不指支様驛々へも可申渡置候。尤加州筋へも其段申談置候事。

付札に、木札追付出来可相渡事。

一、異國船見受候はゞ、其浦方に在之太鼓、寺庵等に有之鐘を打可申候。右鐘・太鼓の音聞付候村方々々へも尤相繼可申候。

一、右鐘・太鼓聞付次第、山入村々之者共、齋口・棒・斧・猪鹿狩籠持出、浦割之通無違失急速罷出、先づ小高所森林等を片取、水旗・神事等之旗を建擬兵をなし、尤組付十村等罷出、無油斷令指引、御人數を相待可申候。無謂猥に取懸候儀一圓在之間敷、若異國船急に近付においては、無據時宜次第精誠防方可有之候。勿論拙者共急速令出役可及指圖候事。

附、村々より罷出候割方之儀、別帳之通可相心得候事。

一、夜中は村々等に有之高提灯・松明立、濱方には捨箒を燒可申事。

一、右人數兵糧米之儀は、身元相應之者へ申談、指懸候處不指支様に可相心得候。品定候上は、遂勘定可相渡候事。

一、異國船漂着之海岸村方妻子老幼之者ども、追々山手村へ爲立退、在所に罷在候村役人共等、猶心を付介抱方之儀念頃に可仕候事。

一、御收納御藏之儀、無油斷縮方可申付候。尤御藏番人晝夜勤番可仕候事。

附、人數爲相詰候儀時宜次第之事。

一、渡海船縮方之儀は、宮腰町奉行脇田善左衛門より可及指圖候條、無違失様船肝煎等へ可申渡置候事。

一、海邊御鹽藏有之ヶ所は、口郡所口御代官山岸十左衛門・奥郡宇出津山奉行出役、御藏所人數入用之旨申聞候はゞ、馳集候人數百人計、先々手當にいたし可相渡候事。

附、其所切に人數可相渡事。

一、狩人最寄々々之浦人數之内へ、見計不同無之様可罷出。尤猪・鹿威之爲相渡置候鐵炮等指出、才覺在之者共に爲主付可申候事。

一、異國人炮術專之由相聞候條、火術之防方相心得專要に候。時宜次第竹束等も可相用候



條、海邊筋竹木大小に不限其心得可有之候事。

一、異國船漂流之趣及注進候者、御郡境加州・越中之方へも向寄告しらせ可申候事。

附、御郡御境目御縮方之儀、嚴重相守可申候。尤御郡方之儀も同様之事。

一、支配所浦方之儀は數十里有之、其内所々嶮難之場所所有之に付、右人數配之儀は、先解を以上陸可相成程之所は相固め可申候。其外上陸難相成場所は、折々見廻可申候事。

一、御郡方に有之候外科醫者・柚并大工・鍛冶之類、相しらべ可置事。

一、十村等罷出候ヶ所左之通之事。

一、加州高松村境より粟生村領迄之内。

本江村 惣助 酒井村 一樂

中川村 太郎右衛門

一、羽咋村領より瀧村領迄之内。

本江村 六郎右衛門 武部村 彌兵衛

菅原村 行長

一、柴垣村領より赤住村領迄之内。

堀松村 平藏 能登部下村 與三右衛門

一 青村 孫右衛門 大嶋村 堺兵衛

土橋村 次右衛門

一、福浦村領より笹波村領迄。

三階村 覺右衛門 笠師村 九郎次

高田村 由五郎 笠師村 喜八郎

吉田村 良左衛門 田鶴濱村 丈助

一、鶴浦村領より御預所大野木村領境迄。

武部村 四郎太夫

一、野崎村領より祖母ヶ浦領大口渡を掛。

緩目村 五兵衛 同村 太郎次

野崎村 清兵衛

一、羽咋・鹿嶋兩御郡之者ども騒立不申様、尤火之元等御縮方相勤可申候事。

萩谷村 象次郎 芹川村 兵衛

中島村 與一

一、劔地村領より千代村領迄。



馬場村 喜右衛門 馬場村 八左衛門  
 道下村 理左衛門  
 一、道下村領より深見村領迄之内。  
 走出村 友右衛門 鹿磯村 藤次右衛門  
 道下村 茂 作  
 一、吉浦村領より皆月村領迄之内。  
 皆月村 彦 走出村 八郎左衛門  
 一、上大澤村領より光浦村領迄之内。  
 大澤村 直 作 本郷村 善兵衛  
 一、輪嶋村領より濫田村領迄之内。  
 鹿野村 恒 方 名舟村 九郎兵衛  
 一、大川村領より時國村領迄之内。  
 鈴屋村 九郎右衛門 栗藏村 彦三郎  
 一、長橋村領より眞浦村領迄。  
 廣江村 宗次郎 大谷村 頼 兼

一、大谷村領より狼烟村領迄。  
 折戸村 源 助 同 村 次 助  
 高屋村 専三郎 若山村 延 武  
 一、寺家村領より鳥越村領迄。  
 鶺鴒川村 喜三兵衛 蛸嶋村 川 端  
 正院村 六郎右衛門 上戸村・彌五郎  
 一、下鳥越村領より小木村領迄。  
 宗玄村 忠左衛門 同 村 新 助  
 松波村 源 吾  
 一、眞脇村領より藤波村領迄。  
 鹿野村 孫次郎 宇出津村 藤三郎  
 宇出津村 佐 藏 藤波村 五郎兵衛  
 一、波並村領より矢波村領迄。  
 鶺鴒川村 爲次郎 木住村 八之丞  
 諸橋村 永四郎



一、宇加川村領より甲村領迄大口渡り。

中居村 三郎兵衛 中居村 金右衛門

中居南村 藤藏

一、鳳至郡・珠洲郡走廻、御郡之者騒立不申様、尤火之元等御縮方相勤可申事。

中居村 三右衛門 鵜川村 六藏

鵜川村 清三郎

一、海立有之御預所之分は、右手合に而夫々手配可有之候得共、隣村之儀は相互に申合相守可申事。

一、島地与地方之内之浦々は手配不申渡候得共、村々縮方等之儀無油斷様可申渡候事。右之通内々申渡置候條可得其意候、以上。

高田彌左衛門

中村逸角

能州四郡御扶持人・十村等・山廻り中

新田裁許中・無役御扶持人中

別冊心得方等之趣内々申渡候條、其方中より可申談候。尤封印を以可相廻候、以上。

三月廿日

高田彌左衛門

中村逸角

本江村 惣助

武部村 四郎太夫

鰻目村 五兵衛

高田村 喜三次

鵜川村 喜三兵衛

折戸村 源助

鹿野村 恒方

右は文化五年三月被仰渡書。

三月廿三日。天徳院に於いて前田吉徳の子利和の五十回忌法會を執行す。

〔政隣記〕

心樹院様五十回御忌御茶湯、今月廿三日一朝於天徳院御執行有之候。右之節御家中普請・鳴物等不及遠慮候。乍然御寺近邊に罷在候者は、御茶湯御執行之内自分に指扣可申候。此段組・支配に被申渡、組等之内裁許有之面々者、其支配にも相達候様可被申聞候事。



右之趣可被得其意候、以上。

三月九日

三月廿八日。前田齊廣金澤に歸り老臣本多安房守の邸に着す。

〔政隣記〕

三月廿七日、今晚今石動御止宿、同夜九時御供揃に而同所御發駕、明廿八日御着与被仰出候段飛脚到來に付、爲承知御用番又兵衛殿より以御紙面被仰聞候事。

但、廿三日糸魚川御泊之筈に候處、風雨強、大和川出水橋落、俄に能生驛に御泊、廿四日糸魚川御泊。依之廿四日泊驛、廿六日東岩瀬、今廿七日今石動御泊に相成候旨、御道中奉行村杵右衛門等より、糸魚川より之飛脚に來狀之事。

明廿八日今石動より御着之筈に候條、御着之御様子被承合、御座所を參出可被相伺御機嫌候。若御着七時以後に候者、翌廿九日四時より九時迄之内可被罷出候。病氣等之面々者御用番宅迄以使者可被申越候、以上。

三月廿七日

村井又兵衛

岩田傳左衛門殿

津田左近右衛門殿

〔政隣記〕

廿八日快天、昨日記之通に付、今日御座所御待請、揃刻限朝五時過不遲揃。依之同役岩田傳左衛門・自分、朝六時過出宅、爲御迎大樋松之門内中宿迄罷越、森下御着之旨告來候に付、金くさり橋手前之中宿を罷越居候處、四半時比御着。其節右中宿前少し下之方を出躰踞之處、御例之通御意有之。且又町同心中も拙者共引離れ躰踞。將又御道筋前記十四日に有之通に候處、從相公様御途中迄被仰進候趣有之に付、尾張町より博勞町篠原彌助前、神護寺前通、七十間御門御入、金谷御殿を被爲入、八時頃右御門御出、前田伊勢守殿前通り尾坂を御入、夫より十四日記之通に而御座所を御着之事。

但、一先歸宅有之候處、御座所を御着之附人告來候に付出宅罷出、伺御機嫌之御帳に付候事。

〔齊廣様御傳畧等之内書拔〕

三月十六日江戸表御發駕、同二十八日金澤表御着、尾張町より博勞町御算用場横通り、金谷御殿を爲御對顔御出被遊候。夫より本之通又御算用場前伊勢守門前通り尾坂御門を御入、河北御門より三之御丸より石川御門御通、新坂柵御門より本田安房守屋敷御座所を御着駕被遊候。御着日御作法等事長きゆゑ不記載、都而前々之通なり。



〔續漸得雜記〕

三月十六日御發駕に而、同廿八日御歸城、御座所は最初前田勢州公御館に相成候趣に而、其御支度多分相調候處、又候房州公御屋敷に相成、房州公は御下屋敷に御退去に而、上御屋敷御普請相調、御座所に相成、尤御城内同然に、諸事御圍等其外御席・諸役所出來、二之御丸同然に相成申候。房州公御屋敷前左右共城戸出來、其内御城内之格に而、御馬廻御番所并與力番所等都而嚴重に出來、左右の木戸柵御門より都而出仕有之候事。尤供人者柵外に而残り候事。且御母堂具琳院殿にも右同御屋敷之内御引移。御廣式向御用都而御附は、表口疊屋橋の方に御門出來に而、是より諸事通用す。

但、御當日直に尾張町より金谷御殿に御上り、相公様御對謁、御能等も有之旨にて、八時半時頃御退去被遊、如每大手御門より御通、三ノ御丸より、石川御門より學校前廣坂の上柵御門より御入被遊候事。

四月。金澤城殿閣造營主任の吏を命ず。

〔文化雜記〕

一、四月御用部屋關屋中務、御馬廻頭高島五郎兵衛、組外御番頭永原七郎右衛門、御使番三浦助右衛門、御横目加藤三四郎、御作事奉行淺加三左衛門、御普請奉行上木金左衛門・石川

兵衛、右之人々御造營方主附被仰渡候段、爲御承知御城代又兵衛殿被仰聞候事。

五月朔日。畑柳泰、前田治脩の病を診する爲再び金澤に來る。

〔政隣記〕

五月朔日、畑柳泰今日重而罷越。茨野右衛門例之通於旅宿參着、當日御料理可被下等に候得共、此度者依願暫歸京に而、新に依召之參着与者品違候故、今日者御料理不被下。且召連來候從者不殘柳泰逗留中爲詰候而者、御不益之筋有之に付、兼而申談候趣有之に付、小者之分不殘翌二日相返。依之御殿等に罷出候節は、小者九人御貸渡也。將同二日柳泰持參、相公様御扇子一箱・樂燒茶具五品・藥草五鉢内献上仕。拙者共取次可差上例に候得共、此度不押立儀に付、町同心中一人金谷御殿に罷出取次候而上之候事。

五月四日。安達良作出奔し、次いで越前に於いて自害す。

〔政隣記〕

付札、町奉行に

安達彌兵衛二男良作儀、若黨松原八右衛門召連、當四日大野水戸口に行歩に罷越候處、夜に入候得共不罷歸、行衛相知不申旨。且又雇分に而去年以來良作召仕候下女、當春暇遣候處、右女も同日より在合不申由等、彌兵衛より及斷置候。然處松平越前守殿御領地上新庄・長畑・



宮領右三ヶ所地懸り往還道に、當六日男二人・女二人横死之者有之、武士躰之者懷中に別紙寫之通書付在之候旨、内々彼方御役人下役より湯原友之助下役迄申來候。良作に相違有之間敷躰に付、良作并八右衛門死骸爲受取、家來等之内指遣候様彌兵衛に申渡候。右女者才川下川除町秋元屋平助娘之由に候。今一人之女者右娘之母之躰に候條、親類等之内罷越、死骸請取候様可被申渡候。尤於彼地表立不申、内々之趣に候條、可有其心得候。則別紙寫一通相渡之候事。

五月十一日

加州金澤才川角力町

安達良作

同才川下川除町

秋元屋平助娘

良作妻 はや

右様子有之、二人共相果申候。委細之儀は召連候家來八右衛門儀に申入置候間、何分に茂國元死骸御送遣被下候様、立而奉願候、以上。

辰五月六日

安達良作 判

右に付良作等死骸爲受取、安達彌兵衛家來指遣、翌十二日曉發足、女兩人死骸爲受取、親類

并組合頭・肝煎等四人同時に發出。且於彼地彼是懸合、湯原友之助下役足輕大屋七兵衛儀も指遣候様、友之助に被仰渡、同刻少前發足申渡。右七兵衛者彼方御役人下役より爲知候者也。附、右はや母儀者追手に罷越候處、於彼地良作に被切殺、八右衛門者良作自殺に致介錯候後、令經死候由也。良作死骸は十八日夜連越、八右衛門死骸同斷。女兩人死骸は於彼地令火葬、親類等廿日に歸、其段及御届相濟候事。

五月八日。前田齊廣初めて二ノ丸御殿の燒跡を見る。

〔政隣記〕

五月初而御城中燒跡御巡見、御歩行に而御出之事。

五月十三日。大鼓打坂尻屋佐六葛野流を學ぶことを命ぜらる。

〔政隣記〕

五月十三日、御當地に葛野流無之に付、葛野市郎兵衛の弟子入被仰出。

石井流大鼓役者 坂尻屋 佐六

五月十三日。領内の秤検査の爲守隨彦太郎の手代金澤に來る。

〔政隣記〕



江戸表守隨彦太郎爲名代、高嶋清左衛門等加・越・能稱爲改、今月朔日江戸發之旨之驛觸、同十一日到來之處、今十三日夕右清左衛門等上下三人參着、旅宿片町大浦屋幸左衛門之事。  
五月十六日。大聖寺侯前田利之金澤城に登る。

〔政隣記〕

五月十六日、備後守様今曉七時御供揃に而、津幡驛就御發駕、爲御迎大樋茶屋橋迄罷越候處、六半時頃御着。御旅宿前々者同役岩田傳左衛門罷出、夫より爲伺御機嫌、御宿金屋九兵衛方々兩人共罷出候處、少々御勝れ不被成、御座所に者押而御出被成度御様子に付、御逢不被成旨等、御用人寺田木工を以御意有之、罷歸。御同人様八時頃御座所々御出之處、御前少々御勝れ不被遊に付、御對顔無御座、御料理等被進候上御退出。翌十七日朝六時御供揃に而、同刻過御發駕。其節御宿前々爲御見立罷出、野町々端々者爲御送岩田氏被罷越候事。  
但、金谷御殿々御出、且御寺御參詣者無御座候事。

五月廿一日。前田齊廣の通過の際に於ける門番の作法を定む。

〔文化雜記〕

一、文化五年五月廿一日左之通割場御奉行申聞候に付、御歩横目御供押々爲承知申渡候事。中將様奉初御門外通御通之節は、御門縮不申、番人御門下々罷出、内より出掛り候者指留、

蹲踞可仕候。御門内御通之節は、御門縮置蹲踞可仕候。右詮議之上御城代々及御達候所、可申渡旨被仰渡候事。

右之趣詮議之上御城代々御達申候所、可申渡旨被仰渡候に付、左之御門々々申渡候間、御達申置候事。

西町口御門 尾坂口御門 紺屋坂御門 新坂柵御門 坂下御門  
金谷外柵御門 七拾間外柵御門 甚右衛門坂御門 不明門

五月廿二日。火災の際貞琳院の難を避けたる淺野屋宗平に金子を與ふ。

〔政隣記〕

五月廿二日左之通。

千五百正

以上

淺野屋 宗 平

當春二御丸御燒失之刻、貞琳院様放生寺々御立退之節、宗平方々も暫御休被成候に付、右覺書之通御内々被下之候旨、御廣式御用永井貢一郎より以紙面申來候に付、宗平呼出爲申渡候事。

但、前記正月互見、且其節記に有之乗物屋小兵衛々者、六月九日御座所於御廣式金子二百



疋被下之候旨、留書足輕申渡。尤請書右足輕宛名に而指出候事。

五月廿六日。検査の爲秤を秤座に提出すべきことを命ず。

〔政隣記〕

爲御領國諸秤改、守隨彦太郎名代高嶋清左衛門与申者、御當地に罷越居候條、町人共所持之諸秤、石浦町秤座に持出改させ候様可被申渡候事。

一、先年從公儀追々被仰出候通、新古不限守隨秤之外堅く用申間敷候事。

一、諸秤新古不限、修履糸付等内々に而拵用ひ候儀、只今迄之通彌堅く仕間敷候事。

右之通急度相守可申候。違背之者於有之者、僉議之上曲事可申付候條、此段町中の嚴重可被申渡候、以上。

五月二十六日

奥村助右衛門

岩田傳左衛門殿

津田左近右衛門殿

五月。明年朝鮮の國使來聘するを以て加賀藩より上納すべき高役・國役を五ヶ年賦とすることを許さる。

〔諸事覺書〕

來巳年朝鮮信使對州迄來聘に付、被對外國候御大禮候得者、萬石以上高役金并御料・私領惣國役可指出旨、尤御手傳等廉立候御用相勤候面々、并領分其外非常之災害有之向者、高役・國役共に年限を以可被指延段、先頃御達御座候。然處加賀守儀聖堂向寄火防之儀、寛政十一年未年以來相蒙り、右手當永久不時立入用多、且近來作毛不熟之上、去年七十萬石餘之損毛に而、領國中困窮仕候上、當春居城燒失、參勤并年中献上物之内御用捨等之被仰出も御座候程之儀に而、存じ之外及困窮候族に御座候。乍然外國之御大禮之事に御座候へば、何れ御沙汰通に相心得可申儀に者御座候得共、前文御達之譯義御座候へ者、如何相心得可申哉、國許加賀守に申越度奉伺候、以上。

御名内

五月

牧昌左衛門

御付札

書面高役・國役金共、當辰春居城燒失に付、當年より來る申迄五ヶ年差延、酉より丑迄五ヶ年割、上納之積可被相心得。

私考

百萬石餘之御高に合て、七千六百七十兩計敷。一萬石に付七十五兩充。



五ヶ年に割れば一ヶ年當、千五百三十四兩計歟。  
御國役銀は百石之地より一兩充に付、一萬二千二百兩計歟。  
五ヶ年に割れば一ヶ年當り、二千四百四十兩計歟。  
二口合三千九百七十四兩歟。

五月。金澤城の殿閣焼失せしを以て特に省略を事とすべきを告ぐ。

〔組用留記抜書〕

付札、定番頭

御勝手御難澁に付御省略之儀、近年段々被仰出候通に候。然處當春御城御焼失に付、御參勤等は御用捨之儀被仰出、段々結構之御様子に候所、此末御公務等御指支之場に至候而は不輕儀に候。是迄御省略等之儀毎度被仰出置候上之儀故、其品譯而は不被仰出候間、猶更萬端聊無油斷綿密に相心得、遂詮議候様可申渡旨被仰出。  
右之通被得其意、組・支配之人々可被申渡候。組等之裁許有之——事。  
右之趣一統可被申談候事。

五 月

六月四日。先に出奔自殺したる安達良作の父彌兵衛遠慮を命ぜらる。

五月四日の  
條参照

〔政隣記〕

六月四日左之通御用番横山山城殿於御宅、御横目飯田外記・岡田徳三郎指引に而被仰渡。

安達 彌兵衛

御手前二男良作儀出奔之躰、其上於越前表先達而召仕候女等及殺害、其身致自害候段、御外邊別而如何に候。良作儀常々不行狀之由被聞召候。御家中之人々子弟成立之儀者、前々被仰出之趣茂有之候得者、加異見相慎候様可仕候處、疎畧之至に候。畢竟常々内輪向縮方不宜故、右之族不心得千萬成儀に候。依之御用人被指除、遠慮被仰付候旨被仰出。

辰 六 月

六月六日。百姓にしてその下人を養子とすることを禁ず。

〔筒井舊記〕

於御郡方に、是迄下人養子と申儀有之様子相聞え候。右様之名目一圓有之間敷儀に候條、以來心得方のため申渡候條、可得其意候、以上。

辰 六 月 六 日

中 村 逸 角

高田 彌左衛門

能州四郡十村中

加賀藩史料 第十一編 文化五年



六月十日。金澤城殿閣造營に付き地鎮祭祈禱を修すべきことを議す。

〔御造營方日記〕

今般御造營被仰付候地鎮祭御祈禱、觀音院等々申渡候様被仰渡、則申渡候。其節被仰渡候者、寶曆十一年之節地鎮祭御祈禱被仰付、其後虎之御間等被仰付候節も、御祈禱被仰付候得共、今般者一度御祈禱被仰付迄に而、重而地鎮御祈禱は不被仰付旨被仰談候に付、其趣も爲心得觀音院等々申渡置候。併虎之御間等被仰付者安永三年五月に而、地鎮御祈禱申に而は無御座候。御屋堅御祈禱被仰渡候。左候は、御表向御出來に付、先御成就与申所を以被仰付候儀与奉存候。地鎮御祈禱兩度与申に而は無御座、則其節御渡之御覺書等別紙懸御目申候。今般觀音院等も右之通に申聞、御屋堅御祈禱与申は、御成就之上必被仰付儀与申聞罷在候。先達而被仰談候与は趣意も違申事故、御詮議も可有御座儀与御達申置候、以上。

六月十日

齋田掃部

御城代様

一、先年虎之御間之時、白銀三枚宛被下段之寫も出る也。

六月二十日。諸士の家に傳ふる藩侯の判物・印物の寫を提出せしむ。

〔政隣記〕

本文政隣記  
六月二十日  
の條に記さ

付札、定番頭

御先代様以來被成下候御判物・御印物、御家中一統所持仕罷在候分寫指出候様可申渡旨、被仰出候條、頭分以上者直々御次々持參、關屋中務等内々相達可指上候。平侍等者頭・支配人々取立、中務等々可相達候。右に付相尋度趣茂候者、尤直々右同人等々可承合候。寫調様者別紙草稿之通相認、來月中指上可申候事。

右之通被得其意、組・支配之人々々可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配々も不相洩様可被申聞候事。

右之趣一統可被申談候事。

辰 六 月

六月廿五日。犀川・淺野川の水暴溢す。

〔政隣記〕

六月廿五日、同夜淺野川洪水、小橋危候段段々就注進出馬之處、減水、右橋無違變。及曉天才川も洪水、所々切れ込、橋危旨等追々就注進、重而出馬、橋流失。

六月廿八日。二ノ丸御殿造營の工事に着手す。

〔金龍公記史料〕

加賀藩史料 第十一編 文化五年



六月廿八日。二城造營始。主任前田伊勢守・前田織江。定番頭並用部屋關屋中務・高島五郎兵衛。馬廻頭永原七郎右衛門・三浦八郎左衛門。大小將横目加藤三四郎。作事奉行淺加作左衛門等五人。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

六月廿八日、御城御造營木作初御規式御祝有之なり。同七月廿五日御柱建、右兩日とも御城代・定番頭・御留守居物頭・定番御馬廻御番頭・御横目・御造營御主付・御作事奉行等掛り役人右御場所へ罷出るなり。同日御頂戴物有之なり。事長き事別記有るゆゑ留畧すなり。

〔御造營方日記〕

三千二百二十五坪計

右二之御丸御殿御居間を初、奥御舞臺、御居間書院、桐之御間、船之御間、波之御間、奥御式臺、御膳所、御近習頭席等都溜溜々、并御廣式御居間等、御對面所、貞琳院様御居間等、御末廻り高屋下段、御廣式御書院、同御式臺、部屋方御用所等溜之御杉戸、外は奥御書院を初松之御間等、御小書院牡丹之御間、萩之御間、御裝束の間邊、芙蓉之間、蕙之御間、檜垣御間、瀧之御間、矢天井之御間、柳之御間、つたの御間、竹之御間、虎之御間、御舞臺、御樂屋、多門、實檢之御間、表御式臺、裏御式臺、同所物置、御飾番所、奥之口腰掛共、惣坪數大鉢

如斯に御座候事。

辰 六 月

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

御城御造營に付人夫數千人御用に付、地廻り人拂底に付日用裁許より日用貸當七月より來春迄三分増之儀、御家中一統に願出候なり。是の年春より御城御造營御取掛りに付、御家中諸士壯健之者爲冥加砂持等相願日々罷出候なり。

〔寢覺の螢〕

一、大變後御領國御國恩を存、貴賤となく分限に應じ、御冥加として金銀・竹木、或は吳服・古書・器財思ひくくに獻上す。本町の番徒肝煎の小遣を云何某銀二貫目を獻す。卑賤の者には過分の志なりと稱譽す。此外加越能の姥鼻、布を織苧を獻するの類記するにいとまあらず。皆姓名を記し、太守の御聽に達しければ、其志不斜おぼしめすとて、帳面をいたゞかせ給ひしと承る。

一、木村左助百二十石の知行、御冥加の爲なりとて知分半分を指上し、下知には奇特なる事と稱美す。

一、爰にをかしき事の有ける。野々市村五左衛門といふ老人、本願寺焼亡後再興礎のどうづ



きを工夫して、至て便利なりとて、功を遂、京師にても其名高し。此事聞えて此度被召出といへ共、堅く辭して御請せず。扱退て人々にいふには、吾如來様のために晝夜心を盡して工夫したる事、猥りに凡夫の爲にほどこすべき哉といひふらしける。十村野々市村孫之丞忽これを知、其儘めしとり大に怒て云。此度御殿の凶變、一國聲を立す御笑止に奉存、人々寸志を獻じ國恩を報じ奉る時節、汝年來露命をつなぎ、妻子を安穩に指置御厚恩をも不存付、誠に此度御大切の御用に、汝等ごときを呼るゝ事難有御請可申處、却て違背におよび、剩雜言を吐ちらす國賊、夫々申上首を刎可申と言渡しければ、忽命のをしかりけむ、親類を頼み十村へ詫て御請をしたり。世にはかゝる虚氣ものも有し。

六月廿九日。大聖寺・富山及び領内各所に水害あり。

〔御造營方日記〕

閏六月朔日、前月廿八日風雨強、廿九日甚雨。就中富山御城内の水付御立退、大聖寺淀水に而御館にも水入由也。

〔政隣記〕

閏六月三日朝、大聖寺より以御飛脚奉札、御城三之丸并町中、廿九日曉より船往來、武士家等水附候所數多有之旨等、爲御知申來。依之御近習御使番駒井宇右衛門、爲御見廻早打御

淡路守は富山侯前田利幹

使被仰付、今日夕方發出。

同日晝、京都中使前月廿五日京發之才領歸着、越前金津邊より大聖寺・小松邊迄川々洪水、田地等の水一二尺計宛あがり候。金津より上方迄も雨天續候得共、洪水と申程之儀者無之段申聞候旨、棟取石浦屋五郎兵衛より及届候事。

〔諸事覺書〕

一、淡路守様より左之通被及御届候旨に而、聞番出之候に付記。私領分先達而以來氣候不順、度々雨天御座候處、去月下旬甚雨打續、廿九日諸川一時洪水、城中に茂水押入、堤川除影敷押切、侍屋鋪・在・町七八分通り水下に相成、家藏も押流、所々川淵にも相成候場所所有之。且圍米藏所之内水邊に相成候處も有之、飢人之手當等行届兼候趣申越候。人馬怪我并損失之ヶ所、損毛高等之儀は、在々水未引切候に付而、其員數相知不申候得共、先此段申上候。委細之儀は追而御届可申上候、以上。

閏六月八日

松平淡路守

六月。先に異國船手當を命ぜられたる諸士に費用を給す。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

六月、中川平膳御次に御呼立、御用部屋關屋中務を以左之通被仰出、拜領有之候なり。



異國船漂着之節、御人數御手當之覺悟被仰付、彼是費之筋も可有之儀に付、別紙覺書之通被下之候條、組中并子弟・與力も覺書之通被下之候條、此段可被申渡候事。

六 月

右割合百石に百五十目平均、無息之面々白銀三枚宛、代番人は父知行當り被下之候。但定役は不被下。三百三十石・三百石之面々は乗馬飼料一日一疋に付大豆三升之三の一宛、二百五十石は三升之半分、内調理被仰渡候日より代銀圖りを以被下之候。其餘三百五十石以上は飼料御渡無之候事。

閏六月廿七日。能美郡小松の暴民、町年寄並久津屋三郎助等の家を襲ひて破壊す。

〔小松舊記〕

昨廿七日夜九時頃、私支配所小松八日市町久津屋三郎助・小杉屋六兵衛と申者方、百姓躰之者二・三百人計押寄、家等打潰、今曉七時過退散仕候。右に付急速町附足輕等指出制し、右人數之内疑敷者三人召捕、縮仕置候。尤私并町下代等罷出相□□、外異變之品無御座候。當時米高直に付、右三郎助等兩人之所爲之躰に輕き者共相心得騒立、前段之仕方に相聞え申

候。右三郎助等對し遺恨之品も有之、右之族に御座候哉、夫々遂吟味、委細之儀者追而可申上候。先爲御案内飛脚を以申上候、以上。

辰閏六月二十八日

河村茂三郎

奥村左京様

〔政隣記〕

閏六月廿七日夜九時頃より、小松町年寄並久津屋三郎助、同所質商賣并米中買小杉屋六兵衛方、人數三百計押寄、疊建具等打毀候。米方一件に付、右兩人之者不筋之取組有之故云々。

〔政隣記〕

小松町方騒動之一件、同所御馬廻之内より告來候由之書面中要文左之通。  
元來米直段高直下々致難澁、夫に付同所町奉行河村茂三郎等取咄方惡敷様に取沙汰有之儀、夏已來之事に候處、閏六月中旬之比類に其沙汰募、茂三郎方出入之町人久津屋三郎助・小杉屋六兵衛評判惡敷、毀し可申杯と申沙汰有之候。然處同月廿七日夜雨降闇夜成しに、九時頃三百人餘も寄來、兩家家財悉く打毀し、建具過半毀し退散。其爲躰一圓卑賤之者之仕形にては無之、最初勸歸寺之門内に入鐘を撞人を集め、兩家共八日市町に付前後より押寄、相圖



は小兒之太鼓或は拍子木に而懸引致し、毀し候者初は少人數に候得共、後には二百人計懸り候躰。倍兩端之辻、其外八幡社・穢多町邊・淺井繩手邊等、所々に五十人或百人計、都合千人計も集來居候躰。是は毀し人引揚之節守護人躰と云々。其外寺町邊迄も裏々を徒黨人相廻り、誰にても提灯持行候者有之候得ば竹竿にて打毀し、曉八時過皆々引取。町附足輕町役人等罷出雖爲制之、長熊手或は棒・斧・竹鎗・古鎗等持寄候者に被打伏者も餘程有之、中々難制之。然れ共引後れ候者三人能美郡四俣村清右衛門・同所次郎左衛門・同郡小屋村傳右衛門せがれ與四兵衛。召捕、役所迄連行令禁牢。右徒黨人、元來張本は町より出で、御郡方之者を誘き出せし躰。凡能美郡等十八ヶ村之百姓并山方等よりも出たる躰也。如前記足輕等捕へに入らむとすれ共、中々難寄付に付、味方と見せて入らんと忍び行者有之候得ば、何者ぞと問ゆゑ、味方と答て大に打れ候者も有之。其子細は何者ぞと問へば八十と答へ、問たる者三文と云て安心之躰也と云々。如何して此相詞を一統に示したるや不思議と云々。扱右之趣共にて存分に毀し、土藏のば不手懸由也。終りて五十人或は百人宛堅まり退散。其砌町奉行茂三郎より出し置候足輕等并人夫共追懸候得ば、徒黨人事共せず鐵炮之筒先を揃へ立て、今夜奉行を可打殺なれ共遅く成たり。又近々來りて兩家之土藏も毀し、鐵炮打て奉行を殺さんと言て靜に歸たりとなり。右之通に而同夜は事濟候處、翌日風説評判區々にて、御馬出しへ寄る杯と雜説申ならし候得共、廿八日・廿九日夜も無何事候處、晦日

夜六半時比金平村又右衛門方より、同人方々十八ヶ村之百姓八・九百人許、奉行之御貸家等其外に、打毀し申様子に而道筋夥く出る也と告る者有と及注進。此事奉行聞与同時に、町中も騒立及大騒動。其夜は辰巳之風強く吹て砂等を吹立候故、物音も聞えぬ中又火事なりと呼騒ぐ。人々出て見れ共火は見えす。大風ゆゑ火之手不登と思ひ、侍中は家内之仕抹申付置、三之御丸に罷出、御馬廻中并子弟等迄御番頭久田義兵衛之前へ出指圖を待しかども、元來無火事等ゆゑ退散候様申談に付、四時頃各退散せり。然れ共若放火等有らん哉と、其夜は人々安き心無之處、何事も無之日々靜り候得共、惣躰人氣不穩事共也と云々。

## 〔寢覺の螢〕

一、文化五戊辰前年の不作にて米拂底、殊に御登せ米多、藏々の米乏しく上段々高價、わけて小松は外々より高直にて、五・六月に至り小賣米一升八十三文となる。町中の風評、是は利を貪り米を買しめし者ある故なりと。六月廿七日夜九つ火事よと呼て町中を走る。人々驚き出るに火見えす。人叫て言、扱こそ兼て沙汰せし相圖ならんといふより、いづく共なく人集り、八日市町久津屋三郎助町年寄・小杉屋六兵衛が江戸・葎を打破て亂入す。家内周章ふためき、塀をとび垣をくゞつて逃去れり。兩戸・建具を微塵に碎き、天井・疊・簞笥・長持の衣裳、或は鍋・釜・箱の類は手送りにして戸外へ持出し、悉破却し、柱に疵を付、板敷迄も打破る。其音

閏六月廿七日なり



二・三町もひゞき渡りて凄じ。固めの役人出るといへ共制する事能はず漸明方に散失たり。早朝町役人等見分あるに、あたり隣の門々迄も衣装共を蹂躪、銀錢を蒔散し、重器共を踏碎、目も當られぬ事なりし。又此騒ぎに事よせ盜せし者多し。追々顯はれて召捕られし者數人なり。扱又翌晩も押寄と流言せしかば、芒の穂にも搖ひ震き、小松計の人數にては防がたしと、金澤への注進櫛の齒を引が如し。依之金澤より加勢として、足輕五十人に鐵炮を持せ、城付町足輕數十人・町役人等、是をちからに爰を晴と本折端に相つらなり、鐵炮に玉藥をこめ、頃と言はゞ打放さんと待懸しは、さながら軍義に似たり。家々檐々提灯を輝して祭禮の如し。郡方よりも郡足輕、十村は組下の人數を率て口々を警固す。十日ばかり晝夜共斯のごとし。

一、久津屋三郎助・小杉屋六兵衛小松にて入牢、夫より金澤公事場にて再々の御糺明中、八月廿四日より十月廿四日迄町奉行預りて、旅宿逗留組より代り／＼出て勤番す。歸りて又組預、文化六年十月小杉屋六兵衛は無異儀落着、久津屋三郎助は小松御追放、今金澤に居住す。

一、此兩家を潰せし頭取を御尋、きびしく御吟味あれ共久しく知れず。程經て材木町高堂屋庄次郎と云者處々へ廻狀し、其使せし尾小屋薪賣庄次郎、本折端迄出、人不知言傳遺。の童より露顯し、庄次郎へ

朝六つ時捕手向ふ。庄次郎其舂を見て、迎も通れぬ處と覺悟を究、食する間暫御免下さるべしと、心靜かに食をしたゞめ、妻子にもわかれを告て、尋常に繩にかゝる。公事場にて再三同類の御吟味拷問きびしけれ共、始終詞違はず私一人の了簡にて、同類としては一人もなしと言張て、終に人を誘はず。尾小屋材肝煎は、小童の持來りし狀を在所へ觸たるを越度にて、預とかの名目となる。柔弱癡愚の者にて何の辨もなく、心ならず此災難に逢へり。翌年五月廿七日繩付ながら輕尻馬にかき乗せられ、炎天に顔をさらし、八里の道を來り、庄次郎わが馴し材木町入口にて妻子の事を思ひしや、潜焉として振かへり／＼恨めしげに過行を見る人涙を添たり。羊の歩みほどなく晝九つ過今江村端にて磔にかゝる。尾小屋材肝煎は不覺悟至極にて、此期に及んでもゆるし給へ／＼と泣叫ぶ。役人も哀がり、様々すかして討首となれり。庄次郎は同類も多く有しと聞えしに、罪一人に受て最期も潔し。小松中哀まぬ人とはなし。刑法場の前に毎夜々々線香・蠟燭立つゞけて萬燈のごとし。誦經絶えず、餘り騒がしかりければ、御禁止となりて止みぬ。

閏六月。江戸に於いて禁牢以後釋放せられたる者の處置を定む。

〔公事場御定書之寫〕

付札、公事場奉行宛



江戸表禁牢者出牢之上御門外に追拂候儀に付、先達而各紙面被指出候に付、猶更於江戸表割場奉行に得尋有之候處、前々より追拂申儀は無之、出牢之日より御門外に指出候振合に而、其節於外に彼是申分等不致、隨分稼、御屋敷に御難題不申上様嚴敷申渡、受書取立。尤御屋敷之内に召抱候者有之候得ば、其儀も不差支。且御國に罷歸度旨相願候得ば、是又承届候旨、別紙覺書之通申聞候。將又外々様御振合聞番に申渡爲承合候處、御三家様を初、牢舎之者出牢之上は、本人願次第に而御國許に相返し、又は江戸表に而持度申者は御門外に指出、或は御屋敷中に而奉公在付候者は、自今急度心底相改候段申出候得ば、承届候而指置候儀も有之。且又依不屈之品に門前拂に申付候者は、其段町奉行衆に被及御届置候振合之由。通例右之通に相聞え候旨、篠原勘左衛門申聞候段申來候。左候へば外々様之御振合と同様に而、本人願次第取捌申趣に付、右之趣委曲相達御聽候處、前々より仕來之通可被成置旨被仰出候條、可被得其意候。

文化五年閏六月

七月廿二日。諸士をして出雲日御崎社の勸化に應ぜしむ。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

七月廿二日、出雲國日御崎社日本勸化、百石に付五厘二毛五絲五三宛之圖りに而御家中より

上納有之なり。

七月廿五日。二ノ丸御殿柱立の儀を行ふ。

〔政隣記〕

七月廿五日、今朝二之御丸御造營御柱立御規式、御作法書之通御首尾能相濟。且御大工役附左之通。

御柱建御規式役人

祭主	井上庄左衛門	座見	渡部伊右衛門
助行	吉田左六	幣持	中山助九郎
寶鏡持	棟梁 清兵衛	本酌	棟梁 源助
加	同 久平	三寸三方持	同 惣二郎
玉女三寸三方持	同 市之助	散米持	同 仕右衛門
土器三方持	同 五郎三郎	振幣持	同 庄助
稜机直	同 伊兵衛	明土器批持	同 甚作
露拂	屋根葺棟梁 清七		
飾役	棟梁 久右衛門	同 權左衛門	同 彌右衛門
		同 圓次郎	同 理右衛門



以上

七月廿六日。前田齊廣二ノ丸御殿造營の現場を見る。

〔政隣記〕

七月廿六日八時御供揃に而、同半時前御出、御普請所御巡見。夫より越後屋敷に被爲入、鉛瓦打場等御覽、同刻過御歸。

八月十日。小松町奉行河村茂三郎指扣を命ぜらる。

〔政隣記〕

八月十日左之通被仰付。但前記閏六月廿七日之一件に付、小松町奉行河村茂三郎自分指扣伺置候處、今日左之通被仰付。

指 扣

河村茂三郎

右に付指扣中、小松町支配方之儀、前々之通可相心得旨、御用番以安房守殿、以御紙面被仰渡、今月中者同役岩田傳左衛門儀、本役非番月に付小松主付相勤候段御達申置候事。

〔政隣記〕

前記十日に有之河村茂三郎に被仰渡之御覺書左之通。尤頭中村九兵衛於宅申渡之。

付札、中村九兵衛に

河村茂三郎

右茂三郎儀、支配所小松八日市町久津屋三郎助等方、當閏六月廿七日夜百姓躰之者大勢相集、家打毀相騒候儀、前方取鎮方も可有御座哉に候處、取捌方不行届奉迷惑候。依之自分に指扣可罷在哉之旨紙面指出候。一人役之儀、御用支之儀も難計に付、及指圖候迄指扣之儀、先相見合候様被申渡置候旨、御手前以添書被出之、委曲相達御聽候處、支配所及騒動候儀者不調法之至に候條、先指扣罷在候様可申渡旨被仰出候條、此段可被申渡候事。

八 月

八月十二日。犀川の漁撈者に公儀町中村屋善右衛門より鑑札を受けしむ。

〔政隣記〕

公儀町中村屋善右衛門申者、當年より五ヶ年之間犀川魚殺生請負申付置候。然處前々御家中之人々を初、都而川殺生いたし候人々は、川師方に相届見合札を請可致殺生筈に候處、當閏六月迄暫請負人無之、不苦様に相心得候者も有之、川役銀不指出、川師及難儀候間、投網・十目網・流し網・鮎飛網・ねり網・片瀬梁等に而殺生いたし候人、其川役銀定之通指出候様致度旨町奉行申聞候條、以來右殺生致し候人々、都而札を請候様相心得可申候。



右之通被得其意、組・支配之人々は可被申渡、組等之内裁許有之面々は、其支配にも相達候様可被申聞候。尤同役中可有傳達候事。  
右之趣可被得其意候、以上。

八月十二日

八月十六日。京都の醫畑柳啓が資治通鑑出版の資を助く。

一、白銀五十枚

畑 柳 啓

右故醫學院法印企置候温公資治通鑑板割全部不調に付、父之志を相繼ぎ追々彫刻之儀心願之處、不如意に而未至其場。依之爲上木料御助力有之様相願候に付、右之通年々柳啓は被下之。

右之趣明日畑柳泰致歸洛候條可被申談候事。

辰八月十六日

八月十七日。前田治脩の醫畑柳泰京師に還る。

〔政隣記〕

八月十六日陰、時々雨降。畑柳泰儀先達而被爲召、當時相公様御療用中に候得共、京都向無據用事有之に付、暫之御暇奉願候に付、彼地逗留十日之内夫々用向相辨罷越候様、一昨十四

日被仰出、明十七日發足に付、今日於金谷御殿二汁七菜之御料理被下之、御内々御袖下に而曝布三疋・かすていら一箱・羊羹一箱・白銀二十枚被下之。且御表向は金子七十兩旅用、并弟子柳榮は爲旅用金子二十兩渡度旨之願書出之候處、於御勝手方兩様都合金子九十兩御渡之旨に御聞届有之。將又當二月立歸之御暇相願歸京之節は、旅宿は御使番三浦八郎左衛門、其節は助右衛門と云を以白銀百枚、從相公様も同五十枚拜領被仰付、發足之節旅宿に而御料理被下候得共、此度は誠に暫時之御暇に付、右兩條は無之事。

附、去年十一月八日より今年二月廿五日迄之旅宿賄方等諸入用銀十貫二百三十六匁、五月朔日より今日迄之同斷入用右に准同斷之間、弟子等雇入用等一日金二兩之圖りを以都合三百十二兩、歸候節旅用金七十兩、五月朔日より今日迄は日雇下人之分相返、御殿等は罷出候節は割場より御貸人渡候事に相成候に付、一日金一兩一步之圖りを以都合百三十一兩一步、京都發出前爲旅用金百三十兩於同所御渡之事。

八月。大乘寺開山徹通義介遠忌執行の爲に勸化を許す。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

八月、大乘寺中古開山徹通和尚遠忌執行に付御領國中并日本中勸化相願、御聞届有之なり。

九月二日。學校の習學會讀に陪臣の隨意出席するを許す。



〔政隣記〕

享和三年學校御仕法就被仰付候、陪臣之人々講日不時出座之外、稽古日に出席之儀御僉議中に候間、當分出座不仕候筈之旨被仰渡置候得共、以來最前之通習學會讀日に出席勝手次第之旨、山城殿被仰渡候。此段御一統私より可申談旨、御同人被仰聞候條、御承知被成、御同役・御同席方等御傳達、御組・御支配御申談可被成候。且又御組等之内裁許有之人々者、其支配にも相達候様御申談可被成候。御廻達落着より御返可被成候、以上。

九月三日

堀 三郎左衛門

岩田傳左衛門様

九月七日。大銀奉行三輪采男等保管銀の盜難に罹りたる際處置を謬りたるを以て閉門を命ぜらる。

〔政隣記〕

九月七日左之通被仰付。

三輪 采男

齋藤 金十郎

右兩人於江戸表、大がね奉行相勤罷在候處、去々年八月十一日御土藏番人より、御土藏封前

しめり等有之趣相届候者早速可致見分處、流例之旨に而翌日罷越、剩封前故障有之儀心付不申、封爲解候上封先合せ候節、墨引之處合候に付破却致し、御土藏入、御かね箱二つ封切落し有之、御かね二貫目紛失に付、重而得与封先合せ候處、繼紙等有之、切口之處合不申由。彼是等閑至極、見合に相越候詮も無之、其上御預之御かね紛失之上は、申譯難立不調法之至に候。依之急度可被仰付候得共、外より賊入申様子にも候間、其儀者御用捨被成、兩人共御大小將組被指除、組外被指加、閉門被仰付候條、此段可被申渡候事。

辰 九月七日

右兩人共辻平之丞組に候得共、在江戸に付、相頭菊池九右衛門に御用番助右衛門殿於宅申渡之。

九月八日。去夏以來異國船手當に對する準備を命ぜられたるもの、任務を解除す。

〔政隣記〕

九月八日、御用之儀有之候條、今日四時過御座所に可有參出旨、從御用番助右衛門殿、同役御用番傳左衛門に昨日依御紙面、則罷出候處、左之通御覺書等を以、助右衛門殿被仰渡。付札、町奉行に



異國船御手當内しらべ有之様申渡候付、人馬を張罷在候得共、當年は御在國之事、臨時に御下知可有之候間、去夏差懸り被仰付候内しらべ之分先被差止候。内しらべ不被仰付以前之通相心得候様可申渡旨被仰出候事。附、小松町支配に付而も本文之通被仰渡、末々申渡候事。御用番御口達之趣左之通。

去年御手當内しらべ被仰付候御より、何も格別相進被罷在候。今般別紙之通被仰出候。不及申に候得共、以來無油斷相心得罷在候様可申渡旨、御用番助右衛門殿被仰聞候事。

一、御呼出方同斷に而左之通。

付札、青木與右衛門・中川平膳。

異國船御手當内しらべ有之候様、去夏申渡候に付、各初組中にも人馬を張罷在候故、小身之人々々は去冬より馬飼料代も被下候得共、當年は御在國之事、臨時之御下知可有之候間、去夏差懸り内しらべ被仰付候分、先被差止候。内しらべ不被仰付以前之通相心得候様可申渡旨被仰出候事。

御用番御口達之趣右同斷。

右之外御先手・御使番・御横目等、其外都而去年内しらべ被仰付置候向々々、夫々今日右同准之趣を以被仰渡有之。

一、右飼料代被下候小身之人々々有之者、二百五十石より三百石迄之人々也。三百石以上之人不被下之候事。

九月十日。金澤高岡町に災あり。

〔金龍公記史料〕

九月十日夜高岡町災。五十二戸。自亥至寅。

九月十一日。前田治脩の病を診せしめんが爲津山侯の醫宇田川玄眞招聘の使者を命じ、次いで之を中止す。

〔政隣記〕

九月十一日、左之通御用番助右衛門殿、菊池を以御覺書被仰渡。

御大小將 和田知左衛門

美作津山侯松平越後守殿醫師宇田川玄眞業術鳴世に。依之相公様爲御伺被爲召度段、越後守殿を爲御頼、津山を御使被仰付、近日發足之筈。頭菊池を御渡之覺書左之通。付札、菊池九右衛門。

和田知左衛門



松平越後守殿御醫者宇田川玄真儀被召、相公様診被仰付度候に付、越後守殿の玄真被召度候旨御頼之御使者知左衛門被仰付、右御在所に被遣候條、此段可被申渡候。發足日限之儀者追而可申渡候事。

〔政隣記〕

九月十二日、一昨日和田知左衛門の津山に御使被仰渡候得共、取頼用意之儀先可見合旨、今日御用番被仰渡候事。

但、京都在住醫師之内御召之儀被仰遣、此者若不罷越事に候得者、玄真彌召候筈之由。依而本文之通云々。

九月十四日。大乘寺開山五百年忌法會の爲參集せる衆僧を饗す。

〔政隣記〕

九月十四日、寺地山大乗寺開山道元和尙五百年忌今日就相當、於同寺去る八日より今日迄法會執行、明十五日施餓鬼、十六日より廿二日迄授戒。依之八日以來參詣之旅僧、一ヶ日凡二千人餘宛之處、一統に一汁五菜之齋料理并茶菓・牡丹餅饗應。右之外加越能三州之參詣人も夥敷事云々。

九月十九日。重罪の者に梟首・生胴等を宣告す。

道元は徹通の誤

〔政隣記〕

九月十九日公事場不時役所建候段申來、令出座候處左之通り。

堅町裏地に罷在候大瀧屋徳兵衛せがれ

梟首

茂助

此者最前賊致し、入墨も有之處不相嗜、所々に而謀言を申入泊、着類等盜逃去、其外人々驚入る謀言を申、金子等取逃いたし、剩其身母之遺骨を上方に持行、當町より奉公に罷越居申者方に參り、右奉公人之母病死と偽白骨を渡、其節金子を取候儀有之畢。重々不届至極に付如此申付者也。

九月十九日

石川郡松任町罷在候町醫師

生胴

白井良達

右之者二十九ヶ所に賊入、其内御算用場御土藏破り候事。

今枝内記家來給人小川惣兵衛雇小者

斬罪

久次郎

右之者佐野久喜次方に罷在候内、小玉取逃能州に罷越。坂井善五郎方に罷在候内、善五郎



手前を以米屋より米五斗謀取、能州に奔。右小川惣兵衛方に而錢屋に罷越、惣兵衛方に銀子入用候間二百目持參候様申、右持參之處受取之、透を見合柏野驛迄逃去候處被召捕、右之通に候事。

九月廿四日。人持組の士の無用の參會を禁ずる前令を恪守せしむ。

〔御觸留〕

人持中無用之參會等之儀に付、前々數度被仰出置候處、當時茂心得違之者有之、無用之參會致、其中に者奥向に而懦弱之躰被聞召候。尤今般之處急度御糺可被遊候得共、其儀者先御用捨被成候條、兼々被仰出置候通、無用之參會無之様、夫々急度被申渡候様可申談旨被仰出候事。

辰 九 月

人持中無用之參會等之儀に付被仰出之趣、別紙之通拙者より可申談旨被仰出候付、右書立一通指進候條、御組之人々可御申渡候、以上。

九月廿四日

奥村 左 京様

奥村助右衛門

十月三日。一季居奉公人逃亡の際その處置に關する取調を嚴にせしむ。

〔政隣記〕

御家中を初一季居奉公人共欠落之儀、公事場は斷有之候得者、請人共の御法之通可申渡趣有之に付、受合狀に調有之候。町名并受人之主人名前肩書に有之通に夫々召狀遣候處、請合狀之町名与違候儀も有之。或は以前其町に罷在候得共、當時は居不申与申儀も有之。奉公人は主人替致し罷在、小者杯は前々より之通の名前に而召仕候主人有之候に付、公事場は召出候上人違有之。於公事場しらべ方混雜仕、第一人違に而公事場は召出候儀、於先々にも心外に可存事に候條、都而奉公人召置候節、請人共之居町并主人之名前得与承糺、請合狀爲相調、且又欠落仕候節者兩受人共主人方被呼寄、行衛尋方申渡儀に御座候得者、居町替り居申候歟、主人替居申儀其節相知申儀に候處、最初取立置候請合狀其儘指出候故間違有之候間、欠落有之節、請人共之居町并主人之名前請合狀之通に候哉得与相糺、最前与相違之儀者其請合狀に付札を以、當時之町名并主人之名前相記指出候様、一統被仰渡候様に与奉存候、以上。

戊辰十月三日

本多左近助

高島五兵衛

伊藤内膳

水原久兵衛



中川清六郎

横山山城様

付札、定番頭

別紙寫之趣被得其意、組・支配之人々被申渡、組等之内裁許有之面々者、其支配も相達候様可被申談候事。

十月四日。能登の十村等に異國船手當に對する警戒を解かしむ。

〔筒井舊記〕

異國船御手當内しらべ有之様申渡候に付、人馬を張罷在候得共、當年者御在國之事、臨時に御下知可有之候間、去夏指懸り被仰付候内しらべ之分、先被指止候。内しらべ不被仰付以前之通に相心得候様可申渡旨被仰出候事。

異國船御手當内しらべ不被仰付以前之通りに可相心得旨等に付、別紙御用番より御覺書御渡に付相越之候條、得其意、寄々右之趣可申談候、以上。

辰十月四日

高田彌左衛門

鵜川村 喜三兵衛

異國船漂流候は、心得方御手當之儀被仰付置候得共、不及其儀、被仰渡無之以前之通に相心

得候様、御紙面を以被仰渡、御別紙兩通相廻申候。夫々御承知可被成候。寄々申談候様に与有之候得共、廻狀序有之、今度相廻申候。尤山廻中にも御序之節御申談可被成儀与存候。先々御順達、落着より御返可被成候、以上。

辰十月十六日

鵜川 喜三兵衛

仲間宛所

十月十五日。是日以後江戸に於いて前田重教夫人の七回忌法會を修す。

〔政隣記〕

壽光院様御七回忌御法事、當月於江戸表御執行有之候。御作事・御普請、其外三御丸御射手・御異風稽古、諸組弓・鐵炮稽古之儀相止候に不及候事。

一、御家中普請者不及遠慮候。諸殺生・鳴物等之儀者、當十五日より十七日迄自分に遠慮可然事。

右之通組・支配之人々被申渡候。且又組等之内裁許有之面々者、其支配も相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

十月九日

横山山城

壽光院の忌  
日は十月十  
七日なり



十月十九日。前田齊廣慰能を行ふ。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

十月十九日金谷御殿御慰能有之。拜見人御能相濟直に御座所の御禮に罷出候なり。

十月廿七日。幕府罹災せる金澤城の復興、工事を許す。

〔諸事覺書〕

一、昨廿七日土井大炊頭殿役人より以紙面、御城御普請方之御奉書御渡可被成候間、今日聞番一人罷出候様申來候付、牧昌左衛門罷越候處、御老中御連名之御奉書御渡被成候に付、右御奉書并御使書相添、同人持參指出候事。

但、明日出町飛脚早使を以御國の指上事。

御奉書折懸包

御名

御老中 御連名

以上

加賀國金澤城火事之節、二丸家作不殘、同所北之方瓦塀四ヶ所、同所二重櫓一ヶ所、同所門一ヶ所、同所長屋一ヶ所、同所東之方二重櫓二ヶ所、同所長屋一ヶ所、同所東南之間瓦塀一ヶ所、同所門一ヶ所、同所東之方門一ヶ所、三丸北之方長屋一ヶ所燒失に付而取建之事、并

二丸東之方瓦塀一ヶ所、同所續瓦塀一ヶ所取壞、且又櫓下・長屋下・塀下石垣平均高一間一尺餘、長延二百一間四尺燒損候所修補之儀、繪圖朱引之趣得其意候。願之通以連々如元普請可被申付候、恐々謹言。

文化五辰十月二十七日

土井大炊頭利厚 判

青山下野守忠裕 判

牧野備前守忠精 判

松平伊豆守信明 判

松平加賀守殿

十月廿八日。前田齊廣金谷御殿に於いて石橋の能を演ず。

〔政隣記〕

十月廿八日於金谷御殿、當春於江戸表中將様石橋御能御傳授後初而被爲遊、年寄中等の拜見被仰付。

十月。與力遠藤七郎右衛門等、廣坂柵門勤番中その職務を誤るを以て遠慮を命ぜらる。

〔政隣記〕

加賀藩史料 第十一編 文化五年

金谷御殿は  
前田治翁の  
居館なり



付札、前田式部等

七六四

廣坂柵御門御番人與力

遠藤七郎右衛門

橋本右平

右前月十日夜、御座所御裏通外御番人定番御歩松井伊八郎寢具入葛籠、間違之趣に而兩柵御門内迄持入候處、御座所中右名前之御番人無之に付、表御門外御馬廻御番人より同夜泊組頭迄相斷、段々詮議有之候處、御裏通り外御番人に相違無之に付、中川平膳より御門相通候様切手を以申渡候得共相通不申に付、段々事を分相通候様同人より重而申入候躰に候得共、一圓不致承知相通不申内、翌朝に至其段平膳より及達候に付、相通候様申渡爲相通候。與力御番人は寛文中御定之趣專に申立候躰に候得共、右定には御城中泊御番人夜具之儀は、頭印札を以相通可申旨被仰出候得共、葛籠之名目無之候。御番人共葛籠之儀は、必夜具与相心得居候躰候。既に當七月新番組御歩大宮源八郎葛籠印札間違之趣有之由に而、其節泊組頭より封付葛籠御門相通候様申渡爲相通候。其比御城附與力を以、御番人以後心得方申入置候處、其儀をも致違失候躰。今般之儀平膳より段々事を分申渡候得共、不相當先例を申立相通不申、泊御番之組頭申渡方相用不申儀、彼是不心得之至に候。依之右兩人遠慮被仰付候旨被仰

出候條、此段可被申渡候事。

十月

十一月十三日。前田齊廣、家老等の席に侍分の執筆を置かんとする申請を排す。

〔御親翰拜寫〕

文化戊辰十一月十三日主附玄蕃被召出候處、被渡下御親翰拜寫。

各席執筆之儀に付、吉左衛門・與一郎を以内分被申越候趣承之、委細令承知候。元來執筆共之儀は、調筆暨先例杯繰出申儀專要に相心得、何事も正路に相勤候得者、夫に而宜事に候處、席々何れも同様とは乍申、別而年寄共席并各席執筆内用に而も相勤候者は、兎角僭上に相成、諸役人應對にも彼是私知を加候。殊に年寄共席内用相勤候者杯は、中に御政事にも預り申程之存寄に相心得候躰も相聞え、左候得者侍分之者相勤候儀者、年寄共席すら可相成者指止候はゞ、却而害も可寡と存罷在候事に候。乍然此儀は成來申儀に候得者、今更彼是は無之事に候。各席は是迄一向無之儀に候へば、第一年寄共氣請も宜かる間敷、勿論此儀も厭不申事には有之候得共、いづれにも是迄無之事に候得者、不可然候。殊に當時相勤罷在候執筆共、却而氣屈致可申儀も可有之哉。執筆人少に而不辨に候はゞ、算用者之内相撰、加人に而も可



被申渡儀は承届可申候。此段申聞候、以上。

十一月十三日

七六六

十一月十三日。一ノ丸御殿造營主任にその工事進捗に關して令す。

〔政隣記〕

十一月十三日左之通被仰出。

付札、御造營主附頭ハ

今般二ノ御丸御殿等御造營就被仰付候、來年三・四月頃御引移不指支様可相心得候。且又竹之御間等御造營可被仰付ケ所、不殘來年八・九月頃迄に致皆出來候様、夫々可申渡旨被仰出候條、可被得其意候事。

十一月廿九日。前田齊廣金谷御殿に於いて能を演じ諸士をして之を觀覽せしむ。

〔政隣記〕

十一月廿九日於金谷御殿、中將様御能被遊候付拜見可被仰付旨被仰出候條、九時より可罷出。若病氣等に而御斷申候者、御横目津田藤兵衛等内ハ可相達。且拜見人服は常服に候旨、

昨日勝尾半左衛門より紙面に付及應答。今日九時前より罷出、半左衛門を以御禮申上、參出之届藤兵衛ハ申達拜見仕、昏六時頃相濟、御禮御近習頭を以申上。中將様ハ之御禮御座所ハ罷出筈に候得共、詰合之御近習頭水野八郎左衛門を以同御殿に而申上罷歸。

十一月。物價高貴なるを以て江戸詰の諸士以下に金子を貸與す。

〔諸事覺書〕

一、此表米價諸物高貴に而、諸人一統難澁仕候に付、先達而より御小將頭初段々申聞候趣有之候に付、詮議之趣御勝手方へ及示談、今日左之通申渡事。

辻平之丞ハ

此表米價甚高貴、其外諸物も准じ高料、殊に金相場打續高直に而、彼是諸人一統甚難澁之躰に付、委曲先達而御手前初願之趣、金澤表ハ申遣置候處、御勝手御逼迫至極之上、當春御城中御燒失、不時御物入等に而彌増御指支に候得共、諸人何茂難澁之儀も無據相聞候に付、段々僉議之上相達御聽、格別之趣を以、御歩並以上一人扶持に金一兩充御貸渡、足輕・小者ハは一人に一兩充被下之候條、何分遂勘辨取續、此後一圓願ケ間敷儀不仕様相心得可申候。

右之趣被得其意、組・支配之人々ハ可被申渡候。且又諸頭中ハ演述、組等之人々ハ茂申聞候様可被申談候事。



十一月。富山侯前田利幹財政困難なることを以て供奉の人員を減ずべきことを報ず。

〔諸事覺書〕

一、淡路守様御勝手連々御不如意之上、昨今兩年打續水災に而御損毛有之に付、旁當年より三ヶ年之間、平日御供立御減少被成候。右之趣御用番に別紙之通御届書御指出に付、御案内被仰上候段、御使者武井多宮を以被仰進候旨、篠原勘左衛門申聞候事。

私儀勝手向連々不如意御座候に付、是迄儉約申付候得共、今以不旋御座候上、昨今兩年打續水災に而損毛有之候故、旁以是迄之仕來に而は、此後臨時御用向等被仰付候節、難相動程之仕合御座候に付而、猶又萬端格別省畧仕、從當年三ヶ年之間平日供立之内人減仕、跡挾箱并供馬差略仕相減申度奉存候。尤式立候節者、是迄之通召連可申候。供立之儀は分限も御座候儀に付、右年限相濟候上者家格之通召連候様可仕候。此段御聞置可被下候、以上。

十一月

松平淡路守

十二月五日。領内に於ける米穀の減收を幕府に届出づ。

不旋本の儘

〔諸事覺書〕

十二月六日、御領國之内當年作毛御損毛左之通、御書付を以昨日御用番青山下野守殿に及御届候段、篠原勘左衛門御使書相添出之事。

覺

一、五十五萬百石

加賀・能登・越中・近江之内

右拙者領分之内、當夏已來不熟・水損・風損等有之、當年損毛高如此御座候。此段御届申達候、以上。

十一月

御名

十二月八日。津山侯の醫宇田川玄眞金澤に着す。

〔政隣記〕

十二月八日、松平越後守殿御醫師宇田川玄眞前月廿二日美作發足、今月六日參着之筈に候處、雪途逗留有之、昨夜水嶋泊に而今夕旅宿堤町角屋太郎次方に着。御取扱去年畑柳啓之通に候事。

但、御使和田知左衛門に被仰渡有之候得共、聞番大地縫左衛門より、あなた御家來迄奉札に而往返有之相整、右御使被遣候儀者相止候事。



右玄真十日九時過金谷御殿に被召、相公様御容躰診被仰付。

〔政隣記〕

十二月十日、一昨八日に記す宇田川玄真召連來候從者左之通。

門人藤井芳亭、若黨笹岡茂助・飯嶋清六。藥箱持・長刀持・挾箱持一人宛。駕籠舁四人。以上十人。

十二月十日。宇田川玄真、前田治脩の病を診す。

〔政隣記〕

宇田川玄真御座所の罷出候節

一、途中町下代誘引に而表御式臺迄罷出候はゞ、御小將出向誘引、虎之御間代御屏風圍之内の相通、聞番罷出致挨拶可申候。給事御歩、御茶・たばこ盆出可申候。追付組頭之内罷出及挨拶可申候。其後御小將誘引、柳之御間代三之間の相通、組頭及挨拶可申候。其次年寄中之内罷出及挨拶可申候事。

一、柳之御間代御縁先の、手水桶・手拭懸指出置可申候事。

一、玄真虎之間代後廊下續之間の、御横目誘引にて寄せ置、檜垣之御間代に御出、御目見披露御奏者番、御意有之。御用番御取合申上退去之事。

一、右御目見之節、定番頭以下御歩頭以上伺公之事。

一、右相濟、柳之御間代於三之間御料理等被下候節、給事御歩、指引小頭。其節組頭罷出及挨拶可申候事。

但、相伴御醫師之内。

一、御横目指引之事。

一、携候人々布上下着用之事。

一、玄真退出之節挨拶罷出候組頭并取次御小將、御式臺階上迄送り可申候事。

右於御横目所披見申談有之。御用番岩田氏より町下代に被申談、且御取扱都而去年畑柳啓召候節之通に候得共、御座所に召候儀、町同心旅宿に罷越申談等、少々違有之。

〔政隣記〕

右玄真に去る十日相公様御容躰診被仰付候處、只今迄被差上候御補劑に而者、御本復不被爲在、御急症も難計候。石膏等之御瀉劑指上候者、御快復之段申上。是迄御療治畑柳泰は附子等之御補劑指上候處、表裏之診案に付、御醫師中は不及申に、御家中醫・町醫鳴名之輩數十人の診被仰付、御僉議之處、診案區々候得共、玄真同之方多分与云々。

〔政隣記〕



前記十五日に有之通段々御僉議之上、宇田川玄真年三十五、法林、醫流は紅毛流に而、藥種細末煎湯、味多分辛あり与云。相公様御療治被仰付候處、御言舌等御氣色も餘程御快然也。

十二月十八日。九條家の使者佐々木市正、諸士に貸附したる金子の返済催促の爲金澤に着す。

〔政隣記〕

十二月十六日、九條様御使者佐々木市正御指下、去十一日京都發、當十八日御當地參着之圖。右御指下之趣意者、此方様御家中等御貸付金滯有之、返納方御催促、右に付御口上も有之故、御使者之振を以罷越候に付、其段京都詰人より申來候條、急度御使者与申に而も無之躰に相聞え候間、御馳走方主付等者不被仰付候。依之町料理申付、着日者相應之料理、旅宿之者給仕に而可指遣候。町同心之内一人罷出、御口上振等之様子承合候様可申渡旨、御用番甲斐守殿被仰渡候事。

十八日右市正昨夜旅泊小松之處、今曉七時過發、今日七時頃御當地旅宿金屋九郎兵衛方、上下三十三人參着に付、前記之通町同心清水郷右衛門罷越、御口上振等承合候處、御家中之人々御貸附金有之候處、返納滯一件、且御見廻之御口上も有之由に候事。

十二月廿一日。本年諸士より徴する借知・借米の一部を免除す。

〔政隣記〕

十二月廿一日、昨日御用番甲斐守殿依御紙面、人持組之筆頭・頭分筆頭一人宛、四時過御座所罷出候處、檜垣之御間代御用番甲斐守殿御出座、一人宛御呼立、左之御覺書之趣御演述之上御渡之。御禮申述退去、於御横目所左之覺書披見、八時過退出之事。

御家中之人々勝手難澁之段被聞召候に付、當年も全御借知被返下度思召に候得共、不時御物入等に而御指支に付、御借知・御借米之内別紙割合之通、當年一作被返下候條、此段可申渡旨被仰出。

右之趣被得其意、組・支配之面々も可被申渡候。組等之内裁許有之人々者、其支配も相違候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。右之通可被得其意候事。

戊辰十二月

覺

- 一、自分知三百石以下、御借知并増御借知共不殘。
- 一、同 三百石餘より五百石迄、同斷之内百石に付十石宛。



- 一、同 五百石餘より千石迄、同斷之内百石に付半減宛。
  - 一、同 千石餘より都而増御借知五石宛之分。
  - 一、御扶持方之分、知行に圖り右割合之通。
  - 一、御切米之分都而御借米不殘。
- 右之通被返下候事。
- 付札、御横目

今日申聞候被仰出之趣に付、布上下着用爲御禮、人持・頭分明廿二日より二・三日中に御用番宅に相勤可申候。幼少・病氣・在江戸等之人々々者、同役又者筆頭代判人より可有傳達候。右人々御禮名代人、御用番宅相勤可申候事。

- 一、組・支配之人々之御禮は、其頭等宅に相勤、頭・支配人より御用番に以紙面可申聞候事。
  - 一、與力に者其寄親より可申渡候。御禮も寄親迄罷出可申候事。
- 但、自分御禮に相勤候節、與力之儀も一所に可申述候事。
- 右之通夫々可被申談候事。

十二月

十二月廿三日。借知・借米返還の手續を定む。

〔御觸留〕

今般御借知・御借米就被返下候、五百石以下代銀を以於當場相渡、五百石餘以上は、都而御米を以可相渡旨被仰渡候。依而草案目錄并帳面等相達候條、急速可被指出候。

一、五百石以下代銀之分、一組切惣銀高に而、頭之手前迄全く可相渡筈に候へ共、月迫しらべ方致混雜候付、何百目迄中勘相渡、半銀之分は來春可相渡候。

一、指扣等之人々は不被返下候。

一、當十二月跡目・新知・御加増知等被下候人々、來春御藏返米を以可相渡候事。

但、御加増知等被下候人々は、先知に相當り候御借知相渡候事。

一、當十月以後病死之人々は、跡目被仰付候上、御藏返米を以被返下候事。

一、寄親附等與力之分は、當七月以後病死人半納之分は、半納に當る御借知相返、本納後病死之人々は、尤當り之通可相返事。

但、與力之分は、都而寺社奉行引受可書出事。

一、五百石以下代銀を以相渡候分は、都而越中平均直段を以相渡候に付、來春加・越・能平均直段を以本勘相極候に付、來正中知行高・交名帳面に記可被指出候事。

但、百石に滿不申知行之分者、加州平均直段を以中勘相渡候事。



一、千石以上増御借知被返下候分は、別紙之通切手調指出候上、當場捌印を以可相渡事。  
 一、御切米・御扶持方被下候人々、當年御増米并御引足米被下候人々は、當年之所先祿に相當り候御借米指上置候。且又當三月御下行等受取候以後病死人は、御借米之内三の二指上置候。十一月御下行等受取候已後病死之人々は、當年分全く指上置候間、病死月等但書にいたし可被指出候。將又當年被召出候人々は、御借米指上不申候間、名前相省き、案帳之通調可被指出候。

一、他國居住之人々、并御儒醫・隱居之人々茂、前條之振合に而可相返候條、夫々相分り候様可被書出候事。

一、御切米・御扶持方被下候人々は、前條之趣を以帳面別冊に可被指出候事。

右之趣被得其意、組・支配之人々は不相洩様被申談、尤同役中傳達有之、落着より可被相返候、以上。

十二月廿三日

御 算 用 場

十二月廿五日。九條家の使者佐々木市正の待遇を改む。

〔政隣記〕

十二月廿五日夜、京都御屋敷より之早飛脚來着、木下彌一兵衛京都在住より之書面に、佐々木市

正儀諸大夫に而無之、無官に而御用人並之由申來候に付、俄に御作法書改り、御使番御用無之、御口上取次御奏者番的當に成、御給事新番も同斷、年寄中・御家老役挨拶に被出に不及事に相成、二の膳出候處に而は、御家老役挨拶に被出、御意之趣御使組頭相勤、相伴新番頭・御歩頭之内に成、御返答御家老役的當に成、其外同斷に付畧す。

附、市正儀諸大夫と旅宿亭主金屋九郎兵衛等、先達而市正家來用人等より承受候處、本文之通に付相違之趣等、無急度申入候處、市正儀諸大夫に無相違由申張り居候由之事。

廿六日雨天、前記之通於旅宿佐々木市正御使勤之。御口上取次御奏者番青山將監、挨拶御家老役本多勘解由殿、御返答御家老役津田玄蕃殿、相伴御歩頭武田何市、御意之趣組頭中村九兵衛申述、御横目請人蓑輪知太夫。其外前記御作法書等之通に而、夕七半時頃御返答等相濟候事。

但、自分儀最早引取候段、暇乞に市正は逢候處、先刻御返答之内御滯銀一件御願之儀は、追而御左右可被及候間、御答相濟候上者勝手に歸京可致旨に御座候得共、右御左右不承致歸京候者、及月迫態と被指下候御使者之詮も無之、并同役共は對し候而も面目を失ひ候趣に候間、此儀に付相願度筋有之候間、拙者は可申述哉、又は御用人は可申述哉内談之由申聞に付、致思慮可及御答段申入致退出。翌廿七日御座所は出、右之趣に候間、私近日之内旅宿は



罷越、願之趣大綱承受、其上者町同心之内指遣爲懸合可申儀与存候趣、委曲甲斐守殿に及御内談候處、其通可然旨被仰聞に付、町同心清水郷右衛門に右懸り申談置、廿九日旅宿に罷越市正に對面、大綱承候處、御取替被進儀難成候者、御取立之儀願之趣申聞候に付、來陽二日、清水郷右衛門与申者右等之事に携候役人に候間、罷出候様可申談候條、可被及内談旨申述退出。則正月二日郷右衛門罷越對談之處、村井又兵衛殿等四十人計に之御貸附銀、元利都合五百貫目計之覺書相渡、郷右衛門受取歸候事。

文化 六年

正月朔日。前田齊廣、年頭の儀を本多安房守邸に行ふ。

〔政隣記〕

正月朔日曉天より風雨、朝より終日風雪烈、積雪五・六寸計。

前々如御在國例、六時過出宅御座所に出、舊臘御座所之通、御間狭に付年寄中初一統覽斗目・半袴着用也。同半時過於御式臺御帳に

付罷在候處、五時前御表に御出、於楡垣之御間代御座敷、年寄中等より若年寄中迄獨禮被爲請、御太刀・馬代目錄披露。夫より於御居間書院代、鶴之庖丁御覽。九時前於柳之御間代人持頭分獨禮被爲請。夫より平士一統座附之御禮二切に被爲請。都而御規式御例之通を以、七

時前相濟。夫より金谷御殿に被爲入。自分退出、七時過之事。

附、舊臘記之通就御間狭に、人持以下献上物披露無之。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

年頭御禮、當時御座所御間狭に付年寄中初長袴御指止、半袴着用一統御禮申上候。去春御城御燒失に付御家中一統越前萬歳爲舞不申、十一日吉祥も無之、萬端正月靜に有之なり。

正月二十日。御廣式に奉仕する中臈を募る。

〔政隣記〕

十四五歳より二十三歳迄 御 中 臈

右二之御丸御廣式御用候條、御家中平侍以上娘・姉・妹等之内、相望申者御座候者、頭・支配人より私共の申聞候様可被仰渡旨、先達而御達申候處、未相應之者無御座候間、右年齢に而も相望候者御座候者、早速私共の申聞候様、重而被仰渡可被下候、以上。

正月 廿日

本保六郎左衛門

林 源太左衛門

青地清左衛門

渡瀬七郎太夫



關屋長太夫  
永井貢一郎

本多安房守様

別紙之通、二御丸御廣式御中筋就御用、本保六郎左衛門等より紙面出候に付、寫相越之候條被得其意、組・支配へ可被申渡候。組等之内裁許有之面々者、其支配にも相達候様被申聞、尤同役中可有傳達候事。

右之趣可被得其意候、以上。

正月廿六日

本多安房守

正月廿七日。二ノ丸御殿造營の爲江戸の繪師狩野友益等金澤に着す。

〔御造營方日並記〕

正月廿七日町奉行より紙面來り、狩野友益・同人せがれ狩野墨川、右兩人御造營方爲御用、當十四日江戸表發足、今日參着之旨案内有之事。

二月二日。二ノ丸御殿の上棟式を行ふ爲觀音院に命じて吉日を撰定せしむ。

〔政隣記〕

二之御丸御殿御上棟御規式當月廿日後就被仰付候、良辰吉日御撰御申越可被成候、以上。

二月二日

江守要人

觀音院

二之御丸御殿御上棟御規式就被仰付候、吉日之儀先達而御尋申候處、廿四日・晦日良辰吉日之旨御申越候得共、右之外廿六日・廿八日不宜候哉、今一往御尋申候。若當月吉日無御座候者、來月上旬之内御撰、一兩日日取御申越可被成候、以上。

二月七日

長谷川三九郎

觀音院

右江守・長谷川御作事奉行也。

二月三日。京都の能役者竹田權兵衛が金澤今町に建築したる稽古舞臺成る。

〔政隣記〕

二月三日京都御手役者竹田權兵衛領知三百石、今春流也。去儀、先代之時分當所荒町に稽古能舞臺有之候處、致中絶候に付、弟子今町中川忠藏宅地に、如先年稽古舞臺建度旨願之趣、御用番



奥村助右衛門殿去年九月十四日御聞届に付、則建立いたし成就に付、今日舞臺開能興行、番附左之通、且後日五日も同斷、見物人布上下着。

〔政隣記〕

二月五日前記之通に候處、竹田權兵衛所勞に付興行能相止、實者爭論之趣等有之故云々。附、同月十七日興行。

二月四日。攝津四天王寺の勸化銀を割賦する爲民戸の數を上申せしむ。

〔筒井舊記〕

攝州四天王寺勸化銀御家中より可指出分、先達而御取替に而脇坂中務大輔殿に被遣候に付、今般右銀高軒數を以令割符候條、各支配所軒數、去九月廿五日之在高別紙之通相調、當廿八日迄に當場へ可被指出候、以上。

二月四日

御算用場

高田彌左衛門殿

中村逸角殿

別紙之通申來候條、得其意、早速軒數相しらべ可書出候、以上。

中村逸角

能州四郡十村中

二月五日。組外組牛圓新左衛門の子左助出奔す。

〔政隣記〕

二月五日夜、御算用者御造營方御用懸り牛圓新左衛門組外嫡子左助儀、御大小將組前田義四郎妻と兼而密通躰之處、同道出奔。

但、法船寺町大橋屋小路に而、前田・牛圓隣家也。

右に付父新左衛門指扣相伺候處、共通被仰付置候處、同年六月九日指扣之儀御免許被仰付。

二月七日。前田齊廣金谷御殿にて能を演ず。

〔政隣記〕

二月七日、昨日金谷御近習御用山口清太夫より以紙面、今七日中將様於金谷御殿御能被遊候に付、拜見可被仰付旨被仰出候條、九時より常服に而可罷出、若病氣等に而御斷申候者、御横目津田藤兵衛等可申達旨申來候に付、則罷出、御能左之通拜見、御禮之儀御近習頭奥田次郎左衛門を以申上、中將様之御禮も、於同所御近習頭水越八郎右衛門を以申上、七半時過罷歸候事。

能番組は略  
す前田齊廣  
は白樂天を  
演ぜしなり



二月七日。前田齊廣、久しく斷絶せる寄親附與力の補缺を出願すべからざることを告ぐ。

〔御親翰拜寫〕

文化六年二月圖書に於御前被渡下御親翰拜寫。

先例も有之儀に付、此度青山將監願之趣は承届候得共、向後寄親料簡に而、數十年代り不相願もの願出候儀は仕間敷筈に候。此段兼而夫々可被申聞置候、以上。

二月七日

家老中

右青山將監與力福岡何某數十年代り人不相願、此度依頼被仰付候得共、向後之儀被仰出候譯也。天保三年永原求馬與力六十年餘斷絶之處、去年願出候得共、右御親翰に相當り三の一二の無差別不相願譯に付、紙面相返不承届候事。

二月七日。宇田川玄眞將に歸國せんべするを以て料理を賜ふ。

〔政隣記〕

二月七日宇田川玄眞御暇被下、近日發足に付、今晝於旅宿二汁六菜等御料理被下之、給事坊

主。爲挨拶等、御賄方與力篠井元右衛門・村井九右衛門相詰。且御料理人等は罷越不申、町料理人に而相濟候事。發足之朝被下候筈に候得共、前廉頂戴仕度旨依頼也。

二月七日。石川郡大豆田村に火災あり。

〔齊廣様御傳畧等之内書抜〕

二月七日朝四時過大豆田村出火、長田村に飛火致し兩村過半類燒致候なり。

二月十日。宇田川玄眞金澤を去る。

〔金龍公記史料〕

二月十日宇田川玄眞歸郷。

二月二十日。能登各地に煎海鼠の製造を奨励す。

〔郡方御觸〕

於長崎交易御用に相成候煎海鼠・干貝等、國々出來近年次第相減、元來指定候請負高も有之儀に付、天明年中にも一統被仰渡有之候得とも、其後茂出來薄く、一兩年者交易御用茂指支候程之族に付、長崎御奉行より御達之趣も有之候。依而於御領國出來之煎海鼠之儀、何分獵業出情、少に而茂多く致出來候様可申渡。勿論獵業之事に候得者、捕揚高相減申儀者不及是



無數とは少  
数の義

非候得共、猶更格別に相稼、龜抹に相成不申様相心得、暨食用等に致候分迄も成限り致省略、煎海鼠に仕立候而、請負人塩屋清五郎方は指出候様、下々迄品能申諭候様有之度段、大坂町御奉行平賀信濃守殿より、彼地詰人吉田兵馬等は被申渡候間、此旨一統可申渡由、御用番年寄中被申聞候。右煎海鼠近年無數に付、心得方之儀去暮も一統申達候儀に候得共、前文之通に付猶又申達候條、無油斷相心得候様、夫々可被申渡候、以上。

二月二十日

御算用場

右之通申來候條、得其意、右煎海鼠出來方を始、暨心得方等之儀に付、每度被仰渡之趣も有之、其時々申渡、一統嚴重に相心得居申由に候得共、此儀に付而者繁々被仰渡候趣も有之通、近年煎海鼠出來方無數に付而、交易御用も指支申程之族、今度譯而申來候條、是等之處末々に至まで、不相洩様嚴重に可申渡候、以上。

中村逸角

高田彌左衛門

能州四郡十村中

猶々右煎海鼠近年無數等之譯、組々に而相糺、其譯可申聞候、以上。

二月廿四日。二ノ丸御殿造營の上棟式を行ふ。

〔政隣記〕

御上棟御規式之節御作法

- 一、河北御門警固足輕二人。
- 一、石川御門警固足輕二人。
- 一、御規式中石川・河北兩御門開、御飾警固相立可申事。
- 一、三之御丸御番人當番之人々、并河北・石川兩御門當番與力布上下着用。
- 一、四十間御長屋之方、三之御丸腰掛續小口警固足輕二人。
- 一、極樂橋下御門御歩横目一人布上下着用相詰可申事。
- 但、御門下警固足輕四人。
- 一、雁木坂上警固足輕二人。
- 一、松坂御門外警固足輕二人。
- 但、御規式御用懸り之外、御規式相濟候迄往來指留候事。
- 一、二之御丸裏の御門下警固足輕二人。
- 但、御規式御用懸之外、御規式相濟候迄往來指留候事。
- 一、二之御丸腰懸縮警固足輕二人。



一、御規式小屋外廻縮警固足輕三人。  
 一、御作事所入口警固足輕二人。  
 一、當日御規式に付罷出候人々、二之御丸召連候從者、御定之通相心得、都而同所腰懸に  
 入置可申事。

一、御規式御假屋、馬交御幕爲打候事。  
 一、御規式朝六半時相始可申事。  
 一、御規式に付罷出候人々、朝六時前揃之事。  
 一、御規式御當日頭分以上熨斗目・布上下着用、平士者御造營懸り之人々迄熨斗目、其外者  
 服紗小袖・布上下着用之事。

但、二之御丸迄布上下着用之事。  
 一、御規式御當日着服等、紅・萌黃之二色除之、其外者可爲勝手次第之事。  
 一、御規式に付罷出候人々左之通。

前田 伊勢守 村井 又兵衛 定番頭 三人  
 御造營主附頭 御留守居番 三人 御用人 一人  
 江上清左衛門 林 彌四郎 定番御馬廻御番頭 八人

御大小將横目一人 御臺所奉行一人 御普請奉行  
 御作事奉行 同所御横目 割場奉行一人  
 御造營方内作事奉行 御造營方懸り御醫者 定番御歩小頭四人  
 御城附與力六人 買手與力 御大工頭  
 御造營方御歩横目 御造營方御算用者 御大工  
 穴 生 御壁塗 坊主小頭一人  
 御造營方御横目足輕 掃除裁許 御扶持人石切  
 御扶持人方大工 二十人石切 御造營方懸町肝煎  
 大工 肝煎 棟 梁 等 御造營御用相勤候町人

一、御規式相濟、御飾之内御鏡餅六重・鯉一折・瓶子一對・御熨斗昆布御前指上候分、御城  
 代着座上方の最前より臺直し置、右臺之上御鏡餅等夫々直し置可申事。  
 但、木地三方祭主御大工持參直之、御鏡餅等者幣持・寶鏡持等相提直之可申事。  
 右之御品御城代退出之節、主付頭引渡、受取候上御座所へ致持參候迄之内、御臺所御歩横  
 目指添置可申事。

一、右御品途中長持に入、御横目足輕一人・才領足輕一人指添、御座所者御造營懸り御算



用者、并取次足輕兩人、先達而罷越相詰罷在、御次入口を爲持運、夫々取捌、主付頭罷出候上、御近習頭を以指上之候事。

但、御横目足輕・才領足輕者、御造營方に受取置候者に而相辨候事。

一、御規式相濟、御城代に御飾之内神酒德利一對三方之儘、助行相勤候者持參、御城代着座之前に直之可申事。

但、頂戴之節者給事坊主、右徳利等者直に御城代に被下候事。

一、主付頭上座に、前段之通に而一對、飾役之者持參、直に關屋中務より頂戴相始、内作事奉行迄段々頂戴、畢而引之。

但、給事持參飾役之者勤之、畢而同人引之。

一、定番頭等列居之所に、前段之通に而飾役之者持參、上座に直之、九里幸左衛門より頂戴相始、割場奉行迄段々頂戴畢而引之。

但、給事右同斷。

一、頂戴之砌、しほり有之御幕下し可申事。

但、取捌棟梁大工相勤可申事。

一、御規式相始候儀、暨相濟候儀共、前後御作事奉行より主付頭へ申聞、主付頭御城代へ可

申達候事。

一、右頂戴相濟、御鏡餅・御酒・御吸物被下候事。

一、御城代者着座之處に而頂戴。給事坊主。

一、頭分以上御規式相勤候席に一統罷出頂戴。給事同心。

一、右畢而同席に平士等一統罷出頂戴。給事同心。

一、右畢而同席に御歩小頭并與力一統罷出頂戴。給事同心。

一、右畢而同席へ御歩組より坊主小頭迄一統罷出頂戴。給事小遣。

於御作事所頂戴。

一、御歩並以上御鏡餅・御酒・御吸物頂戴。給事小遣。

一、御造營懸り之足輕以下御鏡餅・御酒頂戴之事。

一、警固足輕并小遣御鏡餅迄頂戴之事。

一、諸職人御鏡餅・御酒頂戴之事。

一、御臺所方右御用に携候分、於同所夫々頂戴之事。

一、御規式相濟候上、主付頭何茂御座所迄罷出、御規式首尾好相濟候段、御近習頭を以可申上事。



以上

二月なり

右廿三日於御横目所披見申談有之。

〔政隣記〕

二月廿四日就御上棟御規式、諸役人朝六時前揃、御規式同半時頃相始り、首尾能相濟候事。

但、前記御作法書之外、繪師狩野友益・同墨川、御規式に付罷出候事。

附記、逗留中友益は十三人扶持、墨川々者六人扶持被下置。

〔政隣記〕

御殿御棟札表

文化六己巳年二月廿四日

無上靈寶神道加持、天水雨水天中地。

菅原朝臣齊廣公御代御城二之御丸御殿御造營天長地久壽命長遠德自在御棟札。

御城代前田伊勢守菅原孝友、村井又兵衛平長世。

御造營奉行關屋中務藤原政良・高島五郎兵衛菅原厚定・三浦八郎左衛門源賢善・永原七郎右衛

門藤原孝之・加藤三四郎藤原恭道。

物頭並御作事御用淺加作左衛門平中卿。

御作事奉行江守要人藤原隆屋・杉浦逸角藤原守政。

御作事奉行加人小堀左内源頼之・長谷川三九郎藤原一久。

御作事所横目高山伊左衛門藤原定功・村田源八郎藤原直之。

御造營内作事奉行村田三郎兵衛源恒升・金谷佐太夫紀健尙・中村武左衛門藤原直孟・井上清左

衛門源信實・熊谷少九郎藤原慎富・關彌左衛門藤原吉清。

御大工頭高橋貞右衛門藤原孝年。

御大工大西久左衛門吉備政時・井上庄右衛門藤原時矩・清水又十郎藤原篤郷・西田勘藏藤原安

代・中村八郎藤原輝景・井上惣助藤原爲重・篠田彌三兵衛藤原和之。

御壁塗堀越吉太夫源保之・堀村儀右衛門藤原本固・堀越兵之助源一元。

棟札裏

加陽金城有二之丸殿閣造營之嚴命。而今茲文化五年夏六月初執斧集衆乃經之。同七月建柱掛  
梁勵其業營之。臻翌年春二月大半成就。實御武運長久國民安康之基也。仰願無風火雷震之  
難。永垂擁護。因各書姓名納之大棟梁間。祝曰萬歲萬歲萬々歲。  
祭主井上明矩謹拜書。

二月。金澤城橋爪御門の造營成る。